

60年のあゆみ

# 緑の東京史(Ⅲ)



東京都造園建設業協同組合

60年のあゆみ  
緑の東京史（Ⅲ）

東京都造園建設業協同組合  
創立60周年記念誌

# ごあいさつ

～ 創立 60 周年記念誌発行にあたって ～



東京都造園建設業協同組合  
理事長 高橋 一輔

この機会に約 60 年の間の当組合、造園界及び一般社会の重要な事象を少し記しておきたいと思います。

1954 年（昭和 29 年）2 月 11 日に、当組合の創立総会が“東都造園建設工業組合”の名称で開催されました。2014 年（平成 26 年）2 月で創立 60 周年です。私が小学校 6 年生の時ですので、実に永い歴史を感じます。創立当時は、東京と横浜を主力に造園建設業の陣を張っておられた優良な造園建設会社が会長でありました。

1975（昭和 50 年）2 月 26 日に、東京地区の事業所が主力となり現在の東京都造園建設業協同組合に改称し、約 40 年になります。そして、1971 年（昭和 46 年）9 月（一社）日本造園建設業協会が設立されて、1970 年～1995 年は、日本経済は右肩上がり好景気が続きました。1975 年（昭和 50 年）5 月 16 日当組合主力組合員の尽力で（一社）東京都造園緑化業協会が創立されたのです。この頃に造園界にとって、技術技能の資格制度が始まって来ました。1973 年（昭和 48 年）に「造園技能士制度」の発足を見えています。また 1975 年（昭和 50 年）に、造園建設業に重要な資格である「造園施工管理技士制度」（国家資格）が発足しました。そして日本経済の陰りで、1991 年（平成 3 年）頃から、バブル経済崩壊の兆しが見えて来ました。

1995 年（平成 7 年）1 月 17 日、阪神淡路大震災が発生しましたが、阪神淡路方面の元気づけなのではないでしょうか 2000 年（平成 12 年）国際園芸・造園博「ジャパンフローラ」の淡路花博が開催されました。2001 年（平成 13 年）国土交通省新設 [ 建設省・運輸省・国土庁・北海道開発庁合併 ] されました。国は、小さな行政へ、そして民営化の方向に舵をきって来ました。みどり環境の公園緑地等に指定管理者制度 2003 年（平成 15

年)の導入で、公園緑地等の運営・管理・市民利用面の効率化、質的向上、利用増大等が著しく良くなりました。しかし、指定事業者の経営面は、苦しいものがあります。そして、2008年(平成20年)アメリカからのリーマンショック襲来で、日本でも資産価格の暴落が occurred。ゴルフ会員権等の大暴落もこの一つでしょう。これは、我々が民主主義での資本主義社会で自由主義経済システム手法の最大の欠点を暴露したものと考えられます。

そしてまた、2011年(平成23年)3月11日、東日本大震災発生と共に、福島原子力発電所の崩壊による放射能飛散の大災害を巻き起こしました。そして、この大震災の復興に対して、国民も多少の負担義務として、平成23年より26年間の平成50年まで、全国民に対し復興税を課しています。所得税額の2.1%をプラス納税となっています。会社企業は所得税額の10%を2年間納税してきました。うれしい出来事もありました。2013年(平成25年)に、2020年(平成32年)東京オリンピック・パラリンピック開催決定となりました。また念願であった富士山の世界文化遺産登録(2013年(平成25年))が決定しています。

東京都造園建設業協同組合は、造園建設業界の主力の企業集団だと思っています。従って、今後どの様な活動をすべきかを考えたいと思います。まず、造園建設業界が親睦と結束及び企業力向上をめざすべきと考えます。そしてまた、各種先端のランドスケープ領域の拡大に伴う技能・技術及びITの積極的導入のための横断的な研修会・勉強会の開催に力を入れたいと思います。そして、産・学・官・民の情報交換に向けてのプラットフォーム的発想も重要と考えます。

この様に、60年間を概観して、我々造園建設業集団は、産・学・官・民の多くの先人達や色々な人達のご尽力の足跡と思います。企業人は常日頃、謙虚さが大切と考えます。

この度は、60周年記念誌発行に際し、舟引敏明様、北原恒一様をはじめ、造園界で足跡あられる皆様に、ご執筆をいただき感謝致します。また、60周年記念誌編集委員会の皆様のご努力にお礼申し上げます。そして、陰に陽に、編集に力添えしてくれた竹嶋正實事務局長にお世話になりありがとうございます。

2017年3月吉日 感謝合掌

# 目 次

創立 60 周年記念誌発行にあたって	2
I 組合の諸活動	5
II 組合員の施工事例の紹介	8
III 組合 60 年のあゆみ	30
IV 造園建設業を取り巻く動き	
日比谷公園 100 周年記念事業から始まる日比谷公園ガーデニングショーの取り組み — 2020 年東京五輪・パラリンピックの先を目指して—	44
東京の緑化を支える力	47
この 20 年間の公園緑地政策の展開	50
造園技術・技法の移り変わり	53
全国都市緑化フェアの開催一覧	56
V 組合機関紙「組合だより」	58
VI 東京都造園高等職業訓練校	
(1) 東京都造園高等職業訓練校の推移	60
(2) 訓練生数・補助金・講師の変遷	61
(3) 寄付行為、規約、校則	62
VII 東京都造園建設業協同組合	
(1) 事業規模の推移	65
(2) 役員の変遷	66
(3) 20 年間の主な受賞者	68
(4) 20 年間に亡くなられた主な役員	69
(5) 団体概要調書、組織図、委員会名簿	70
(6) 組合員名簿	
創立時、創立 25 周年時、創立 40 周年時、現在	72
(7) 定款、共同受注事業規約、共同受注委員会規約	75
編集後記	84

# I 組合の諸活動



造園技能検定受験対策講習会



特殊緑化技術講習会



植栽基盤調査実技講習会



都市緑化フェア視察研修



平成 23 年度全国都市緑化 TOKYO フェア協賛事業



上野駅周辺通路修景工事



ペDESTリアデッキ周辺木製プランター設置

平成 24 年度全国都市緑化 TOKYO フェア



東日本大震災復興支援事業（球根の販売、売上げを義援金へ）



ワーキングウェアショーを開催



写真展（今昔）を開催

## II 組合員の施工事例の紹介

アゴラ造園(株) .....	8	(株)大國屋園芸場 .....	10
(株) 飛 鳥 .....	9	(株)多摩ニュータウンサービス	20
(株)石勝エクステリア .....	10	東急グリーンシステム(株) .....	21
(株) 岩 城 .....	11	東光園緑化(株) .....	22
岩田造園土木(株) .....	12	西村造園土木(株) .....	23
(株)岡野造園 .....	13	(株)ノザワ .....	24
(株)表養樹園 .....	14	箱根植木(株) .....	25
加勢造園(株) .....	15	(株)日比谷アメニス .....	26
(株)桂造園 .....	16	(株)富士植木 .....	27
(株)昭和造園 .....	17	(株)柳島寿々喜園 .....	28
西武造園(株) .....	18	(株)吉村造園 .....	29

## アゴラ造園 株式会社

工 事 名：(仮称) 練馬区立日本銀行石神井運動場跡地公園整備工事

施工場所：東京都練馬区石神井台一丁目 33 番 44 号

施工年月：平成 24 年 10 月～平成 26 年 3 月



既存のクラブハウスや樹木を活用しつつ、グラウンド、テニスコートをはじめ外周園路などを再整備した工事です。

工 事 名：戸定邸庭園復元工事

施工場所：千葉県松戸市松戸 638 番 4 他

施工年月：平成 28 年 9 月～平成 29 年 3 月

3 .



1898 年 (明治 31 年) 撮影



施工前

15 代将軍徳川慶喜の弟である昭武の庭園です。時代の変遷とともに変化した庭園を、昭武が趣味として撮影した写真をもとに、当時の姿に復元する工事です。



施工後

# 株式会社 飛鳥

工事名：(仮称) 南部防災公園整備工事第二期

施工場所：中野区南台一丁目

施工年月：平成 27 年 7 月～平成 28 年 2 月



(施工：飛鳥・創研ガーデン建設共同企業体)



※ 着工前のイメージパース

本工事は、広域避難場所として指定されている「東京大学教育学部附属中等教育学校一帯」内に防災機能を備えた(仮称)南部防災公園を整備するものである。

## 株式会社 石勝エクステリア

工 事 名：東急プラザ銀座  
施工場所：中央区銀座五丁目  
施工年月：平成 28 年 3 月竣工



都心と臨海部をつなぐ「緑の拠点」として屋上階に最大級の壁面緑化を創出すると共に隣接する数寄屋橋を再整備。  
(※ SEGES (社会・環境貢献緑地評価システム)「2016 都市のオアシス」認定)

工 事 名：二子玉川公園 「帰真園」  
施工場所：世田谷区玉川一丁目  
施工年月：平成 26 年 3 月竣工



(施工：石勝・緑進特定建設工事共同企業体)

「多摩川」の水域や「国分寺崖線」のみどり豊かな丘陵からなる武蔵野の原風景を再現した世田谷を象徴する日本庭園。  
(※第 32 回都市公園等コンクール 国土交通省都市局長賞受賞)

工 事 名：東急ハーヴェストクラブ京都鷹峯 & VIALA  
施工場所：京都府京都市北区衣笠鏡石町 47  
施工年月：平成 26 年 6 月竣工



古来より月の名所である鷹峰を望む広大なランドスケープと伝統技術によるヒューマンスケールの景が調和するモダンなリゾート空間を創出。

## 株式会社 岩 城

工 事 名：松下政経塾 松心庵 露地改修工事

施工場所：神奈川県茅ヶ崎市

施工年月：平成 27 年 4 月竣工

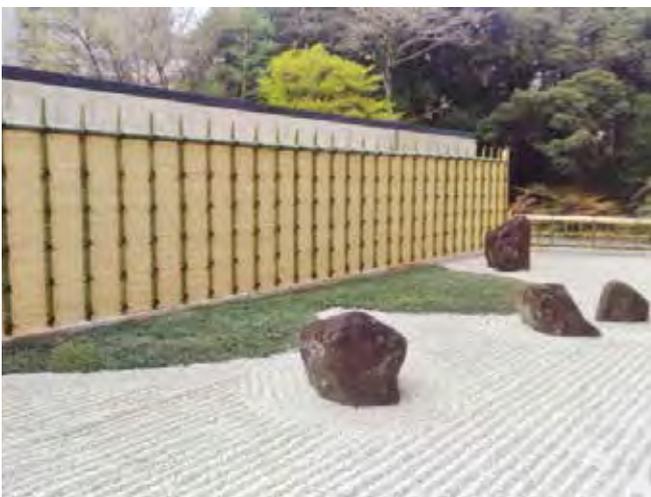


竣工後 35 年経過し、樹木の成長や周囲の環境の変化に伴い大きく変わってしまった茶庭の景観を再び整えるための改修工事。海辺の茶室というコンセプトが、より鮮明になるように整備を行う。

工 事 名：シェラトン都ホテル東京 屋上枯山水庭園

施工場所：東京都港区

施工年月：平成 28 年 4 月竣工



シェラトン都ホテル東京のエグゼグティブラウンジの前に新設した枯山水庭園。桂垣と抗火石による石組で、静けさのある空間を作る。

工 事 名：フランス大使公邸 中庭

施工場所：東京都港区

施工年月：平成 27 年 9 月竣工



大きな海原へ注ぐ川の流れを、借景を活かしながら、枯山水の技法を用いて表現。既存の樹木や石材を積極的に活用している。

## 岩田造園土木 株式会社

工 事 名：(仮称) 荒川五丁目北グリーンスポット新設工事

施工場所：荒川区荒川五丁目

施工年月：平成 27 年 3 月竣工



住宅過密地域の防災スポットで狭いスペースに 5 m<sup>2</sup>の防火水槽を入れて公園を整備する工事。

工 事 名：掃部宿憩いのプチテラス整備工事

施工場所：足立区千住仲町

施工年月：平成 27 年 2 月竣工



北千住駅近くの密集地の工事で近隣との調整が多く足立区より表彰された工事。

## 株式会社 岡野造園

工 事 名：明治神宮クスノキ剪定作業

施工場所：明治神宮大前目

施工年月：平成 24 年 3 月、平成 25 年 3 月、平成 26 年 3 月



明治神宮境内で 365 日結婚式が入っているため、足場を組むことも、高所作業車を設置することもできないため、ツリークライミングにより剪定した。クスノキが大きくなりすぎ、屋根にかかったり、内部に枯枝が多数発生しているための剪定。目標は全体を 2m 程度小さくする事だが、1 度に剪定すると太い枝の切り口が表に出てしまうため 1 度に 70cm 程度を 3 回に分けて剪定した。ツリークライミングで作業のため、結婚式等の式典の間は樹上でそのまま待機し、外部から作業中が分かりづらいように行った。

工 事 名：明治神宮参道清掃作業

施工期間：過去 30 年間施工



長柄箒 流通していないので現場で作成。参道の砂利を飛ばさない 箒の材料  
ように風圧で落葉ゴミ等を掃き集めるため竹の穂を長く、広く、薄く束ねて作成した。

## 株式会社 表養樹園

工 事 名：東京街道団地北公園整備工事

施工場所：東京都東大和市清原一丁目

施工年月：平成 21 年 12 月～平成 22 年 4 月



工事概要	整備面積	約 2,800㎡
	基盤整備	施設撤去工、敷地造成工 一式
	植 栽 工	高木約 20 本、中木約 30 本、低木約 1,400 株、生垣約 140m
	地被植栽	12,300 鉢、張芝約 910㎡
	施設整備	雨水排水設備 他

## 加勢造園 株式会社

工 事 名：小石川後樂園円月橋・大泉水護岸・石橋修復工事

施工場所：東京都文京区後楽一丁目 小石川後樂園地内

施工年月：平成 23 年 11 月～平成 27 年 6 月



円月橋



大泉水

国の特別史跡・特別名勝である小石川後樂園の大泉水と内庭の外周護岸及び円月橋、石橋を解体修復し、復元した。

## 株式会社 桂造園

工事名：六義園山陰橋改修工事

施工場所：文京区本駒込六丁目（六義園）

施工年月：平成 26 年度竣工



国の特別名勝指定の六義園の工事は、文化財保護法等の関係法令遵守のもと実施し、300年の歴史の重みと、特殊作業との細部まで注意を払った。

工事名：旧安田楠雄邸庭園の庭園保存修復工事

施工場所：文京区千駄木5丁目20番18番（旧安田楠雄邸）

施工年月：平成 22 年度～平成 25 年度



大正時代初期の雁行の家と一体となっている、和洋折衷の前庭、中庭、坪庭、主庭の特徴を活かし、当時の資料をもとに修復を行った。（(財)日本ナショナルトラスト所有）

## 株式会社 昭和造園

工 事 名：大久保公園シアターパーク整備工事

施工場所：東京都新宿区

施工年月：平成 22 年 3 月竣工



この公園は歌舞伎町内にあり、防災公園の機能を有し、各種イベントに対応する広場として改修工事を行った。

工 事 名：武蔵野公園整備工事

施工場所：東京都小金井市

施工年月：平成 25 年 7 月竣工



武蔵野公園北西の急こう配の階段を利用している住民より要望があり、緩い勾配の階段とスロープを木製デッキ造成によって解消した。

工 事 名：豊四季台団地（建替）第 2 期移管公園整備工事

施工場所：千葉県柏市

施工年月：平成 26 年 9 月竣工



この公園は東日本大震災の除染土壌を仮の置き場として地下に埋設し、その上を築山として造成した公園である。

## 西武造園 株式会社

工 事 名：桜ヶ丘公園整備工事

施工場所：東京都多摩市連光寺三丁目地内

施工年月：平成 25 年 3 月竣工



多摩丘陵自然公園内にある、自然地形を生かした起伏に富んだ公園をウッドデッキや園路による散策に適した自然豊かな公園です。

工 事 名：東京駅グランルーフ壁面緑化工事

施工場所：東京都千代田区

施工年月：平成 25 年竣工



首都東京の新しい玄関口を象徴した壁面緑化です。歩行者の目を楽しませるため 30 種ものカラーリーフが導入されています。

## 株式会社 大國屋園芸場

工 事 名：新川緑道桜等植栽工事

施工場所：江戸川区船堀二丁目

施工年月：平成 21 年 1 月～平成 21 年 11 月



新川千本桜計画のその 1 工事で、新川緑道植栽工事と新川西水門広場植栽工事でソメイヨシノ等の桜を植栽しました。

工 事 名：(仮称) 松島 3-45 公園新設工事

施工場所：江戸川区松島三丁目

施工年月：平成 22 年 12 月～平成 23 年 2 月



井戸ポンプやかまど、ベンチ・収納ベンチ、マンホールトイレなどを設置。

工 事 名：松島くろまつひろば拡張工事

施工場所：江戸川区松島三丁目

施工年月：平成 27 年 11 月～平成 28 年 3 月



公園中央に、みかほ石による石組みや随所に景石を設置。マツ、モミジ、オカメザザ、タマリユウなどを植栽。

## 株式会社 多摩ニュータウンサービス

工 事 名：永山南公園改修工事

施工場所：多摩市永山4丁目

施工年月：平成27年6月～平成28年3月



当工事は東京都、多摩市、都市再生機構が推し進める“多摩ニュータウン再生事業の一環として東京都の助成を受けて多摩市の発注で事業化されました。

工 事 名：町田木曾住宅遊園施設改修工事

施工場所：町田市木曾東4丁目

施工年月：平成28年1月～平成28年7月



住宅団地内の造園施設、またイベント広場として住民に親しまれて来たが老朽化により改修。周囲道路はジョギングコースとして整備されました。

## 東急グリーンシステム 株式会社

工 事 名：東品川海上公園遊具設置工事

施工場所：東京都品川区東品川2丁目

施工年月：平成28年1月～平成28年3月



江戸時代、天王洲にくじらが現れた”  
という話をモチーフに、くじらの遊具  
を製作しました。



## 東光園緑化 株式会社

工 事 名：サンシャイン水族館

施工場所：東京都豊島区

施工年月：平成 22 年 8 月竣工



東京都心の池袋のサンシャインシティ 10 階の屋上部に、子どもたちだけではなく大人たちも心から楽しめる、「天空のオアシス」をテーマに水族館が作られました。マリナーガーデンでは、「南国リゾート」を思わせる植栽を行いました。シンボルとなる樹木はヤシ、フェニックスレクリナータを使用しました。東京の気温は都市化によるヒートアイランド現象で、1970 年代と比べると冬の最低気温で約 4℃上がり、南方の植物の植栽が可能となり、中低木では観葉植物を多く用いました。

## 西村造園土木 株式会社

工 事 名：豊町公園拡張整備工事

施工場所：東京都品川区豊町6丁目

施工年月：平成27年10月～平成28年3月



本工事は、公園の拡張整備に伴い老朽化した施設の全面改修を行いました。複合遊具、キャッチボール場、公衆便所、雨水流失抑制設備等が主な工事内容です。

## 株式会社 ノザワ

工 事 名：北砂水上公園改修工事

施工場所：江東区北砂一丁目

施工年月：平成 26 年 10 月～平成 27 年 3 月



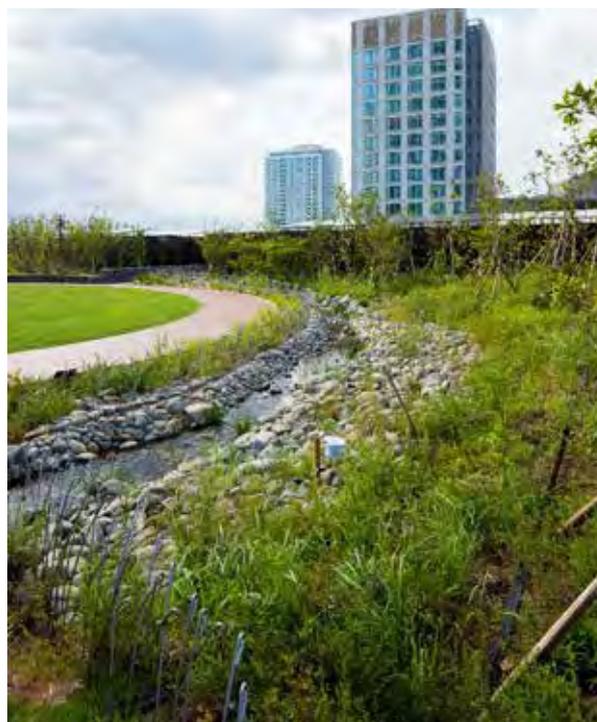
川側の石積み、手すり及び四阿 1 基を残し、他を撤去。給排水電気、船のデッキ、波のモニュメント、平板舗装、玉石積み、階段、フェンス、植栽工他。

## 箱根植木 株式会社

工 事 名：二子玉川東第二地区第一種市街地再開発事業

施工場所：東京都世田谷区

施工年月：平成 27 年 4 月竣工



地域の生命をつなぐ、自然環境の創出を目指して二子玉川ライズでは、流域の生態系をきめ細かく再現し、自然・歴史・文化を身近に体感できる環境づくりを行っています。

## 株式会社 日比谷アメニス

工 事 名：県立フラワーパーク造園（2工区）工事  
施工場所：鳥取県西伯郡会見町鶴田及び日野郡溝口町宇代  
施工年月：平成 11 年 3 月竣工



(施工：日比谷・大協組建設共同企業体)

50ha を誇る日本最大級のフラワーパーク、オランダ・キューケンホフ園と姉妹園関係にある。施工面積約 95,000㎡、伯耆大山を背景に四季おりおりの花を一年中鑑賞できる屋根付き回廊式洋風庭園。

工 事 名：目黒区立目黒天空庭園  
施工場所：東京都目黒区大橋一丁目 9 番 2 号  
施工年月：平成 25 年 3 月竣工



首都高大橋ジャンクションの屋上にある目黒区立の公園。地上高 11 ～ 35 m に 7,000㎡ の回遊式和風庭園を創出

## 株式会社 富士植木

工 事 名：谷中霊園樹木移植工事

施工場所：東京都台東区谷中七丁目地内

施工年月：平成 26 年 6 月竣工



谷中霊園墓所内にあるタブノキ（H=15mC=3.05mW=15m）を 20m 先へ移植するに当たり、当社技術の人力による移植方法「立曳き」工法が採用された。

工 事 名：平成 25 年度千鳥ヶ淵戦没者墓苑本屋前敷石等改修工事

施工場所：東京都千代田区三番町 2

施工年月：平成 26 年 3 月竣工



戦没者墓苑中央広場の既設敷石を撤去後、新規の鉄平石を 3 タイプの石材を組み合わせた乱張り舗装。

## 株式会社 柳島寿々喜園

工 事 名：丸の内仲通りストリートギャラリー展示彫刻撤去・設置工事事

施工場所：千代田区丸の内一丁目～丸の内二丁目の仲通り及び一号館広場内

施工年月：平成 27 年 6 月 22 日～ 10 月 31 日



エミリオ・グレコ 「うづくまる女 No.3」 (一号館広場内)

丸の内ストリートギャラリーの7基の彫刻作品を基礎とも撤去し、新しい7基の基礎及び作品と入れ替えを行った工事である。(彫刻の所蔵はいずれも公益財団法人彫刻の森芸術文化財団)



三沢厚彦 「Animal 2012-018」



フロリアーノ・ボディーニ 「ある女性の不安な伝記」

## 株式会社 吉村造園



工 事 名：池上本門寺松濤園日本庭園工事  
施工場所：大田区池上一丁目  
施工年月：平成 3 年 4 月竣工



池上本門寺の松濤園は、池の周辺は州浜・織部井戸・鶴島・太鼓橋などがあり、滝口付近は溪流と溪谷・沢渡り・滝見橋など作庭した。



工 事 名：陽日の郷  
あずま館庭園工事  
施工場所：福島県二本松市  
施工年月：平成 12 年 3 月竣工



特別室 屋上庭園 安達太良山の自然が一望できる特別室つくばいに水琴窟が設置されている。

工 事 名：大塚邸庭園工事  
施工場所：世田谷区  
施工年月：平成 14 年 5 月竣工



### Ⅲ 組合60年のあゆみ

年月日	記事	一般史	年月日	記事	一般史
(昭29)					
54.1.10	組合創立委員決定、田丸実、岩田勝之助、村山正治、前田宗正、北見功、山梨弘次	土地区画整理法制定	4.1	【歳入出予算】258,000円 【組合長】横溝政雄	小河内ダム完成 ソ連世界初の人工衛星スタートニク1号
1.29	創立委員会開催、規約案竝に勧誘状発送先33社決定、発起人、東京植木、春日造園、岩田造園、東光園、神奈川農園	ビキニ水爆実験に第5福龍丸被災	17	東京都公園部より国際見本市晴海会場造園工事を組合で担当するよう指示あり、総工費217,000円。工事担当者春日造園、武蔵野園芸、大和ガーデン、富士植木、姪田植物園、東京園芸	打上げ なべ底不況始まる
2.11	創立総会開催：組合員28社 【名称】東京造園建設工業組合 【所在地】渋谷区北谷町52 【役員】組合長：横溝政雄、副組合長：坂田武雄、田丸実、常任理事：成家銀造、勝間田良太郎、吉原安太郎、沼田安蔵、会計理事：加勢俊雄、岩田勝之助、姪田貫二、理事：春日時太郎、幹事勝芳三郎、相談役：相川要一、飯田寅三郎 【組合員】武蔵野園芸、坂田種苗、杉本造園工務店、岩田造園、樺木産業、神奈川農園、大沢農園、東光園、小川造園、東京植木、第一園芸、加勢造園、青山ガーデン、大和ガーデン、横浜植木、姪田植物園、富士植木、中央造園、三橋建設、日本植木、東京造園、東京ガーデンナー、中川産業、二葉建設、富士見園、春日造園、安達建設横浜支店、東京植木横浜支店	防衛庁設置 自衛隊発足	(昭33)		
3.12	定時総会開催 【年会費】3,000円【入会金】1,000円 【歳入出予算】126,000円	吉田内閣総辞職、鳩山内閣成立	58.1.13	定時総会開催（会場伊東）：組合員31社 【会費】3,600円 【歳入出予算】317,000円 【組合長】横溝政雄	多摩動物公園開園 東京タワー竣工
5.4	臨時総会開催、組合員の増強議決		1.15	春季親睦旅行会実施熱海	フラフープ大流行
7.20	親睦旅行会実施：湯河原		2.13	東京都公園緑地部との懇談会開始	狩野川台風伊豆、関東を襲う、死者行方不明868
10.30	臨時総会開催、規約の一部改正議決		6.9	日本住宅公団との懇談会開催	
11.	昭28.11労働省告示による造園工賃金390円に対し鷹工同額の455円増額方労働省に陳情（大工515円、石工600円、土木重作業405円、軽作業260円）		21	臨時総会開催 植栽工事の枯補償及び管理費特別委員会設置 委員東光園、富士植木、樺木産業	
(昭30)			7.21	夏季親睦旅行会実施：裏磐梯	
55.1.15	定時総会開催：組合員26社	神武景気始まる	26	組合員日本植木吉良社長死去	
6.25	【歳入出予算】208,000円 【年会費】3,600円 【組合長】横溝政雄	自民党結成	10.25	臨時総会開催 野球部の創設	
7.19	日本緑地業組合（協会）の設立を企図 三役名をもって案内状を発送したるも挫折		29	造園材料標準価格表の作製配付	
9.17	親睦旅行会実施：箱根湯本		12.4	東京都建設局に対し、工事発注につき陳情	
10.14	建設省、住宅金融公庫、日本住宅公団 共催の「明日の住宅建設展」に協賛 会場銀座松屋会期10日 臨時総会開催住宅建設展決算報告 【総経費】39,000円	都市公園法制定	(昭34)		
(昭31)			59.1.16	定時総会開催：組合員32社 【会費】4,000円 【歳入出予算】825,000円 【組合長】横溝政雄	工場立地法制定 皇太子、正田美智子さん結婚
56.1.16	定時総会開催：組合員30社 【組合費】3,600円 【歳入出予算】177,000円 【組合長】横溝政雄	首都圏整備法公布 鳩山内閣総辞職	1.19	春季見学旅行会実施伊豆蓮台寺	ソ連ロケット月面到着
2.25	臨時総会開催規約の一部改正議決	日本の国連加盟承認	26	日本住宅公団と維持管理事業につき懇談会開催	
3.20	東京都、首都緑化推進委員会、東京都公園協会共催「都民住宅小庭園展示会」に協賛、会場日比谷公園	メルボルンオリンピック	2.11	前回に引続き第2回懇談会開催役員会開催	
7.17	親睦旅行会実施：伊香保		28	催造園会館建設基本方針決定	
9.	日本住宅公団、防衛庁に造園工事分離 発注方陳情		3.30	日本住宅公団と団地植栽管理について 懇談会開催	
11.14	臨時総会開催、造園材料標準価格表作成 配付議決		4.9	日本住宅公団団地内す直栽木年間管理費について 答申書提出	
(昭32)			7.22	夏季見学旅行会開催：飯坂	
57.1.17	定時総会開催：組合員33社	自然公園法制定	8.2	組合員従業員の慰安旅行会実施	
4.1	【組合費】3,600円		26	「公園緑地の現在と将来について」建設省、東京都と座談会開催	
			9.3	日本住宅公団と団地才直栽歩掛りに関する研究会開催	
			10.	同上第2回研究会開催 東京都公園緑地部と懇談会開催	
			11.18	同上第2回懇談会開催	
			12.10	日本住宅公団と懇談会開催	
			25	同上第2回懇談会開催	
			(昭35)		
			60.1.19	定時総会開催：組合員29社 【会費】6,000円 【加入金】120,000円 【歳入出予算】851,000円 【組合長】横溝政雄	浅沼社会党委員長刺殺さる 西尾末広民主社会党結成
			25	造園会館建設委員会設置 【委員】横溝政雄、田丸実、樺木理、成家銀造、加勢俊雄、三橋政綱、岩田勝之助	新安保条約自然成立
			5.23	臨時総会開催造園会館建設議決	岸内閣総辞職 池田内閣成立
			6.21	造園会館創立総会開催	都営地下鉄1号線開通
			7.15	日本住宅公団と懇談会開催 要望書提出	ダッコちゃん人形大流行
			19	東京都主催サンプルガーデン展示会に協賛 会場井の頭公園 見学旅行会開催：浜名湖天竜川	

年月日	記事	一般史
(昭36) 61.1.27	定時総会開催：組合員 29 社 【組合費】 12,000 円 【加入金】 180,000 円【歳入出予算】 1,540,000 円 【組合長】 横溝政雄	伊豆急開通 ソ連世界初の人工衛星ヴォストーク 1 号打上げ、地球一周(ガガーリン少佐)
7. 8	臨時総会開催造園会館落成の件	
8. 2	組合事務所を会館内におく。造園会館落成式挙行	
23	臨時総会開催 造園工事賃金協定価格 議決 1 級最高 1,500 円(10 年以上) 2 級最高 1,000 円 (3 年以上)	
30	組合員に対し 23 区に指名参加願提出するよう都公園緑地部より指示	
10.	東京都並に日本住宅公団に陳情書提出 枯補償 1 年の期間短縮について	神代植物公園開園
11.10	臨時総会開催組合員の資格に関する 規程議決	
(昭37) 62.1.18	定時総会開催：組合員 30 社 【組合員】 12,000 円 【歳入出予算】 2,875,000 円 【組合長】 横溝政雄	高速道路 1 号線開通 東京都人口 1,000 万突破
6.23	臨時総会開催組合費審査委員会設置	
7.20	見学旅行会実施：北陸地方、名古屋において地元業者と懇談会開催	
10.25	北部公園緑地事務所との懇談会開催	
27	西部公園緑地事務所との懇談会開催	
7	南部公園緑地事務所との懇談会開催	
11.26	相談役春日造園社長春日時太郎死去	
(昭38) 63.1.	定時総会開催：組合員 30 社 【組合員】 12,000 円 【歳入出予算】 4,489,000 円 【組合長】 横溝政雄	観光基本法制定 ソ連衛星ヴォストーク 5 号打上げ、初の女性飛行士テレシコワ搭乗ケネディ大統領暗殺 ボウリング場人気上昇
3. 8	臨時総会開催未収金整理についての細則議決	
6.25	組合設立 10 周年記念祝賀会開催	
28	臨時総会開催 10 周年記念行事報告	
7.10	見学旅行会実施	
8. 3	臨時総会開催国際造園会議に協賛並に 10 周年記念事業の組合法人化議決 【設立準備委員】加勢俊雄、三橋政綱、勝芳三郎、比留間邦助、前田宗正、岩田勝之助、御林道男	
10.10	臨時総会開催 設立委員議決 樫木理、成家銀造、田丸実、横溝政雄、加勢俊雄、御林道男、勝芳三郎	
12.21	東都造園建設業協同組合創立総会開催 組合員 35 社 【役員】 理事長：樫木理、副理事長：田丸実、成家銀造、理事：加勢俊雄、前田宗正、岩田勝之助、勝芳三郎、宮島鐘吉、姪田貫二、御林道男、監事：三橋政綱、伊藤次郎、顧問：横溝政雄、岩田西造 【組合員】 岩田造園土木(株)、樫木造園土木(株)、(株)表養樹園、春日造園(株)、加勢造園(株)、新川造園土木(株)、(資)昭和造園、第一園芸(株)、(資)大和ガーデン、高村造園(株)、東京造園土木建設揃、東京植木(株)、東京園芸(株)、東光園緑化(株)、日本緑化土木(株)、根岸造園土木(株)、(株)日比谷花壇、(株)姪田植物園、(資)富士植木、藤造園建設(株)、(資)武蔵野園芸、(株)小川造園、(株)中央造園社、(株)村越造園、三橋建設(株)、富士見園緑化土木(株)、東京庭苑(株)、坂田種苗(株)、杉本造園	

年月日	記事	一般史
	工務所、三笠造園(有)、(株)雅叙造園、(株)芝萬、岩城造園(株)、西村造園(有)、横浜植木(株)	
(昭39) 64.2.26	東都造園建設工業組合解散並に精算議決	東海道新幹線開通
3. 1	東都造園建設業協同組合発足	
14	会計理事として勝芳三郎就任	
4.16	委員会の委員決定【渉外委員会】委員長：富士植木、委員：昭和造園、姪田植物園、根岸造園、東光園、大和ガーデン【金融委員会】委員長：東光園緑化、委員：加勢造園、武蔵野園芸、東京園芸、東京造園土木、藤造園建設【文化厚生委員会】委員長：加勢造園、委員：岩田造園、日比谷花壇、富士見園緑化、富士植木、新川造園土木	
5.22	臨時総会開催 役員選挙規約、組合員の資格に関する規約、共同購買事業規約、委員会規約、金融事業規約、共同受注あっせん事業規約議決 処務規程、服務規程、経理規程、給与規程承認	東京オリンピック開催 駒沢オリンピック公園開園 池田内閣総辞職、佐藤内閣成立 東海道新幹線営業開始 公明党結成
8. 3	顧問：東京植木(株) 横溝政雄死去 「組合だより」第 1 号発行 見学旅行会実施：関西	
10.	日本造園緑地組合連合会設立発起人会開催	
11.	第 2 回同上発起人会開催	
11.21	臨時総会開催岩田西造氏黄綬受章記念祝賀会開催議決(上野精養軒)	
(昭40) 65.1.24	親睦旅行会実施：熱海	都議会社会党第 1 党となる
2.24	通常総会開催：組合員 36 社 【歳入出予算】 7,500,000 円 【加入金】 5,000 円 【理事長】 樫木理	文化大革命始まる(中国)
4. 9	臨時総会開催 日本造園緑地組合連合会結成議決、組合負担金 14,000 円	
4.19	日本造園緑地組合連合会創立総会開催、同事務所を組合内におく	
5. 7	造園工事歩掛特別委員会開催 構成、建設省、東京都、日本住宅公団、厚生省、東京大学、農業大学、組合	
9. 17	川崎、安行、千葉各組合との懇談会開催 建設業法の改正に先立ち造園業種を独立させることについて陳情書を建設省に提出	
10. 9	都北部公園緑地事務所と懇談会開催	
10.26	野芝の単価引上げについて日本住宅公団に陳情	
12. 8	理事：(株)日比谷花壇 宮島鐘吉死去	
(昭41) 66.2.26	定時総会開催：組合員 41 社 【歳入出予算】 9,088,000 円 慶祝金並に弔慰金に関する規約議決 日本万国博覧会造園工事入札参加資格申請提出 日本住宅公団に対し発注工事前渡金制度適用の陳情書提出	首都近郊緑地保全法制定 全日空機羽田沖に墜落 死者 133 名 総人口 1 億人を越える
11	建設省公園緑地課と懇談会開催(以後随時行う)	
(昭42) 67.2.27	定時総会開催：組合員 44 社 【歳入出予算】 10,682,000 円 【加入金】 20,000 円 【理事長】 成家銀造 委員会の構成を総務厚生、事業運営金融に決定	美濃部亮吉都知事就任 公害対策基本法成立

年月日	記事	一般史
4.12	工事費単価値上げに関し各官公庁に陳情書提出	吉田元首相死去
6.	見学旅行会実施：瀬戸内海	
7. 1	緑友会主催レクリエーション大会実施：富士登山 日本住宅公団と懇談会実施	モントリオール万国博覧会
9	建設業法改正試案には造園工事が依然として一般土木工事中に含まれていることについて陳情を前提とする研究会開催	中東動乱勃発
	【メンバー】 井下清、本間啓、江山正美、横山光雄、佐藤昌、建設省公園 緑地課長外 4、東京都菊地都市公園課長外 1、小形研三、樺木理、成家銀造、田丸実、伊藤代次郎、前田宗正	ASEAN 結成
9. 8	臨時総会開催、補正予算議決 明年度造園緑化事業予算の増額方建設省、東京都外各官公庁に陳情書提出	ミニスカート大流行
10.21	井之頭恩賜公園開設 50 周年記念行事に協賛	
27	組合員と設計家連合会員の懇談会開催	
(昭 43)		
68. 2.26	定時総会開催：組合員 42 社	小笠原諸島復帰
5.4	【歳入出予算】 13,134,000 円	
13	新入社員研修実施、毎週土曜午後 6 日間	新都市計画法成立
6.12	見学旅行会実施：広島、山口	
	臨時総会開催委員会規約の一部改正	明治百年記念式典挙行
7.13	(社) 日本造園建設業協会設立を議決	
10.11	緑友会主催レクリエーション大会実施：大島造園工事費の適正化についての陳情書を関係各官公庁に提出	川端康成ノーベル文学賞受賞
15	明治百年記念庭園展開催に協賛会場 日比谷公園	霞ヶ関ビル完成
27	臨時総会開催委員会規約改正、神奈川支部規約議決	3 億円事件発生
10.2	経営者研修会開催	
	江山、本間、小沢、小形の 4 講師	
(昭 44)		
69. 2.25	定時総会開催：組合員 43 社	都市再開発法
	【歳入出予算】 16,370,000 円	新都市計画法施行
	【加入金】 150,000 円	
3.24	【理事長】 成家銀造	東名高速道路開通
	委員会の構成は総務委員会（加勢委員長）、事業委員会（田丸委員長）、厚生委員会（御林委員長）とし、各委員は理事のみ	原子力船「むつ」進水
4. 4	設計事務所連合との懇談会開催	
5.12	新入社員研修会実施 3 日間	アポロ 1 号月面着陸
26	見学旅行会実施：奄美大島	
	造園工事設計単価の増額について関係諸官庁に陳情書提出	パンタロン流行
22	経済調査会との懇談会開催	
9.12	土木施工管理検定制度施行に対応する方策を理事会において検討	
(昭 45)		
70.1.6	日本住宅公団との懇談会開催	日本万国博覧会開催(大阪)
18	職業訓練指導員資格取得に関し、造園士会、造園クラブとの懇談会開催	
21	日本万国博覧会工事見学会実施	
2.24	定時総会開催：組合員 45 社	日航「よど」赤軍にハイジャック
	【歳入出予算】 29,660,000 円	
	【加入金】 150,000 円	
5.18	新入社員研修会開催 3 日間	三島由起夫割腹自殺
6. 4	臨時総会を見学旅行会を兼ねて開催	
	共同購買事業費規約、会議室使用規程の一部改正議決	
10.11	職業訓練指導員 48 時間講習実施	歩行者天国スタート
	日本住宅公団、首都高速道路公団に対し造園工事指名に関し陳情書提出	

年月日	記事	一般史
10.30	設計事務所連合共催の技術講習会開催以後毎月 1 回実施	
(昭 46)		
71.2.12	日本住宅公団との懇談会開催	環境庁設置
2.25	定時総会開催：組合員 51 社	(社) 日本造園建設業協会設立
	【歳入出予算】 23,193,000 円	
	【加入者】 150,000 円	
	【理事長】 成家銀造	
3.15	設計事務所連合との懇談会開催	沖縄返還協定調印
20	神代植物公園開園 10 周年記念「花と庭の総合展」に協賛決定	
4. 9	委員会の構成を渉外（岩田委員長）、事業（長峰委員長）、造園材料調査（藤巻委員長）、教育研修（御林委員長）、情報厚生（姪田委員長）と改訂	アポロ 14 号月面着陸、シェパード、ミッチェル月面歩行
6.12	ガス溶接技術講習会開催	
14	工事残材料処理費を設計金額に組入れ方東京都に陳情書提出	カップヌードル初めて発売
7.4	臨時総会を見学旅行会を兼ねて開催委員会規約の一部改正を議決 会場：城崎	
8.13	オートスライド街路樹の夏季剪定完成	
20	臨時総会開催助日本造園建設業協会設立を議決	
10.14	(社) 日本造園建設業協会関東甲信越支部規程並に役員案に関し東京地区協会（組合員）集会において決定	
	支部長：田丸実、副支部長：岩田勝之助	
26	中堅幹部研修会開催	
11. 2	日本造園建設業協会社団法人として設立認可	
17	理事長成家銀造（(社) 日本造園建設業協会会長就任のため辞任、後任理事長に田丸実、副理事長に御林道男就任と、教育研修岩田委員長、渉外宮島委員等を理事会において決定	
11.29	(社) 日本造園緑地組合連合会解散	
(昭 47)		
72.1.10	日本住宅公団との懇談会開催	都市計画 5 カ年計画施行
2.15	オートスライド街路樹の冬期剪定完成 東都造園高等職業訓練校の開設を理事会において決議	自然環境保全法成立
	(社) 日本造園建設業協会関東甲信越支部を組合内におく	
2.26	定時総会開催：組合員 58 社	札幌で冬季オリンピック開催
	【歳入出予算】 33,189,000 円	
	【加入金】 150,000 円	
4. 1	東都造園高等職業訓練校設立認可	
5. 3	緑友会主催運動会開催	連合赤軍による浅間山荘事件発生
6. 4	見学旅行会実施：八丈島	
26	新入社員研修会開催	
4	臨時総会開催	
	根岸監事（死亡）、野口監事（辞任）の後任として宇田川次兵、杉本哲次選任	
10.27	中堅幹部研修会実施	
11.17	経営者研修会開催 講師：邨永漢	
28	工事写真の撮影方法説明会開催	
(昭 48)		
73. 2. 27	定時総会開催：組合員 54 社	都市緑地保全法施行
	【歳入出予算】 46,468,000 円	江崎玲奈氏がノーベル物理学賞受賞
	【加入金】 200,000 円	第 1 回技能検定公示
	【理事長】 田丸実	(社) 日本インドアグリーン協会設立
5. 9	造園工事の特殊性による設計単位の増額方関係官公庁に陳情書提出	
11	中堅幹部研修会開催	
15	日本住宅公団との懇談会開催	
24	新入社員研修会開催	

年月日	記事	一般史
6. 3	組合主催運動会開催	オイルショック
7	枯補償について各官公庁に陳情書提出	
7.11	臨時総会開催：湯河原 組合費賦課基準の改訂（民間工事にも賦課）議決	日航ジャンボ機オランダ上空でハイジャック
8.28	日本住宅公団との懇談会開催	
9.14	臨時総会開催 日本住宅公団よりの申入れ事項の周知	
15	ガス溶接技能講習会開催	関門橋開通
19	建設物価調査会との懇談会開催	
(昭49)		
74.1.7	技能検定受験対策学科講習会開催	生産緑地法施行
16	車両系建設機械運転特別講習会受講幹旋	
19	東京都造園緑化業協会設立委員会設置を理事会にて決定 【委員】加勢俊雄、北村信正、長峰和夫、勝芳三郎、前田宗正	自然保護憲章制定
2.19	技能検定受験対策実技講習会開催	国土利用計画法施行
28	定時総会開催：組合員 61 社 【歳入出予算】 51,289,000 円 【加入金】 350,000 円	国土庁設置
3.12	東京都造園緑化業協会設立趣意書定款を理事会において承認、同時に各種委員会の構成に委員は全員留任と決定	佐藤栄作ノーベル平和賞受賞
4.26	臨時総会開催 定款改正に伴う員外理事として小笠原敏夫就任議決	小野田寛郎氏ルパン島で救出
5. 3	組合主催運動会開催	
6.11	人事、給与、服務、組織規定 理事会において可決決定	
11.	日本住宅公団との懇談会開催	田中内閣総辞職、三木内閣成立
8. 8	クレーン運転特別教育実施	
15	同上	
26	地山の掘削及土留支保作業主任者講習実施	
29	東京都造園緑化業協会設立説明会開催（93 社）	国営武蔵丘陵森林公園開園
9. 2	熱海において経営者研修会開催	
10	玉掛技能講習会実施	地価上昇率史上最高
20	クレーン運転特別教育実施 オートスライド街路樹植栽編完成	
10.	型枠支保工の作業主任者講習実施 足場の組立業作業主任者講習実施	
11.12	全国経済事業協同組合連合会加入 経済調査会建設物価調査会との懇談会開催	
27	東京都造園緑化業協会設立経過報告会（165 社）	
12. 8	技能検定受験対策実技講習会開催	
(昭50)		
75.1.17	玉掛技能講習会実施	東京都造園緑化業協会設立
2.26	定時総会開催：組合員 59 社 名称区域の変更に関し定款の一部変更、支部規約の廃止を議決 【歳入出予算】 48,854,000 円 【加入金】 400,000 円 【理事長】 加勢俊雄 【監事】 伊藤敏雄、和田貞次	沖縄海洋博覧会開催
4.21	臨時総会開催 東京都造園緑化業協会の設立議決	造園施工管理技術検定制度新設 (社) 道路緑化保全協会認可
5.16	東京都造園緑化業協会創立総会開催	
31	組合員家族慰安釣りの会開催 多摩川	第 1 回サミット開催エリザベス女王訪日
6. 1	(社) 日本造園建設業協会関東甲信総支部事務所を組合内におく	建設省、都市緑地対策室新設
19	東京都植木農協との懇談会開催	
24	都公園緑地部、臨海開発部との懇談会開催	
7. 6	移動式クレーン特別教育実施	宅地開発公団(財) 河川環境管理財団設立
10	技能検定受験対策実技講習会実施	
19	見学旅行会 沖縄海洋博	
9.11	技能検定受験対策実技講習会実施	
18	西部公園緑地事務所管内見学会実施	

年月日	記事	一般史
22	移動式クレーン特別教育実施	都市緑化月間設定
10. 8	臨時総会開催 定款の一部改正議決 経営者研修会を兼ねて実施 湯河原	
12.12	12 日、19 日、26 日、3 回にわたり造園施工管理技術検定受験対策勉強会実施	
(昭51)		
76.1.6	6 日、8 日、13 日、3 回にわたり造園施工管理技術検定受験対策勉強会実施	日本造園修景協会設立 第 2 次都市計画 5 ケ年計画実施 (社) 日本造園建設業協会 東京支部設立 (社) 日本造園建設業協会関東甲信総支部設立
2.27	定時総会開催：組合員 61 社 【歳入出予算】 51,780,000 円 【加入金】 400,000 円	福田内閣成立
3.10	都水道局に対し分離発注陳情	毛沢東死去
4.11	神代植物公園開園 15 周年記念庭園展緑化相談に協賛	海洋博公園管理財団設置
27	経営者研修会 横浜商大奈良講師	
5.12	坂田種苗園芸展覧会見学会実施	
30	技能検定受験対策実技講習会開催	
6.3	都公園緑地部、臨海開発部との懇談会開催	
21	経営者研修会開催：熱海 (社) 日本造園建設業協会関東甲信越総支部、同東京都支部事務所を組合内におく	ロッキード事件
8.27	技能検定受験対策学科講習会開催	
11. 5	日本住宅公団との懇談会開催	
12.14	臨時総会開催 東京都造園高等職業訓練校法人化議決	
(昭52)		
77.2.23	定時総会開催：組合員 60 社 【歳入出予算】 53,610,000 円 【加入金】 400,000 円 【理事長】 加勢俊雄 東京都造園緑化業協会社団法人認可 委員会の構成を企画（御林委員長）、事業（長峰委員長）、情報厚生（蛭田委員長）とすることを理事会において決定	職業訓練法人 東京都造園高等職業訓練校認可 独禁法公布 立川基地全面返還
3. 8	組合創立 25 周年記念事業特別委員会発足 委員は理事全員	
5.10	新入社員研修会開催	カラオケブーム始まる
6.23	全農養成樹苗見学会実施	
29	技能検定受験対策実技講習会開催	
7. 3	見学旅行会並に経営者研修会実施：尾久島及鹿兒島市	
12	理事会において教材用オートスライド 規程改正決定	
8.10	都公園緑地部、臨海開発部と懇談開催	
8.24	技能検定受験対策学科講習会開催	
9.13	組合費賦課基準の改訂案作成を企画委員会に一任することを理事会において決定	
11. 8	企画委員会作成の会費賦課基準案を理事会承認	
11.29	25 周年記念誌編集座談会開催	
12.17	臨時総会開催 会費賦課基準改訂案審議の結果、企画委員に更に組合員中より委員を選出、審議会を設置して検討次期総会に討議することとし、委員の選任は理事会一任と決定	
(昭53)		
78.1.10	会費の賦課基準改訂審議会委員 15 名を	成田空港開港
2.21	理事会において選任	大平内閣成立
24	第 1 回審議会開催	
24	定時総会開催：組合員 60 社 【歳入出予算】 57,022,000 円 【加入金】 300,000 円	日本水景協会設立
3. 7	第 2 回審議会開催	
6.24	臨時総会開催：三重県合歓の郷 会費賦課基準案を原案通り可決、7 月 1 日実施を議決	日中平和友好条約調印 ディスコブーム始まる

年月日	記事	一般史
8.18	尚、伊勢鳥羽の見学旅行及び経営者研修を実施 異常気象による植栽樹木の枯損に対し、予算的措置の配慮方に関し、各官公庁に陳情書提出	
9.12	組合顧問として都議会高橋一郎、河野一郎 両議員の委嘱を理事会において決定、受諾確認の上、委嘱手続完了	
(昭54)		
79.2.16	組合設立 25 周年記念式典ホテルニュー オータニにて 400 名の参加者。記念誌「緑 の東京史」刊行	カーター米大 統領来日
27	定期総会開催：組合員 61 社 【歳入出予算】 58,918,000 円 【加入金】 300,000 円 【役員改選】 理事長：御林道男、副理事長： 横溝政昭、蛭田貫二、専務理事：小笠原敏 夫、理事：岩田勝之助、伊藤敏雄、勝芳三郎、 黒沼茂治、杉本哲次、高橋玉樹、富永孝之、 長峰和夫、比留間邦助、前田宗正（会計）、 宮島毅、三村欣司、監事：宇田川国一、加 藤竜二	東名日本坂ト ンネル火災事 故
5. 1	都の造園関連部局の幹部との懇談会（毎年 実施する）	東京サミット
6. 7	経営者見学会：北陸方面視察	
7.12	営業関係者研修会	
8.11	工事責任者研修会	
10.10	日比谷公園花壇展に協賛・出展～10.28	
12	名古屋植木(株)東京支店脱会（支店閉鎖）	
(昭55)		
80.2.27	定期総会開催：組合員 58 社 【歳入出予算】 56,550,000 円 【加入金】 300,000 円	華国録中国首 相来日
3.	大洋造園土木(株)新規加入	鈴木内閣成立 モスクワオリ ンピック開催
6. 5	三橋建設(株)東京支店脱会 会員親睦会：愛知県三ヶ日・岡崎・豊橋方 面見学	日本公園施設 協会設立
26	都の造園関連部局の幹部との懇談会 豊水造園興業(株)東京支店脱会（事業縮小）	公共用緑化樹 木品質寸法規 格基準策定
(昭56)		
81.2.27	定期総会開催：組合員 57 社 【歳入出予算】 84,408,000 円 【加入金】 300,000 円 【役員改選】 理事長：御林道男、副理事長： 横溝政昭、蛭田貫二、専務理事：小笠原 敏雄、理事：岩田勝之助、伊藤敏雄、勝 芳三郎、杉本哲次、高橋玉樹、富永孝之、 長峰和夫、黒沼茂治、宮島毅、和田貞次、 比留間邦助、前田宗正（会計）、三村欣司、 監事：宇田川国一、田中誠爾	神戸ポートピ ア'81 開催 福井議一氏ノ ーベル科学賞 （財）都市緑 化基金設立 宅配便ブーム .10 7
4.28	営業担当者研修会：代々木オリンピックセンター 蘆花園植木(株)新規加入	植樹保険ス タート
5. 2	(株)岡野造園 新規入会	住宅都市整備 公団発足（公 園緑地部設 置）
5.20	大日本園芸(株)新規入会	
6. 6	経営者見学会、神戸ポートピア博、二条城、大徳寺 都の造園関連部局の幹部との懇談会	
6.30	(株)ノザワ 新規加入	
7.10	(株)松栄造園土木 新規加入	
7.31	樹木剪定研修会（神代植物公園にて）	
8.20	教養講座を開催 神代植物公園開園 20 周 年記念事業にミニ庭園を出展	
11.27		
(昭57)		
82.1.13	樹木植栽講習会（神代植物公園にて）	趙紫陽中国首相来日
2.26	定期総会開催：組合員 62 社 【歳入出予算】 85,825,000 円	サッチャー英 首相来日 中曽根内閣成立

年月日	記事	一般史
3.13	【加入金】 300,000 円 経営者研修会講座（造園会館にて） 理事会にて、小笠原専務理事の退任（3 月 末日）を承認。同じく後任に乾喜民の就 任を承認。4 月より引間事務局長着任	東北上越新幹線開通 ジャパン火災 ゲートボール人気上昇
6.23	経営者研修会講座：箱根（懇親会）	造園工事業が 中小企業近代 化促進法の指 定業種となる
7.14	都の造園関係部局の幹部との説明会	
11.26	花の講習会	
(昭58)		
83.2.24	定期総会開催：組合員 62 社 【歳入出予算】 80,300,000 円 【加入金】 300,000 円 会費の賦課基準の改定 【役員改選】 理事長：横溝政昭、副理事長： 蛭田貫二、高橋玉樹、専務理事：引間眞 佐輝、理事：岩田勝之助、伊藤敏雄、勝 芳三郎、黒沼茂治、杉本哲次、富永孝之、 長峰和夫、比留間邦助、前田宗正（会計）、 宮島毅、三村欣司、和田貞次、田中誠爾、 監事：御林道男、宇田川国一	東京ディズ ニーランド開園 実用通信衛星（さ くら2号）初打 鈴木都知事・臨時 行革推進 審議会 設置（土光会長） 金融機関第2土 曜休日制一斉実施 レーガン米大 統領来日
6. 3	臨時総会 議題①組合創立 30 周年記念事 業の実施 ②第 23 回国際造園会議日本大会 への参加、経営者研修会見学会（日本の繁栄）	中国自動車 道全線開通 全国都市緑化 フェア第 1 回 大阪・服部緑 地で開催
7.26	社員見学会（浜名湖周辺）	国営昭和記念 公園、開園
28	都の造園関連部局の幹部との説明会 渋谷 公園通り、植樹帯に寄付植栽実施（組合 創立 30 周年記念事業）	建設省土木工 事積算基準が 公開（3 月）
8.29	経営者研修会（財産管理）	
11.16	経営者研修会（賃金制度）	
12. 5	経営者研修会（木の文化）	
(昭59)		
84.1.20	元理事長 樺木理氏（樺木造園）死去	全斗煥韓国大 統領来日
2.24	定期総会開催：組合員 62 社 【歳入出予算】 86,110,000 円 【加入金】 300,000 円	ロサンゼルスオ リンピック開催
6. 7	組合創立 30 周年記念式典を行う（記念事 業報告、功労者表彰）	リバプール国 際庭園博開催
6. 7	経営者研修会・見学会（箱根）（造園界の展望） 都の造園関連部局の幹部との意見交換会	日本家庭園芸 協会設立
15	社員見学会（栃木・丸沼湿原）	
8. 8	第 2 回緑化フェアの花壇展コンクール に 日比谷、上野会場に出展	パソコン・ワー プロ急速に普及
10.2	飛鳥造園土木(株)新規加入	
16	臨時総会開催（松本楼） 議題①補正予算、②緑化フェア主会場	経理事務士検 定建設大臣認 定となる
12.20	経営者研修会（都市緑化の現状）	
31	新光緑化建設(株)退会	
(昭60)		
85.1.24	事務局にファクシミリ導入	国際科学博 （筑波）
2.21	定期総会開催：組合員 62 社 【歳入出予算】 89,940,000 円 【加入金】 300,000 円 【役員改選】 理事長：横溝政昭、副理事長： 高橋玉樹、勝芳三郎、理事：岩田勝之助、 伊藤敏雄、黒沼茂治、杉本哲次、田中誠爾、 富永孝之、長峰和夫、成瀬誠（会計）、蛭 田貫二、比留間邦助、前田宗正、宮島毅、 三村欣司、監事：笠井良信、鈴木幸三郎	NTT(株)、日本た ばこ産業(株)発足 男女雇用機会 均等法公布 関越自動車道 全線開通 青函トンネル開通 イフラ国際会議 日本大会開催
3.26	東京都モデル組合の指定を受ける	ファミコン ブーム始まる 京都で古都税 実施
4. 1	会館の内部改装を行い事務局の移転を行 う	日本造園コン サルタント協 会設立
16	ダイヤモンド造園(株)新規加入	
5.31	経営者研修・見学会（第 23 回国際造園会 議日本大会、神戸開催の視察、市内の緑化 施設見学）	
6.18	都の造園関連部局の幹部との意見交換会	

年月日	記事	一般史
7. 4	建設省の幹部数名を講師として「造園工事業近代化」の研修会開催	都市公園等コンクール発足
8. 3	社員見学会（浜松市内）	
9.26	経営者研修会（建設業の現状と将来）	許可業種内容見直し
10.27	相談役(株)富士植木会長成家銀造死去	
11. 3	経営者研修会（ハイテク時代と建設業）	
12.17	経営者研修会（ニュースのとらえ方）	
(昭61)		
86.1.28	(株)小川造園の自由脱会を承認	東京サミット開催
2.27	定期総会開催：組合員 62 社 【歳入出予算】 97, 173,641 円 【加入金】 300,000 円	
3.23	岩城造園藤井丈治死去	国際花と緑の博覧会協会設立
5. 9	「都民グリーンフェスティバル」に協賛	
22	藤東造園建設(株)の加入（藤造園建設(株) 東京出張所の持分譲渡）	
6.19	都の造園関連部局の幹部との意見交換会	
27-30	経営者見学会：札幌市、函館市 “86 さっぽろ花と緑の博覧会” 視察	
7.22	経営者及び幹部職員研修会（建設業と経営指標）	
8. 9	社会見学会：青梅市、奥多摩町、青梅梅林公園等	
11.18	OA 機器開発小委員会の発足	
26	東京園芸長峰和夫死去	
12.17	「経営者及び幹部職員研修会」（経営と勝負の世界）	
31	石狩造園(株)脱会	
(昭62)		
87.2.27	定期総会開催：組合員 61 社 【歳入出予算】 98,340,492 円 【加入金】 300,000 円 【役員改選】 理事長：横溝政昭、副理事長：高橋玉樹、勝芳三郎 会計担当理事：成瀬誠、理事：岩田勝之助、伊藤敏雄、黒沼茂治、杉本哲次、田中誠爾、富永孝之、比留間邦助、前田宗正、姪田貫二、宮島毅、鈴木幸三郎、監事：和田新也、野沢博道	国鉄民営化  利根川進氏ノーベル医学生理学賞受賞  竹下内閣成立  南極捕鯨幕を閉じる
4.25	従業員見学会・東京湾海上公園。42 名参加	
5. 8	「都民グリーンフェスティバル」に協賛	
6. 4	都の造園関連部局の幹部との意見交換会（渋谷勤福会館）	第 5 回都市緑化フェア（グリーンハーモニー埼玉）
24	従業員の植栽技術研修会を吉村、西村、岡野氏の講師で行う。36 名参加	
8. 6	従業員の工事積算講習会を行う（渋谷勤福会館）	花博起工式
26	バイオテクノロジーの基礎技術講習会を富士小山農場で行う	建設大臣官房審議官誕生
9.21	ソウルオリンピック緑化施設、古庭園の視察研修を行う	
10. 6	相談役：御林道男死去	ソウルオリンピック開催
12.31	大洋造園土木(株)脱会	
(昭63)		
88.2.13	前訓練校校長 小形研三死去（於グリスペン）	消費税法成立
26	定期総会開催：組合員 60 社 【歳入出予算】 98,321,789 円 【加入金】 300,000 円	東京ドーム開場
5.13	「都民グリーンフェスティバル」に協賛	
6.10	都の造園関連部局の幹部との意見交換会（渋谷勤福会館）	リクルート事件
14	従業員の現地講習会として、池上本門寺世田谷治大夫堀公園を見学	
7. 3	濟州島の伝統的庭園視察を経営者研修として行う	
9.23	岩城造園 岩城千太郎死去	
10.26	薬剤・土壌改良講習会を渋谷勤福会館で行う	

年月日	記事	一般史
(平元)		
89.2.28	定期総会開催：組合員 60 社 【歳入出予算】 123,375,260 円【加入金】 300,000 円 【役員改選】 理事長：横溝政昭、副理事長：高橋玉樹、勝芳三郎、会計担当幹事：成瀬誠、理事：岩田勝之助、伊藤敏雄、黒沼茂治、杉本哲次、鈴木幸三郎、田中誠爾、富永孝之、蛭田寛二、比留間邦助、前田宗正、宮島毅、三村欣司、監事：野沢博道、和田新也	昭和天皇崩御「みどりの日」制定  宇野内閣成立  グリーンフェアせんだい  海部内閣成立
3.22	経営者を対象に「消費税について」研修会を開く「都民グリーンフェスティバル」に協賛	
5.12	相談役：田丸実死去	
3	経営者研修として「消費税の問題点」を開催	
6.21	従業員対象に「芝生における農薬の使用法」講習会を行う	
22	都の造園関連部局の幹部との意見交換会	
28	会（渋谷信金・会議室）東京湾岸の海上公園現地で造成状況見学会を従業員対象に行う	
7.18	「第 7 回全国都市緑化フェア」で仙台	
8.31	市七北田公園見学「石組の実技講習」を	
9.12	従業員対象に行う 高村造園 高村弘平死去	
28		
(平2)		
90.2.27	定期総会開催組合員 60 社 【歳入出予算】 173,900,000 円 【加入金】 300,000 円	国際花と緑博開催 礼宮親王妃紀子さんと結婚 東西ドイツ統一 中東湾岸戦争 天皇の即位の礼 市民農園整備 促進法公布 (財)都市緑化技術開発機構設立
5.11	定款の全文改正を行う	
9.24	都民グリーンフェスティバル」に協賛	
~26	経営者対象に「花博見学会」（大阪・鶴見緑地）を催す	
10. 5		
11. 8	都の造園関連部局の幹部との意見交換「石組の実務・根締め植栽」の講習会を行う	
(平3)		
91.2. 4	農業高校造園関係教諭と懇談会 定期総会開催：組合員 60 社 【歳入出予算】 178,200,000 円 【加入金】 350,000 円 【役員改選】 理事長：岩田勝之助、副理事長：勝芳三郎、伊藤敏雄、会計担当理事：成瀬誠、理事：黒沼茂治、杉本哲次、鈴木幸三郎、高橋玉樹、田中誠爾、富永孝之、比留間邦助、前田宗正、宮島毅、三村欣司、横溝政昭、和田新也 監事：野沢博道、和田大	ゴルバチョフ来日  新宿、新都庁舎完成  「樹木医」第 1 期生認定  テーマパーク各所で開業
4.15	姪田植物園、蛭田貫二死去	
18	西武造園(株)新規加入 (株)勇和造園新規加入 共立緑地(株)新規加入 (株)桂造園新規加入	文部省基準、「高等学校造園技術検定」開始
5.10	都民グリーンフェスティバルに協賛	
17	(株)石勝エクステリア 新規加入	
6.3-7.8	クレーン取扱講習会（期間中 4 回）	
20-23	韓国石材加工現地・古庭園見学会を実施	
7.12	都の造園関連部局の幹部との意見交換会	第 8 回都市緑化フェアが北九州市で
8.3	元専務理事 鈴木哲次郎氏死去	
11.13	経営戦略における人材確保対策について」	
12.31	講演会を行う 野々村造園(株)脱会	
(平4)		
92.2.26	定期総会開催：組合員 64 社 【歳入出予算】 187,692,373 円 【加入金】 350,000 円 【役員の変更】 宮島理事の辞任、佐藤四郎氏後任理事に就任	バルセロナオリンピック開催

年月日	記事	一般史
3.19	新規加入 5 社 (株)昭立造園、(株)多摩ニュータウンサービス、(株)電発環境緑化センター、トビーグリーン(株)、(株)富沢造園 東海園(株)東京支店脱会	PKO 自衛隊、海外派遣 平成不況、バブル崩壊
21	三橋緑化興業三橋英一死去	
5.9	「都民グリーンフェスティバル」に協賛	建設業許可業者が 51 万に、造園は 2 万 7 千に
7.27	理事 富永孝之死去	
30	都の造園関連部局の幹部との意見交換会	
9.1	岡野造園 岡野伝死去	
12.1	関東自動車共済協同組合と自動車共済団体業務提携・協定を行う	
(平 5)		
93.1.25	東急グリーンシステム 澤村龍雄死去	グリーンフェア '93 いばらき
26	(株)ミヨシ 新規加入	
2.2	(株)宇田川園 脱会	
26	定期総会開催：組合員 68 社	

年月日	記事	一般史
	【歳入出予算】 185, 100,000 円 【加入金】 350,000 円 【役員改選】 理事長：岩田勝之助、副理事長：前田宗正、伊藤敏雄、会計担当理事：成瀬誠、専務理事：林次郎、理事：勝芳三郎、黒沼茂治、杉本哲次、鈴木幸三郎、高橋玉樹、田中誠雨、中村元英、比留間邦助、佐藤四郎、三村欣司、横溝政昭、和田新也、監事：野澤博道、井上隆介	労働基準法労働時間等に関する政令改正（法定労働時間週 44 時間に） 皇太子、雅子さんと結婚
4.16	「全国都市緑化いばらきフェア」見学会を実施	
5.5	村越造園、村越惣十郎死去	外国人曙横綱に
6.7	都の造園関連部局の幹部との意見交換会	
8.5	藤東造園建設 原田喜孝死去	
10.	東京都植木農業協同組合に加入	細川内閣成立
12	前専務理事 乾喜民死去	
14	東急グリーンシステム 片桐政秀死去	

## 創立 40 周年から創立 60 周年のあゆみ

年月日	記事	一般史
94 (平 6)		
2.24	通常総会：組合員 68 社（渋谷東武ホテル） (1) 歳出入予算 172,000,000 円 （内共同購買事業 130,000,000 円） (2) 会費の賦課基準 ①一般賦課金 A：350,000 円、 B：280,000 円、C：190,000 円 ②教育研修事業賦課金 一律：10,300 円 (3) 加入金：350,000 円 (4) 役員の一部変更 井上隆介監事の辞任に伴い布村晋一氏が後任監事に就任	
2.24	「組合設立 40 周年記念式典」（渋谷東武ホテル） * 参加者数：177 人 * 功労者への感謝状贈呈（13 人） 横溝政昭、伊藤代次郎、杉本哲次、比留間邦助、富永孝之、村越善男、西村昇、山梨弘次、権蛇次夫、越野欣二、大平暁、引間真佐輝、吉村金男	
5.	「都民グリーンフェスティバル '94」に協賛団体として開催に参加	6. 大江健三郎氏ノーベル文学賞受賞
7.	1 級造園施工管理技術受験対策講習会（受講者数 187 人）	
8.	2 級造園施工管理技術受験対策講習会（受講者数 236 人）	8. 水不足で給水制限
10.	第 11 回全国都市緑化きょうとフェアの視察研修の実施（参加者 34 名）	9. 関西国際空港開港
11.	黒沼茂治氏が黄綬褒章を受章	
12.	組合 40 周年記念史「続 緑の東京史」を刊行 ○東京都造園高等職業訓練校 普通課程 （1 年コース、訓練時間数：489 時間） (1) 農林系造園科（受講者数：30 人） 短期課程	
7.	(1) 造園積算（初級）講習会（受講者数：85 人）	
7.	(2) 1・2 級造園技能検定受検対策講習会（受講者数：39 人）	
9.	(3) 造園施工（農薬・土壌）講習会（受講者数：106 人）	

年月日	記事	一般史
95 (平 7)		
2.24	通常総会 組合員 68 社 （鬼怒川ホテルニュー岡部） (1) 歳出入予算 141,390,000 円 （内共同購買事業 130,700,000 円） (2) 会費の賦課基準 ①一般賦課金 A：330,000 円、 B：260,000 円、C：170,000 円 ②教育研修事業賦課金 一律：30,900 円 (3) 加入金：350,000 円 (4) 役員改選 理事長 伊藤敏雄 副理事長 前田宗正、比留間邦助 専務理事 林次郎 会計理事 成瀬 誠 理事 岩城庄次郎、黒沼茂治、 佐藤四郎、鈴木幸三郎、 勝 泰之、田中誠爾、 中村元英、成家次男、 塩田日出雄、高橋一輔、 野澤博道、和田新也 監 事 岩田勝之助、布村晋一	1. 阪神淡路大震災 3. 地下鉄サリン事件
5.	「都民グリーンフェスティバル '95」に協賛団体として開催に参加	7. PL 法施行
10.	第 12 回全国都市緑化ちばフェア視察研修の実施（参加者 47 人）	7. 九州自動車道全通
6.	和田貞次氏が叙勲	
7.	三村欣司氏が建設大臣賞受賞	
7.	1 級造園施工管理技術受験対策講習会（受講者数 200 人）	
8.	2 級造園施工管理技術受験対策講習会（受講者数 216 人） ○東京都造園高等職業訓練校 普通課程 （1 年コース、訓練時間数：489 時間） (1) 農林系造園科（受講者数：35 人） 短期課程	
6.	(1) 造園積算（初級）講習会（受講者数：34 人）	
6.	(2) 造園施工（農薬・土壌）講習会（受講者数：61 人）	
7.	(3) 1・2 級造園技能検定受検対策講習会（受講者数：22 人）	

年月日	記事	一般史
96(平8) 2.23	<p>通常総会：組合員 68 社 (箱根湯本 南風荘)</p> <p>(1) 歳出入予算 146,000,000 円 (内共同購買事業 101,010,000 円)</p> <p>(2) 会費の賦課基準 ①一般賦課金 A：330,000 円、 B：260,000 円、C：170,000 円 ②教育研修事業賦課金 一律：30,900 円</p> <p>(3) 加入金：350,000 円</p> <p>5. 「都民グリーンフェスティバル'96」に協賛団体として開催に参加</p> <p>7. 第 13 回全国都市緑化とやまフェア視察研修の実施 鈴木幸三郎氏が東京都知事表彰受賞</p> <p>8. 1 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 154 人)</p> <p>8. 2 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 133 人)</p> <p>○東京都造園高等職業訓練校 普通課程 (1 年コース、訓練時間数：489 時間) (1) 農林系造園科 (受講者数：24 人) 短期課程 (1) 造園積算 (中級) 講習会 (受講者数：56 人)</p> <p>6. (2) 造園施工 (農薬・土壌) 講習会 (受講者数：63 人)</p> <p>7. (3) 1・2 級造園技能検定受験対策講習会 (受講者数：33 人)</p> <p>9. (4) 造園積算 (初級) 講習会 (受講者数：101 人)</p> <p>退会：1 社 (三村造園(株))</p>	<p>3. 英国狂牛病騒動</p> <p>7.0-157 集団食中毒</p> <p>11. 大分自動車道全通</p> <p>12. ベルー日本大使公邸事件</p>
97(平9) 2.26	<p>通常総会：組合員 67 社 (箱根湯本 南風荘)</p> <p>(1) 歳出入予算 111,250,000 円 (内共同購買事業 70,850,000 円)</p> <p>(2) 会費の賦課基準 ①一般賦課金 A：330,000 円、 B：260,000 円、C：170,000 円 ②教育研修事業賦課金 一律：31,500 円</p> <p>(3) 加入金：350,000 円</p> <p>(4) 役員改選 理事長 伊藤敏雄 副理事長 前田宗正、比留間邦助 専務理事 林 次郎 会計理事 成瀬 誠 理 事 岩城庄次郎、黒沼茂治、 佐藤四郎、鈴木幸三郎、 塩田日出雄、田中誠爾、 中村元英、成家次男 勝 泰之、高橋一輔、 野澤博道、和田新也 監 事 岩田勝之助、布村晋一</p> <p>5. 「都民グリーンフェスティバル'97」に協賛団体として開催に参加</p> <p>5. 「エコグリーンテック'97」に参加し「水琴窟」を出展</p> <p>11. 品川技術専門校「技能祭」の開催に参加</p> <p>9. 第 14 回全国都市緑化ひろしまフェア視察研修を実施 1 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 134 人) 2 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 113 人)</p>	<p>4. 消費税 5% に引上げ</p> <p>7. 香港返還</p> <p>8. ダイアナ元妃事故死</p> <p>11. 山一証券破綻</p>



年月日	記事	一般史
6.	<p>○東京都造園高等職業訓練校 普通課程 (1 年コース、訓練時間数：497 時間) (1) 農林系造園科 (受講者数：21 人)</p> <p>6. 短期課程 (1) 造園積算 (中級) 講習会 (受講者数：52 人)</p> <p>7. (2) 造園施工 (農薬・土壌) 講習会 (受講者数：44 人)</p> <p>9. (3) 1・2 級造園技能検定受験対策講習会 (受講者数：17 人) (4) 造園積算 (初級) 講習会 (受講者数：70 人)</p> <p>退会：1 社 (天龍造園建設(株)東京支店)</p>	
98(平10) 2.24	<p>通常総会：組合員 66 社 (箱根湯本 富士屋ホテル)</p> <p>(1) 歳出入予算 108,200,000 円 (内共同購買事業 71,375,000 円)</p> <p>(2) 会費の賦課基準 ①一般賦課金 A：330,000 円、 B：260,000 円、C：170,000 円 ②教育研修事業賦課金 一律：31,500 円</p> <p>(3) 加入金：350,000 円</p> <p>岩城庄次郎氏 (岩城造園(株)社長) ご逝去 比留間邦助氏 (副理事長) に感謝状贈呈</p> <p>5. 「都民グリーンフェスティバル」に協賛団体として開催に参加</p> <p>7. 1 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 117 人)</p> <p>8. 2 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 139 人)</p> <p>11. 品川技術専門校「技能祭」の開催に参加</p> <p>10. 第 15 回全国都市緑化にいがたフェアの視察研修を実施 ○東京都造園高等職業訓練校 普通課程 (1 年コース、訓練時間数：497 時間) (1) 農林系造園科 (受講者数：21 人)</p> <p>6. 短期課程 (1) 造園施工 (農薬・土壌) 講習会 (受講者数：34 人)</p> <p>7. (2) 1・2 級造園技能検定受験対策講習会 (受講者数：20 人) (3) 造園積算 (初級) 講習会 (受講者数：52 人) (4) 造園積算 (中級) 講習会 (受講者数：31 人)</p> <p>退会：1 社 (栗山造園(株))</p>	<p>2. 長野冬季オリンピック</p> <p>4. 明石海峡大橋開通</p> <p>12. 米英軍イラク空爆</p> <p>12. 古都奈良文化財世界遺産</p>

年月日	記事	一般史	年月日	記事	一般史
99 (平 11)					
2.24	通常総会：組合員 65 社 (渋谷東武ホテル) (1) 歳出入予算 91,700,000 円 (内共同購買事業 51,380,000 円) (2) 会費の賦課基準 ①一般賦課金 A：320,000 円、 B：250,000 円、C：160,000 円 ②教育研修事業賦課金一律：42,000 円	1. ユーロ始動 単一通貨導入	10.	ンテック」へ協賛参加 第 17 回全国都市緑化とちぎフェア視察研 修を実施 (参加者数：42 人)	3. 有珠山噴火 6. 三宅島噴火 12. 企業倒産 最悪 負債総額 24 兆円 12. 世田谷一 家殺害事件
7.	①一般賦課金 A：320,000 円、		11.	品川技術専門学校「技術祭」に出展して開 催に参加	
5.	B：250,000 円、C：160,000 円		8.	パソコン初級講習会 (受講者数：22 人) 1 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数：97 人) 2 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数：89 人)	
11.	(3) 加入金：350,000 円		9.	芝茂造園建設(株)倒産 ○東京都造園高等職業訓練校 普通課程 (1 年コース、訓練時間数：497 時間)	
5.	(4) 役員改選 理事長 成家次男	10. 上信越自 動車道全通	5.	(1) 農林系造園科 (受講者数：23 人) 短期課程	
11.	副理事長 前田宗正、田中誠爾		7.	(1) 造園施工 (農薬・土壌) 講習会 (受講者数：38 人)	
11.	専務理事 細淵健一		7.	(2) 1・2 級造園技能検定受験対策講習会 (受講者数：64 人)	
11.	会計理事 成瀬 誠		9.	(3) 造園積算 (中級) 講習会 (受講者数：人)	
11.	理 事 伊藤敏雄、勝 泰之、 菊地謙二、黒沼茂治		5.	(4) 造園積算 (初級) 講習会 (受講者数：53 人)	
12.	佐藤四郎、高橋一輔、 富澤 貴、野澤博道			入会：1 社 (株東京緑花) 退会：3 社 (芝茂造園建設(株)、(株)オノダ・ エクステリア、東海造園土木(株))	
	松田武彦、横川昭次 横溝政昭、吉村金男 塩田日出雄、鈴木幸三郎、 和田新也				
	監 事 岩田勝之助、星野文信				
	成家次男氏建設大臣表彰を受賞 第 3 回造園・環境産業展「エコ・グリー ンテック」へ協賛参加		01 (平 13)		
6.	品川技術専門学校「技術祭」に出展して開 催に参加		2.26	通常総会：組合員 63 社 (渋谷東武ホテル) (1) 歳出入予算 46,800,000 円 (内共同購買事業 9,165,000 円) (2) 会費の賦課基準 ①一般賦課金 A：340,000 円、 B：270,000 円、C：180,000 円 ②教育研修事業賦課金一律：42,000 円 (3) 加入金：350,000 円 (4) 役員改選	1. 省庁再編 1 府 12 省庁 3.USJ 開園
7.	第 16 回全国都市緑化みやぎフェア視察 研修を実施 (参加者数：人)			理事長 成家次男 副理事長 前田宗正、田中誠爾 専務理事 村田 光 会計理事 成瀬 誠 理 事 安藤順皓、勝 泰之、 菊地謙二、佐藤四郎、 野澤博道、横溝政昭、 吉村金男、和田新也、 市川五十男、塩田日出雄、 鈴木幸三郎、高橋一輔、 富澤 貴	9. 東京ディズ ニーシー開園
9.	パソコン初級講習会の開催 (受講者数：15 人)			監 事 伊藤敏雄、星野文信	9.11 米国同時多発 テロ事件 対テロ戦争
9.	研修会「医療からの介護保険」を開催 (受講者数：30 人)		10.	第 18 回全国都市緑化いしかわフェアの視 察研修 (参加者数：39 名)	
	北鎌倉社見学会を実施 (参加者数：31 人)		7.	1 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数：65 人)	
	1 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数：57 人)		8.	2 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数：60 人)	
	2 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数：70 人)			四つ目垣実技講習会 (受講者数：36 人) ○東京都造園高等職業訓練校 普通課程 (1 年コース、訓練時間数：497 時間)	
	○東京都造園高等職業訓練校 普通課程 (1 年コース、訓練時間数：497 時間)		5.	(1) 造園施工 (土壌・農薬) 講習会 (受講者数：48 人)	
	(1) 農林系造園科 (受講者数：24 人) 短期課程		7.	(2) 1・2 級造園技能検定受験対策講習会 (受講者数：52 人)	
	(1) 造園施工 (農薬・土壌) 講習会 (受講者数：27 人)				
	(2) 1・2 級造園技能検定受験対策講習会 (受講者数：38 人)				
	(3) 造園積算 (初級) 講習会 (受講者数：人)				
	(4) 造園積算 (中級) 講習会 (受講者数：43 人)				
00 (平 12)					
2.25	通常総会：組合員 65 社 (造園会館) (1) 歳出入予算 46,700,000 円 (内共同購買事業 9,765,000 円) 社会情勢、組合員の需給環境等を鑑み、今 後は取扱い品目を大幅に絞って仲介手数 料を中心とした運営に移行していく。 (2) 会費の賦課基準 ①一般賦課金 A：320,000 円、 B：250,000 円、C：160,000 円 ②教育研修事業賦課金一律：21,000 円 (3) 加入金：350,000 円 西村昇氏東京都知事賞受賞				
5.	第 4 回造園・環境産業展「エコ・グリー				

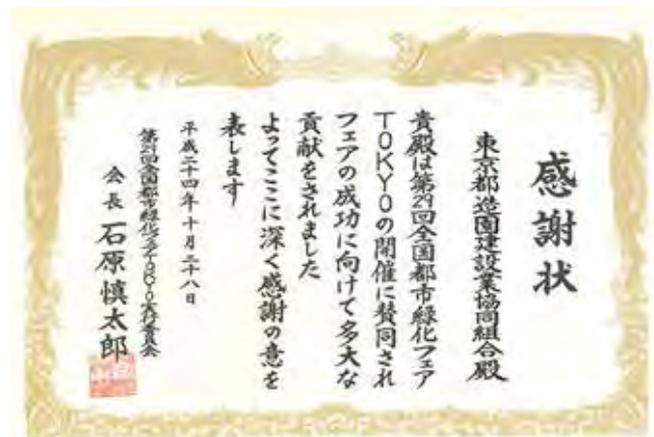
年月日	記事	一般史	年月日	記事	一般史
7.	(3) 造園積算 (中級) 講習会 (受講者数: 27 人)		7.	研修を実施 (参加者数: 29 人)	
9.	(4) 造園積算 (初級) 講習会 (受講者数: 57 人) 退会: 2 社 (グリーンテック(株)、(株)ミヨシ)		7.	1 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 50 人)	
02 (平 14)			7.	2 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 37 人) ○東京都造園高等職業訓練校 (普通課程) 受講希望者が少なかったため休校とした (短期課程)	12. 地上デジ タル放送
2.26	通常総会: 組合員 61 社 (渋谷東武ホテル) (1) 歳出入予算 43,430,000 円 (内共同購買事業 9,170,000 円) (2) 会費の賦課基準 ①一般賦課金 A: 330,000 円、 B: 260,000 円、C: 170,000 円 ②教育研修事業賦課金 一律: 31,500 円 (3) 加入金: 350,000 円	4. 公立学校完 全週休二日制	6.	(1) 造園施工 (土壌・農薬) 講習会 (受講者数: 39 人)	
8.	第 19 回全国都市緑化やまがたフェアの視 察研修 (参加者数: 30 人)	5. ワールド ド カップ 日韓大会開催	7.	(2) 1・2 級造園技能検定受験対策講習会 (受講者数: 33 人)	
5.	第 6 回造園・環境産業展「エコ・グリー ンテック」	9. 北朝鮮拉致 被害者 5 人帰 国	退会: 7 社 (株)東京緑花、(株)三景園、(株)松栄造 園土木、東京造園土木(株)、(株)村越造 園、(株)松竹園、日本ハイウェイ・サー ビス(株)		
7.	1 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 70 人)	10. ノーベル 賞 2 氏受賞	04 (平 16)		
7.	2 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 63 人)	小柴昌俊 (物 理学賞)	2.27	通常総会 組合員 43 社 (日比谷松本楼) (1) 歳出入予算 20,100,000 円 (2) 会費の賦課基準 ①一般賦課金 一律 125,000 円 ②教育研修事業賦課金 一律: 25,000 円 (3) 加入金: 350,000 円	1. 鳥インフル エンザ
11.	四つ目垣実技講習会 (受講者数: 23 人) ○東京都造園高等職業訓練校 普通課程 (1 年コース、訓練時間数: 497 時間) (1) 農林系造園科 (受講者数: 18 人) 短期課程	田中耕一 (化 学賞)	2.27	組合設立 50 周年記念事業 開催場所: 日比谷松本楼 (日比谷公園内) 記念講演: 「事件の被害者問題について」 講師: 岩井宣子氏 (専修大学教授) 感謝状贈呈: 和田貞次氏、加勢俊雄氏、 岩田勝之助氏、比留間邦助氏 吉村金男氏	7. 北陸地方豪 雨 10. イラク日 本人人質事件 10. 新潟中越 地震
5.	(1) 造園施工 (土壌・農薬) 講習会 (受講者数: 43 人)		5.	協賛事業 第 8 回造園・環境産業展「エコ・グリー ンテック」へ協賛参加	
7.	(2) 1・2 級造園技能検定受験対策講習会 (受講者数: 41 人)		10.	日比谷公園ガーデニングショー 2004 に協 賛団体として参加	
9.	(株)大和ガーデン倒産 (3) 造園積算 (初級) 講習会 (受講者数: 38 人) 退会: 11 社 (株)芝正園、杉本造園工務所、藤東 造園建設(株)、第一園芸(株)、(株)大和ガー デン、(株)雅叙造園、(株)蛭田植物園、 (株)富士グリーンテック東京支店、杉 本造園土木(株)、(株)東京庭芸、イビデ ングリーンテック(株)東京本部)		10.	品川技術専門学校「技術祭」に出展して開 催に参加 弔事	
03 (平 15)			2.	田丸恒雄氏ご逝去 (東光園緑化(株)名誉会長)	
2.25	通常総会: 組合員 50 社 (造園会館) (1) 歳出入予算 29,390,000 円 (内共同購買事業 5,190,000 円) (2) 会費の賦課基準 ①一般賦課金 A: 190,000 円、 B: 150,000 円 ②教育研修事業賦課金 一律: 42,000 円 (3) 加入金: 350,000 円 (4) 役員改選 理事長 成家次男 副理事長 前田宗正、田中誠爾 専務理事 村田 光 会計理事 成瀬 誠 理 事 安藤順皓、市川五十男、 菊地謙二、佐藤四郎、 高橋一輔、富澤 貴、 吉村金男、和田新也 監 事 星野文信、鈴木幸三郎		7.	加勢俊雄氏ご逝去 (加勢造園(株)会長) 教育研修事業 第 20 回全国都市緑化おおいフェア視察 研修を実施 (参加者数: 29 人)	
2.	講演会「自然再生と造園」 講師: 亀山章氏 (東京農業大学教授)	3. イラク戦争 勃発	7.	1 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 43 人)	
2.	横溝政昭氏ご逝去 (前当組合理事長、東京植木(株)社長)	4.SARS 世 界 的流行	7.	2 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 34 人) ○東京都造園高等職業訓練校 (普通課程) 受講希望者が少なかったため休校とした (短期課程)	
6.	第 20 回全国都市緑化おおいフェア視察		6.	(1) 造園施工 (土壌・農薬) 講習会 (受講者数: 20 人)	
			7.	(2) 1・2 級造園技能検定受験対策講習会 (受講者数: 35 人)	
			05 (平 17)		
			2.24	通常総会: 組合員 43 社 (渋谷東急イン 4 階)	
			(1) 歳出入予算 16,600,000 円		
			(2) 会費の賦課基準 ①一般賦課金 一律 115,000 円 ②教育研修事業賦課金 一律: 36,750 円 (3) 加入金: 350,000 円		



年月日	記事	一般史
4.	① 役員の定数 理事 10人以上 13人以下 監事 1人又は 2人 ② 脱退者の持分払戻しは、出資額を限度とする。これに伴い今後加入金は徴収しないものとする。	
7.31	第 23 回全国都市緑化おおさかフェア視察研修を実施 (参加者数: 15 人) ◎建設業 (土木工事業・造園工事業) 許可を取得 一般建設業 東京都理事許可 (般一 17) 126246	
7.	1 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 31 人) 2 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 30 人)	10. 北朝鮮地下核実験
9.	○東京都造園高等職業訓練校 (普通課程) 受講希望者が少なかったため休校とした (短期課程)	
6.	(1) 造園施工 (土壌・農薬) 講習会 (受講者数: 35 人)	
7.	(2) 1・2 級造園技能検定受検対策講習会 (受講者数: 31 人) 退会: 2 社 (グリーンテック(株)、(株)ミヨシ)	
07 (平 19)	2.22 通常総会: 組合員 39 社 (渋谷東武ホテル) (1) 歳出入予算 15,080,000 円 (2) 一般賦課金 150,000 円 (3) 役員改選 理事長 成家次男 副理事長 前田宗正、田中誠爾 専務理事 竹嶋正實 会計理事 成瀬 誠 理 事 市川五十男、菊地謙二、佐藤四郎、高橋一輔、田丸敬三、富澤 貴、吉村金男、和田新也 監 事 鈴木義人	5. 社会保険庁年金記録問題 6. 食品偽装事件相次ぐ 10. 日本郵政(株)発足
	2.22 「共同受注事業規約」「共同受注委員会規約」を制定。	
10.	佐藤四郎氏黄綬褒章受章 高橋一輔氏国土交通大臣賞を受賞	
10.	第 24 回全国都市緑化ふなばしフェアの視察研修を実施 (参加者数: 13 人)	
7.	1 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 35 人)	
9.	2 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 27 人) ○東京都造園高等職業訓練校 (普通課程) 受講希望者が少なかったため休校とした (短期課程)	
6.	(1) 造園施工 (土壌・農薬) 講習会 (受講者数: 33 人)	
7.	(2) 1・2 級造園技能検定受検対策講習会 (受講者数: 31 人) 退会: 1 社 (東武緑地(株))	
08 (平 20)	2.26 通常総会: 組合員 38 社 (渋谷東武ホテル) (1) 歳出入予算 14,280,000 円 (2) 一般賦課金 150,000 円 10. 成家次男氏黄綬褒章受章 加勢充晴氏国土交通大臣賞を受賞	6. 秋葉原通り魔事件 8. 北京オリンピック
5.	第 25 回全国都市緑化ぐんまフェアの視察研修を実施 (参加者数: 28 人)	
7.	1 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 25 人)	9. リーマンブラザーズ破綻

年月日	記事	一般史
9.	(4) 役員改選 理事長 成家次男 副理事長 前田宗正、田中誠爾 専務理事 竹嶋正實 会計理事 成瀬 誠 理 事 菊地謙二、佐藤四郎、高橋一輔、星野文信、市川五十男、富澤 貴、吉村金男、和田新也 監 事 鈴木幸三郎、田丸敬三	3. 愛知万博開催 4. 個人情報保護法施行 9. 解散総選挙で自民圧勝 10. 郵政民営化法可決
7.	第 22 回全国都市緑化フェア「ふくおか花どんたく」視察研修の実施 (参加者数: 24 人)	12. 日本の総人口初の減少
7.	1 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 31 人)	
7.	2 級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 30 人) ○東京都造園高等職業訓練校 (普通課程) 受講希望者が少なかったため休校とした。 (短期課程)	
6.	(1) 造園施工 (土壌・農薬) 講習会 (受講者数: 33 人)	
7.	(2) 1・2 級造園技能検定受検対策講習会 (受講者数: 29 人) 退会: 2 社 (共立緑地(株)、(株)ジェイベック)	
06 (平 18)	2.24 通常総会: 組合員 41 社 (渋谷東武ホテル) (1) 歳出入予算 16,126,000 円 (2) 会費の賦課基準 一般賦課金 一律 150,000 円 (3) 加入金: 徴収しない。(以降同様) (4) 定款変更 (主な変更箇所)	1. ライブドアショック 3. 各地で豪雪

年月日	記事	一般史
9.	2級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 11人) ○東京都造園高等職業訓練校 (普通課程) 受講希望者が少なかったため休校とした (短期課程) (1) 造園施工(土壌・農薬)講習会 (受講者数: 17人) (2) 1・2級造園技能検定受験対策講習会 (受講者数: 17人) 退会: 4社(株)理研グリーン、(株)第一造園、 東京植木(株)、内山緑地建設(株)東京支社)	10. ノーベル賞日本人4人受賞。小林誠(物理学賞)、益川敏英(物理学賞)、南部陽一郎(物理学賞)、下村修(化学賞)
09(平21) 2.24	通常総会: 組合員 34社(渋谷東武ホテル) (1) 歳出入予算 14,166,500円 (2) 一般賦課金 150,000円 (3) 役員改選 理事長 成家次男 副理事長 前田宗正、田中誠爾 専務理事 竹嶋正實 会計理事 成瀬 誠 理事 菊地謙二、佐藤四郎、高橋一輔、田丸敬三、富澤 貴、林 輝幸、吉村金男、和田新也 監事 鈴木義人	1. 米国大統領オバマ氏 5. 裁判員制度施行 6. 米国GM破綻 7. 中国九州豪雨 8. 衆院選民主党圧勝政権交代 8. 兵庫県豪雨
5.	第26回全国都市緑化おかやまフェア視察研修を実施(参加者数: 17人)	
7.	1級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 39人)	
9.	2級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 15人) ○東京都造園高等職業訓練校 (短期課程)	
6.	(1) 造園施工(土壌・農薬)講習会 (受講者数: 30人)	
7.	(2) 1・2級造園技能検定受験対策講習会 (受講者数: 16人)	
10(平22) 2.26	通常総会: 組合員 34社(渋谷東武ホテル) (1) 歳出入予算 14,391,000円 (2) 一般賦課金 150,000円 (3) 定款の全文変更 (協同組合法の改正に伴い) 和田新也氏国土交通大臣賞を受賞	1. 日本航空破綻 4. 宮崎で口蹄疫発生
11.	第27回全国都市緑化ならフェアの視察研修会(参加者数 20人)	6. 小惑星探査機「はやぶさ」帰還
7.	1級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 37人)	
9.	2級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 11人) ○東京都造園高等職業訓練校 (短期課程)	9. 統計史上最も暑い夏 12. 東北新幹線全線開通
	(1) 造園施工(土壌・農薬)講習会 (受講者数: 19人)	
	(2) 1・2級造園技能士受験対策講習会 (受講者数 23人)	
11(平23) 2.22	通常総会: 組合員 34社(渋谷東武ホテル) (1) 歳出入予算 13,826,000円 (2) 一般賦課金 150,000円 (3) 役員改選 理事長 高橋一輔 副理事長 和田新也、鈴木義人 専務理事 竹嶋正實	



年月日	記事	一般史
	理事 卯之原昇、加勢充晴、菊地謙二、佐藤四郎、田丸敬三、富澤 貴、成家 岳、林 輝幸 監事 吉村長泰	
2.	成家次男氏ご逝去	
3.	比留間邦助氏ご逝去	
4.	高橋一輔氏黄綬褒章受章	3.11 東日本大震災 / 福島第一原発事故
7.	建設業(造園工事業・土木工事業)許可更新(東京都知事許可、一般建設業)競争入札参加資格申請 (建設工事・物品買入)	7. FIFA女子WCドイツ大会で日本代表が優勝
8.	前田宗正氏ご逝去	
10.	和田新也氏黄綬褒章受章	
7.	1級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 24人)	9. 野田内閣誕生
10.	2級造園施工管理技術受験対策講習会 (受講者数 19人) ○東京都造園高等職業訓練校 (短期課程)	10. タイの大洪水
6.	(1) 造園施工(土壌・農薬)講習会 (受講者数: 11人)	
7.9	(2) 1・2級造園技能士受験対策講習会 (受講者数 26人) 退会: 2社(武蔵野造園土木(株)、 蘆花園植木(株))	
12(平24) 2.21	通常総会: 組合員 32社(渋谷東武ホテル) (1) 歳出入予算 13,934,000円 (2) 一般賦課金 150,000円	
5.	組合員機関紙「組合だより」を再復刊(第117号)	5. 東京スカイツリー開業
8.	都市緑化フェア TOKYO 協賛事業(上野駅～9周辺等環境整備)を造園3団体で実施	9.29～10.28 第29回全国都市緑化フェア TOKYO 開催
10.	日比谷公園ガーデニングショー 2012の開催に協賛団体として参加 「東日本大震災復興支援事業(秋植え球根の販売)」を実施。売上げ金を復興義援金として寄贈	
12.	講演会「これからの公園緑化行政の方向性について」 国土交通省 公園・景観課 緑地環境室長 柳野良明氏	
11.	植栽基盤診断士実技試験準備講習会 (受講者数 10人)	

年月日	記事	一般史	年月日	記事	一般史
6.	○東京都造園高等職業訓練校 (短期課程) (1) 造園施工(土壌・農薬)講習会 (受講者数:39人)	10. ノーベル 医学生理学賞 (山中慎弥氏)	12.	講演会「オリ・パラ東京大会開催」について 内閣府 2020 オリ・パラ東京大会推進室 永井壯茂氏	4. 消費税 5% から 8%
7.	(2) 1・2 級造園技能士受検対策講習会 (受講者数:14人)		6.	○東京都造園高等職業訓練校 (短期課程) (1) 造園施工(土壌・農薬)講習会 (受講者数:19人)	10. ノーベル 物理学賞日本 人 3 人 受 賞 (赤崎勇、天 野浩、中村 修二)
7.	(3) 1 級造園施工管理技術受検対策講習会 (受講者数:22人)	12. 笹子トンネ ル天井崩落事故	7.	(2) 1・2 級造園技能士受検対策講習会 (受講者数9人)	
9.	(4) 2 級造園施工管理技術受検対策講習会 (受講者数:21人)	12. 衆院選自 民党圧勝	7.	(3) 1 級造園施工管理技術受検対策講習会 (受講者数 10 人)	
	退会: 2 社 (㈱昭立造園、㈱富沢造園)	政権奪還	9.	(4) 2 級造園施工管理技術受検対策講習会 (受講者数 14 人)	12. 衆院選で 自公大勝
13 (平 25)	2.25 通常総会: 組合員 30 社 (渋谷東武ホテル) (1) 歳出入予算 13,364,000 円 (2) 一般賦課金 150,000 円 (3) 役員改選 理事長 高橋一輔 副理事長 和田新也、鈴木義人 専務理事 竹嶋正實 理 事 卯之原昇、加勢充晴、 菊地謙二、佐藤四郎、 田丸敬三、富澤 貴、 成家 岳、林 輝幸 監 事 吉村長泰		15 (平 27)	2.26 通常総会 組合員 30 社 (造園会館 8 階) (1) 歳出入予算 13,826,000 円 (2) 一般賦課金 150,000 円 (3) 役員改選 理事長 高橋一輔 副理事長 和田新也、鈴木義人 専務理事 竹嶋正實 理 事 卯之原昇、加勢充晴、 菊地謙二、奥本 寛 田丸敬三、千田拓雄、 成家 岳、林 輝幸 監 事 吉村長泰	
5.	機関紙「組合だより」第 118 号を発行		5.	組合ホームページを開設	9. 関東・東北 豪雨災害
11.	第 30 回全国都市緑化とっとりフェア視察 研修(参加者 20 人)	6. 富士山が世 界遺産	5.	機関紙「組合だより」第 120 号を発行	
11.	植栽基盤診断士実技試験準備講習会 (受講者数 24 人)	7. 記録的夏 日 29 日	9.	第 32 回全国都市緑化あいちフェア視察研 修を実施(参加者 25 人)	9. 安全保障関 連法公布
	○東京都造園高等職業訓練校 (短期課程)		11.	植栽基盤診断士実技試験準備講習会 (受講者数 31 人)	10. 基 礎 杭 データ偽装
6.	(1) 造園施工(土壌・農薬)講習会 (受講者数:15人)	12. 和食が無 形文化遺産	12.	講演会「造園・ランドスケープ・緑」 国土交通省 緑地環境室長 町田 誠氏	10. 原油価格 の暴落
7.	(2) 1・2 級造園技能士受検対策講習会 (受講者数 23 人)			○東京都造園高等職業訓練校 (短期課程)	
7.	(3) 1 級造園施工管理技術受検対策講習会 (受講者数 31 人)		6.	(1) 造園施工(土壌・農薬)講習会 (受講者数:21人)	10. ノーベル 賞 2 氏受賞 大村智氏(生 物医学賞)、 梶田隆章氏 (物理学賞)
9.	(4) 2 級造園施工管理技術受検対策講習会 (受講者数 13 人)		7.	(2) 1・2 級造園技能士受検対策講習会(受 講者数 11 人)	
14 (平 26)	2.25 通常総会: 組合員 30 社 (渋谷東武ホテル) (1) 歳出入予算 12,462,000 円 (2) 一般賦課金 150,000 円	1. STAP 細 胞 事件	7.	(3) 1 級造園施工管理技術受検対策講習会 (受講者数 17 人)	
5.	機関紙「組合だより」第 119 号を発行	2. 全聾作曲家 事件	9.	(4) 2 級造園施工管理技術受検対策講習会 (受講者数 16 人)	
5.	第 31 回全国都市緑化しずおかフェア視察 研修(参加者 24 人)	2. 山梨県で豪 雪災害		退会: 1 社 (日産緑化㈱)	11. パリ同時 テロ
11.	植栽基盤診断士実技試験準備講習会 (受講者数 30 人)				

## IV 造園建設業を取り巻く動き

# 日比谷公園 100 年記念事業から始まる 日比谷公園ガーデニングショーの取り組み — 2020 年東京五輪・パラリンピックの先を目指して—

(公財) 東京都公園協会 公園事業部防災担当部長  
日比谷公園ガーデニングショー実行委員会事務局統括 北原 恒一

平成 15 (2003) 年、日本初の近代洋風公園である日比谷公園の開園 100 年記念事業が行われたが、ちょうどこの頃東京都の公園緑地の歩みにおいて大きなターニングポイントを迎えていた。

良好な自然環境の減少、経済社会情勢の変化、価値観の多様化、高齢社会の進展など都立公園を巡る環境が大きく変化するなか、新たな時代の公園づくりの理念や具体策を示す「パークマネジメントマスタープラン」の策定や民活・規制緩和の取り組みが進められ、今日の公園多機能利用や官民連携による賑わい創出の時代へと続く原点となる節目の時期でもあった。本稿では、この頃から今日に至る都立公園に関する出来事を俯瞰したい。

## 1. バブルの崩壊と民活・規制緩和の潮流

平成 3 (1991) 年のバブル崩壊に伴う経済情勢の悪化は公園緑地事業をも直撃した。都の「財政再建プラン」により公園整備・管理費はピークの約半分程度にまで減少し、様々な内部努力や施策の見直しが進められていた。

このようなか東京都建設局では平成 14 (2002) 年に「民活規制緩和推進への取り組み」を発表、局事業における民間活力の導入と規制緩和に乗り出した。日比谷公園や葛西臨海公園等を始め十数カ所の「規制緩和公園」が指定され、公園の一定区域で民間による有料興行や企業イベントなどが認められるようになった。

また寄付による「思い出ベンチ」の設置や「都立公園サポーター基金」による公園の魅力アップ・活性化、民活による「日比谷公園旧公園資料館保存・

活用事業」、公園への新たなカフェ・レストランの整備など、今日の「都市の魅力を高める公園」の時代へと発展する契機となったのである。(写真 1)

## 2. パークマネジメントマスタープランの策定

平成 15 (2003) 年 6 月の公園審議会答申では、東京都の公園緑地づくりの基本理念を「公園から始まる緑の都市再生」とし、従来の都立公園整備や行政主導の管理手法から脱皮し経営的な視点、利用者の視点に立ち、より質の高い公園サービスを提供する「パークマネジメントへの転換」が提言された。

これを受け平成 16 (2004) 年 7 月、今後 10 年の都立公園の経営方針である「東京が切り拓く新時代の公園経営を目指して」、パークマネジメントマスタープランが策定され、民間の活力とノウハウを生かした公園整備と管理に取り組むことが打ち出された。すでに実施していた「日比谷公園 100 年記念事業」や「思い出ベンチ」等の先駆的事业をさらに推し進めるとともに東京都としての公園経営の考え方を明らかにしたものである。



写真 1 日比谷公園 100 年に始まり今も増設が続く「思い出ベンチ」(舎人公園)



写真2 日比谷公園 100 年を祝う小音楽堂でのパースディコンサート（2003 年 6 月 1 日）



写真3 日比谷公園 100 年記念事業では第二花壇沿いにパークテントを設置、公園景観を生かすイベントが行われた

### 3. 日比谷公園 100 年記念事業の企画と実行

平成 15（2003）年 6 月 1 日、日比谷公園 100 年記念事業の皮切りとして小音楽堂で「パースディコンサート」が開催された。（写真 2，3）

日比谷公園 100 年記念事業の事務局は東京都建設局公園緑地部内に置かれたが、事業は「日比谷公園 100 年記念事業実行委員会」により進められた。事業の特徴は、行政主導型のイベントではなく民間のノウハウを最大限に活かした民間主導による官民協働イベントとしたことである。都による財政支出はなく、民間企業等からの協賛金により約 5 千万円の事業費が賄われた。実施に際しては広く市民や企業、団体の参加を得て力を発揮していただくとともに公園の持つ歴史・文化・自然資源を掘り起し、再発見、活用する事業構築が図られた。その後の公園経営のあり方に大きなインパクトを与えたエポックとなる事業であったといえよう。

10 月の都市緑化月間に合わせ、日比谷公会堂で記念シンポジウム「公園・都市・未来」や第二花壇の特設パークテントでは石原慎太郎都知事も出席し記念パーティが開催。第二花壇でのウェディング、グルメ屋台による「日比谷フェスタ」や「夢のオープンカフェ」、草地広場での野外劇「サロメ」など様々な事業が目白押しであった。なかでも 100 年記念事業のメインイベントであり、その後現在に至るまで毎年開催されている第 1 回「日比谷公園ガーデニン

グショー 2003」が 10 月下旬の 9 日間開催された。

### 4. 日比谷公園ガーデニングショーの誕生と成長

日比谷公園ガーデニングショー開催の発端は東京都東部公園緑地事務所での提案であった。都が直接事務局を担うのが困難ななか、環境緑化新聞を発行している㈱インタラクシオンに事務局を引き受けていただいた。

花と緑、造園緑化関係団体の皆様に集まっていただき、最初の準備会議を緑と水の市民カレッジで開催したのが平成 15（2003）年 4 月 11 日。その日、半年後の開催にもかかわらず、まだ事業の骨子しか固まっていなかった。

しかし多くの皆様の賛同を得て至急内容を固め、ガーデンコンテストと有料テント出展、小音楽堂での催事、グルメ屋台村などの骨格を固め出展招致を急いだ。結果、数十に及ぶ有料テント出展と、212 点に及ぶガーデンコンテストの参加が得られた。特に東京都造園建設業協同組合をはじめ造園緑化業界の皆様のご協力が得られたことが大きかった。以降今日まで毎年ご協力、ご支援いただいていることに改めて深く感謝を申し上げたい。

ガーデンコンテストの最高賞には「都知事賞」を贈呈できることになり、広報東京都 10 月号への掲載のほか関係団体や公共施設等へのポスター掲示などにより日比谷公園 100 年記念事業自体への関心の



写真4 「日比谷公園ガーデニングショー 2015」での「おもてなしモデル花壇」

高まりも相まって9日間で36万人に及ぶ来場者を迎えることができた。会場での来場者アンケートにおいても、「毎年続けて欲しい」「野外でのガーデニングショーは気持ちがいい」「ガーデニングショーをきっかけに日比谷公園が好きになった」など、多数の肯定的な意見が寄せられ、次年度以降は日比谷公園ガーデニングショー実行委員会主催により継続実施されることになった。なお、平成21（2009）年第7回目以降東京都公園協会が事務局を務めている。

通常この規模のイベントでは行政やスポンサー企業によるシードマネーが存在するが、日比谷公園ガーデニングショーでは日比谷公園100年記念事業の協賛金をベースとし入場料は無料であることから、収入源は企業・団体等からの協賛金と有料のテント出展料に頼るものであった。そして実行委員会関係の皆様ボランティア精神あふれるご支援とご協力により十数年間継続できたのである。

## 5. 2020年東京五輪・パラリンピックとレガシーの創造

2020年五輪の開催が決まってからは、ガーデニングショーの開催趣旨に五輪に向け東京がガーデンシティ（庭園都市）として世界の人々を「おもてなし」する契機とする旨を書き加え、更なるバージョンアップを図っている。

事業スキームは当初からほぼ継続されているが平成26（2014）年からは国土交通省、翌27（2015）



写真5 「日比谷公園ガーデニングショー 2016」のコンテスト作品（コンテナガーデン部門）



写真6 「日比谷公園ガーデニングショー 2016」のコンテスト作品（ガーデン部門）

年からは農林水産省の後援を得てガーデンコンテスト優秀作品に国土交通大臣賞、農林水産大臣賞を授与できるようになり、昨年（2016）のコンテスト出品者は21都県に及ぶなど全国区のイベントに成長している。

五輪の開催が決まったのを契機にガーデンコンテストのガーデン部門のテーマを「まちなみをつくる庭」としたところ、街並みの緑化を意識した意欲的かつ斬新な作品が増えている。

2020年を機に「おもてなしガーデン」が個々の敷地を超えて街並み全体に広がり、世界から訪れる人々を「花と緑のおもてなし」することを期待したい。さらに都市の花とみどりのあり方を共に考え「環境先進都市東京」を広く内外にアピールし未来に繋ぐため日比谷公園ガーデニングショーの更なる発展を目指している。今後とも関係各位のご指導、ご協力を賜れば幸いに存じます。（写真4、5、6）

# 東京の緑化を支える力

(公財) 東京都公園協会 技術管理課 (2012年：緑化フェア推進室担当) 金子 千里

第29回全国都市緑化フェア TOKYO (TOKYO GREEN 2012) は、平成24年9月29日から10月28日までの30日間にわたり、「緑の風がふきぬける東京」を開催テーマに、上野恩賜公園、井の頭恩賜公園、日比谷公園、浜離宮恩賜庭園、海の森、国営昭和記念公園の6か所をメイン会場に開催されました。

この6か所のうち日比谷公園と浜離宮恩賜庭園の2か所について、指定管理者だった東京都公園協会が特別協賛者となり企画、設営、運営を行いました。

6か所のメイン会場には、会場ごとに特色を持たせた展開が図られるよう、個別のテーマが設けられていました。日比谷公園会場のテーマは「都市を彩る生命(いのち)の風」。10回を迎えた日比谷公園ガーデニングショーと同時開催されることになり、ガーデニングショーのそれまでの取組をベースとしながら、最先端の緑化技術や環境技術、「2020年の東京」への施策をわかりやすく展開するため、さまざまな出展や協賛をつのり、華やかに開催されました。

それらの出展展示のなでも、最も特徴的だったのが、ガーデンコンテストです。

ガーデンコンテストの会場は、日比谷公園ガーデニングショーの実績が評価され、また、出展者側も来場者が多く集まる首都東京の中心地、日比谷公園会場での出展を希望しているのではないかと、どの意見も出され、日比谷公園会場での実施となりました。ガーデンコンテストという名称自体が日比谷公園ガーデニングショーに由来したものです。

私は前年度に日比谷公園ガーデニングショーの運営にかかわっていたことから、日比谷公園会場でガーデンコンテストを担当することになりました。このガーデンコンテストに私に関わった時点で、既に開催まで1年もなく、どれだけの企業や団体が出展を

希望しているのか意向調査などを行う時間もないまま、1区画が幅6m×奥行4mの24㎡、50区画の作品を募集することと、その区画の配置だけが決まっていたいました。

ガーデンコンテストが日比谷公園会場で実施されることに決まり、東京都公園協会が最初に行ったのが、造園関係の各団体に協力を仰ぐことでした。東京都造園建設業協同組合を始め東京都造園緑化業協会、日本造園建設業協会、日本造園組合連合会の造園関係の4団体の代表の方々にお集りいただき、意見交換会を開催。ガーデンコンテストへの出展の要請や設営、審査など運営面に関わる様々な事柄について相談し、出展される側の方々と意見交換を行いながら進めていくことにしました。

受付初日の受付開始時間と同時にファクシミリが鳴り、意見交換会で中心的な役割をはたしていた榎大場造園さんから、申し込みのファクシミリが送られてきた時のことは、今でも鮮明に覚えています。

その後も意見交換会で度々、応募状況を報告し、関係団体の会員企業に働きかけを行っていただくとともに、近隣の造園関係の団体を紹介していただき、出展勧奨を行うなど、全面的に協力していただきました。

一方、出展勧奨と並んで重要な業務に、審査会や表彰式の準備がありました。審査員は意見交換会で各団体に推薦していただきましたが、審査員への依頼の仕方など、実際の段取りがわからず困っていたところ、過去の都市緑化フェアで審査員の経験をお持ちの榎アゴラ造園の高橋一輔氏から資料の貸与とアドバイスをいただくことができ、審査員への依頼や承諾のもらい方、スケジュールの連絡など、細かな段取りを決めることができました。

会場の設営にも多くの課題がありました。コンテ

ストの区画は、日比谷公園の中央をはしる馬車道と呼ばれる主園路の片側に配置されていました。日比谷公園にはコンテストの50区画が取れる程の広さのある広場がないためです。また、多くの来園者が訪れる公園であるため、公園を閉鎖しての設営はできませんでした。一般来園者の利用の妨げにならないように、来園者の安全を最優先にコンテストの作品を作っていたかなくてはなりません。コンテストの設営には、トラックや重機などの大型車両が欠かせないため、それらと来園者の安全な利用をいかに両立させるかが最大の課題でした。

意見交換会での様々な協議を経て、出品作品を3班に分け、幅11mの園路の半分を設営用、半分を来園者用とし、土日を除く1週間で1班ずつ、3週間にわたって設営を行うことになりました。そして、最後の1週間で仕上げ作業と審査会にあてるため、最初の班が設営を行ったのは、開催の4週間前、9月上旬からとなり、出展の区画の位置や作業の順番は平等を期すためにくじ引きで決めました。車両の台数も、1区画あたり、1日3台までとするなど、出展者には非常に厳しい条件だったと思います。また、設営が始まった9月上旬は、残暑が厳しく、とても植栽に適している時期ではありませんでした。長野県から出展された作品の樹木は、9月上旬の1班目の設営でしたが、冷涼な気候の長野県から残暑の東京へ持ってきたのが災いしたのか、設営が終了した翌週には、葉の緑が茶色くなってしまいました。コンテストの担当の方にメールで写真を送ると、長野県から高速道路を飛ばして駆け付けてくれましたが、残暑が落ち着くころには、これらの樹木も元気を取り戻していませんでした。

車両の台数を制限したため、追加の材料搬入には日比谷公園の地下駐車場を利用しなくてはなりません。女性の職人さんが大きな石材を一輪車にのせ、地下駐車場から斜路を押し上げて運ぶといった場面もありました。

特に記憶に残っているのが、サービスセンター前



全国都市緑化フェア TOKYO のパンフレット表紙

の売店のすぐ近くの区画の作業風景でした。24㎡の小さなスペースに、頭のとっぺんから足の先まで、そろいのユニフォームに身を固めた職人さんが10人ほど、下を向いて黙々と、コツコツと小端積みのために石を叩いているのです。一日の作業が終わり、全ての出展者が帰ったあと、会場内を点検していると、その区画が異様にきれいに片付けられていました。日々の後片付けの手際よさは、「まだ途中なのに明日は作業に来ないのではないかと不安になるほどでした。

来園者の立ち入りを制限しなかったため、常に来園者の目にさらされるということは、出展者側には気を遣うことも多かったと思いますが、規律正しく黙々と作業する姿、外国人研修生なのか金髪に地下足袋の職人さん、女性が大きな石を据え付ける場面、大きな樹木をクレーンで吊っている場面など、大勢の職人さんが設営をしている様子は、訪れた来園者を大いに楽しませ、緑化フェア開催への期待感を盛



全国都市緑化フェア TOKYO「ガーデンコンテスト」 最優秀賞（金賞）東京都知事賞受賞作品：「緑の庭」（株岩城）

り上げるとともに都市緑化に対する普及啓発の意義は大きかったと思います。昼休みのたびに設営現場を訪れ、日増しに出来上がっていく様子を楽しみにしている近隣にお勤めの方もおられました。また、若い女性の職人さんが多かったのも、世間一般の植木屋さんのイメージとは違っていたようで、来園者の目には新鮮に映っていたようでした。

すべての作品の設営が完了し、審査会が始まったのですが、審査は難航しました。作品のレベルが高く、受賞作品を決めかねたのです。結果的には、主催者や各団体等の当初から予定されていた関連表彰の他に、特別賞を追加で設けることで決着しました。

賞が決まり、開会にこぎつけた矢先、台風17号が接近し、作品の中の展示物を建物の中に移動させるような事態もありましたが、それ以外は大きな天候の崩れもなく、会期は順調に過ぎていきました。

そして、閉会日前日の朝、会場を巡回しながら朝日を浴びている作品を見たとき、樹木がひとまわりもふたまわりも大きくなっていることに気が付きました。よく見ると、花や下草もすっかり馴染んでいて、どの作品も1カ月前に比べると格段に素晴ら

しくなっていたのです。アスファルト園路の上にブルーシートを敷き、その上に植栽基盤を作るという、ある意味で人工地盤上の作品だったのですが、その見えない部分の植栽基盤が植物の生長に十分なものであったのです。『東京の緑化』を支える造園業者さんの底力を見たような気がしました。それと同時に、残暑の厳しい設営当初から、作品の水やりを担当していた若い造園業者の担当さんの、細やかな気配りと苦勞を思い出しました。

『都市の暮らしを彩る庭』をテーマに、最終的には46の出展作品が集まり、国土交通大臣賞を始めとして関連表彰8作品、特別賞3作品となりました。受賞は逃したものの、いずれも素晴らしい作品で、日比谷公園会場は大盛況に終わりました。

これらはすべて、東京都造園建設業協同組合をはじめとする関係団体の皆様のご協力の賜物と考えております。どうもありがとうございました。

# この20年間の公園緑地政策の展開

公立大学法人宮城大学事業構想学部教授  
元国土交通省大臣官房審議官 舟引 敏明

## 1. 緑のパラダイムシフト

この20年間に公園緑地政策は大きく変貌を遂げた。大きなパラダイムシフトが起きたといってもよい。それは平成6年の都市緑地保全法改正における「緑の基本計画」制度の創設に始まる。緑の基本計画制度は、昭和52年から通達に基づき進められた「緑のマスタープラン」制度で培ってきた計画論を、都市の緑の総合計画として初めて法的に位置づけたものである。緑の基本計画は、緑化の推進と緑地の保全を計画的に確保する対象に含め、目標として明示した点で画期的なものであった。ただし、まだこの段階では緑化推進と緑地保全は、都市公園整備のいわば従属的存在であり、公園緑地政策の主流は都市公園の整備であった。

最大のシフトは平成15年の社会資本整備重点計画法の新規立法とそれに伴う都市公園等整備緊急措置法の廃止、そして平成16年に行われた景観法の新規立法、都市緑地法及び都市公園法の改正、屋外広告物法の改正（以下「景観緑三法」という）によってもたらされる。これらの緑に関する制度改正は、残されている緑地の保全と、民間による都市緑化の推進を優先し、それまで最重点とされていた都市公園整備はそれらを補う拠点を確保するために行われるべきだという、公園緑地に対する基本哲学の大転換によって行われた。社会資本整備重点計画の指標も、それまでの都市公園等整備五箇年計画の一人当たり都市公園面積という指標から、新たに水と緑の確保面積水準へと転換された。景観緑三法により緑地保全と緑化を進める新しい制度が用意されるとともに、緑の基本計画は名実ともに都市公園を含む都市の緑のマスタープランとして確立されたのである。参考図は、このパラダイムシフトが議論された審議会に用いられた公園緑地政策の展開を表した図である。ちょうど1990年代半ばから、緑の基本計画制度の創設に始まり制度全体の見直しが行われたこと

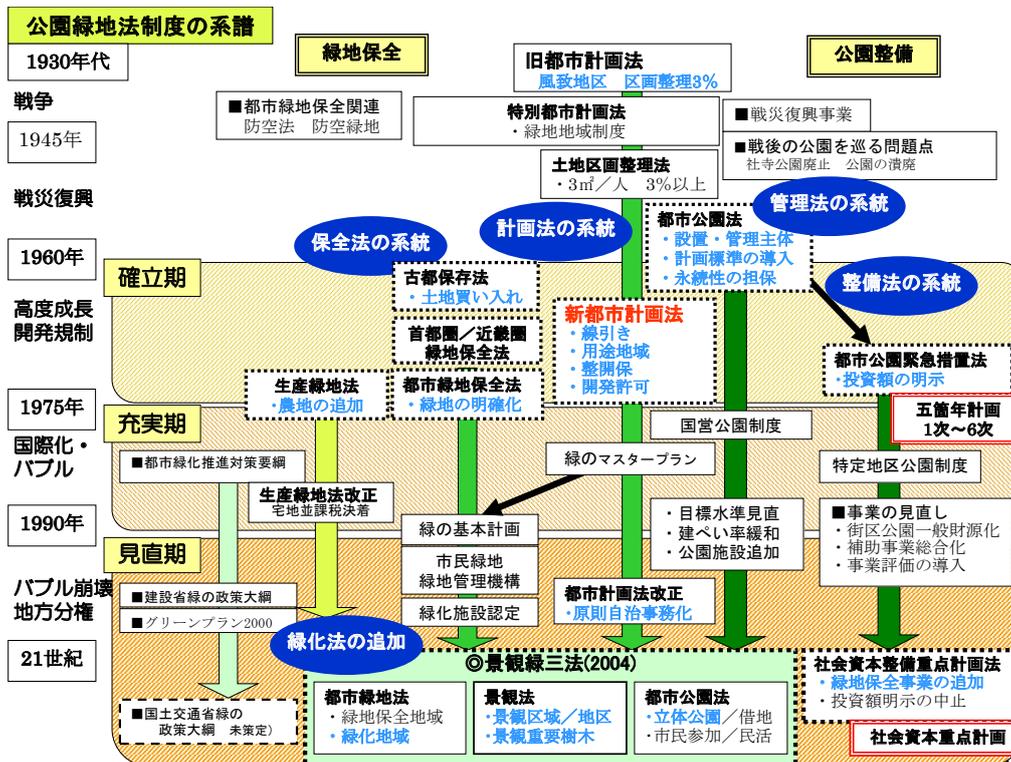
がわかる。

このパラダイムシフトは、都市公園等整備五箇年計画によって達成された都市公園ストックの充足を一つの要因とし、一方で都市に残された緑地保全への機運が高まっていたこと、民間の建築敷地における緑化活動が盛んになってきたことなどを背景としている。そして国や地方の財政状況が悪化してきたため、多くの公共費用を必要とする公園整備より、緑地保全、緑化などの民間資金を活用する効率的・効果的な政策へとシフトするという意味合いも大きい。（参考図：公園緑地法制度の系譜）

## 2. 残された緑地の保全

大都市における緑地の保全は、すでに存在している貴重な緑地資産を確保するという点で、最も優先すべき課題とされた。景観緑三法により緑地保全地区を特別緑地保全地区とし、相続税の8割評価減が行われるとともに、土地の買い入れを要しない緑地保全地域制度の創設、地区計画緑地保全制度の創設など緑地保全に関する制度の充実が図られた。

これに伴い、地方公共団体でも、新たな取り組みが進められた。川崎市では平成14年に保全すべき斜面緑地保全のカルテが発表されていたが、相続税の評価減を積極的に活用し、特別緑地保全地区の指定を進めた。横浜市では平成21年に「横浜みどりアップ計画」を策定し、将来の緑の保全・創造の目標と、当面の必要な事業費の総額を明示したうえで、不足する財源を「横浜みどり税」を創設してこれに充てることとした。これは市民税の均等割りの超過課税制度を用いたもので、緑に関する目的税を創設したという点で画期的なものである。また、東京都では平成22年に「緑確保の総合的な方針」で、今後10年間に確保することが望ましい緑の箇所、面積を図化して公表し、関係自治体の緑地の保全を促す措置をとった。また多くの自治体で、このような緑地保全の取り組みに伴い、保全緑地の市民への開放、管



参考図：公園緑地法制度の系譜（平成14年社会資本整備審議会都市計画部会公園緑地小委員会資料を筆者が一部修正）

理への参画などの取り組みも進められるようになってきている。

### 3. 建築敷地の緑化

緑地保全の次に優先すべきとされたのが、民間資金により緑地資産を確保する建築物の敷地内の緑化である。平成13年の緑化施設整備計画制度の創設により、建築敷地内の緑化空間を「緑化施設」と定義して、それに要する費用を固定資産税の減免の対象とした。次に景観緑三法により緑化地域制度が設けられた。都市計画の地域地区として指定され、地域内で行われる建築物の新築、改築に対し10～25%の緑化が義務付けられ、建築確認の際に確認される仕組みである。この面積には屋上や壁面の緑化も含まれることも特筆しておきたい。名古屋市は平成20年に緑化地域をほぼ市の全域に指定し、指定後1年間で50haを超える緑地を確保したと報告している。

今日では都心部での開発において緑化空間が確保されることが当たり前になった。緑化によって上乗せの容積率を確保することはもちろん、開発空間の付加価値が増すメリットが認識されてきたのだろう。顕著な例は丸の内、大手町に見ることができる。丸の内仲通りの緑化された歩行者優先の空間は、まち

ににぎわいを生み、多くの高級小売店の立地につながった。最も優れたものが大手町タワーの開発である。「OOTEMORI オーテモリ」という緑化空間を設け、そこに武蔵野の森を再現するコンセプトに基づき、雑木林を模した緑化空間を生み出した。同ビルには世界レベルの高級リゾートホテルが立地したが、高度な緑化空間が高質の都市型サービスの立地を促した実例といえよう。一方、同ビルの敷地に接するビルの敷地の緑化は、約20年前の平成4年竣工であるが、両者の質を比べるとこの間の緑化に対する考え方の進化と緑化技術の大幅な進歩が見て取れる。

なお、平成15年に建設業法の業種として定められた造園工事業の内容に「道路、建築物の屋上等を緑化し、又は植生を復元する工事」が付け加えられ、その例示として「屋上等緑化工事」が示される変更が加えられたが、これも屋上緑化等の工事が一般的に行われるようになったことの表れの一つである。

### 4. 都市公園整備から管理へ

今日12万ヘクタールの都市公園が整備され、一人当たり都市公園面積も10㎡を超えた。都市公園管理の重要性はより一層増している。景観緑三法に伴う都市公園法改正は、国営公園制度を設けた昭和51年改正以来の大きなものである。

そこでは、土地の高度利用が期待される地域において、民間施設の上部空間に都市公園整備を可能とする立体公園制度の創設、民間公園施設の設置管理を推進するための許可要件の緩和（都市公園の機能が増進する場合を追加、上野公園のスターバックス導入などはこの制度の活用である。）、借地公園の推進のための公園廃止禁止規定の緩和などがある。いずれも民間の都市公園の整備・管理への参画の途を拡大したものである。

都市公園法以外での制度改正も都市公園の整備管理に大きな影響を及ぼした。平成 11 年 PFI 法が成立し、民間事業者が公共施設の整備を行うことが可能となった。都市公園もその対象に含まれ、いくつかの公園で整備が進められた。また平成 15 年の地方自治法改正による指定管理者制度の導入も、大きな公園管理の転換点の一つである。料金收受を含めた公園管理について民間事業者の参入機会を開放することにより、多くの地方公共団体で様々な主体による公園管理が進められるようになった。

この間、地方分権も進められた。平成 15 年の都市公園法改正では、休養施設、遊戯施設、運動施設及び教養施設の中であれば、地方公共団体が条例で定めることによって公園施設を追加できるようにされた。平成 23 年改正では都市公園の建築物の上限等を定めた技術的基準について、これと異なる基準を条例で定めることができるようになるなど、地方公共団体の現場の要請に応じた柔軟な運用が可能となった。

これらの動きはいずれも「官から民へ」「国から地方へ」のスローガンとした行政改革に伴い実施された。この行政改革は、より効率的・効果的な仕組みへの転換を求めるもので、公共契約の方式も見直され、民間事業者の選定は公募による一般競争入札が原則とされた。工事発注もこの例外ではなく、従来の指名競争入札から一般競争入札が導入され、現在では総合評価方式の一般競争入札が基本の形式となっている。

## 5. 未来へ

経済学で用いられる言葉に、ストック（資産）とフロー（消費）という言葉がある。造園の分野で言えば、これまで整備された公園緑地、保全された緑地、

緑化された建築敷地の総量がストックであり、毎年整備され確保される公園緑地がフローである。都市公園等整備五箇年計画が始まった昭和 47 年では約 1 千億円程度であった公園緑地事業のフローは急激にその量を増し、平成 7 年で年間 1 兆 3 千億円とピークを迎えた。その後減少に転じ、今日では 4 千億円弱と大きく減少している。フローの減少を問題視する意見もあるが、今後の人口減少と財政状況を鑑みるとピークに戻ることは考えにくい。しかしこの間に形成された公園緑地ストックは膨大で、ストックの保全、管理こそがこれからの大きな課題である。五箇年計画が始まる以前の造園業は、庭園の管理をはじめストックの管理を仕事の基調としながら、まだ少なかったフローとしての公園整備に取り組んでいたことを考えると、今日の大きなストック形成により公園緑地のすそ野は広がっており、新たなビジネスチャンスをもたらすと考えるべきである。

今日、公園緑地のストック管理にかかわる課題は、地球温暖化、生物多様性、ヒートアイランドといった環境問題からの要請、環境教育、里山の復活、地域活性化、高齢者福祉、医療費削減など数多く、これらに対応した高度な技術力による公園緑地の管理が求められている。これからが万能技術者である造園家の出番である。ものをつくるだけが造園技術ではない。実際、指定管理者制度導入後に公園管理に携わった NPO 法人と造園会社とのコラボレーションで、従来の公園管理という概念から大きく踏み出した取り組みが見られるようになった。

平成 28 年に国土交通省は「新たな時代の都市マネジメントに対応した都市公園等のあり方検討会」最終とりまとめを公表した。その中では、パラダイムシフトとして、ストック効果をより高める、民との連携を加速する、都市公園を一層柔軟に使いこなすという 3 点を掲げ、今後の法制度展開の方向性を示した。公園の内側に閉じこもるのではなく、多くのセクターと協働し、まちづくりの一環として公園をマネジメントしていこうという発想である

公園緑地の価値は住民が受ける恩恵を持って図るものであり、そのためにこそ公園緑地のマネジメントが求められている。造園業の活躍の場は海原のように広い。



作業の効率化が進んだ。

## 2. 維持管理

芝、草刈り用作業の機械については、従来の円盤型やひも型の肩掛け式機械から石、缶等の飛散防止のために上下低速回転挟み方式（カルマー等）が道路、公園等飛散しやすい場所においては多く使われている。



肩掛け式草刈器カルマー

病虫害防除作業については、公園等公共施設、街路樹、住宅街等の管理において、農薬の飛散を原因とする住民や子供への健康被害が生じないように農薬の飛散防止（ドリフト）に努めるなど配慮は求められている。

農薬使用に当たっては、使用履歴の記録、現地混用の禁止の順守、飛散ないように散布する。一方、農薬散布を減らすために、病虫害被害発生の早期発見、植栽時に病虫害に強い樹木、品質についての検討、公園、街路樹においては、害虫の捕殺や被害枝の剪定防除（部分除去）などの物理的な防除を優先し、やむ得ない場合に農薬散布を選択する。

また、飛散しない農薬の選択としてフェロモン剤による誘引、農薬塗布、樹幹注入等発生場所のみに散布する最小限の区域の散布に留める。

## 3. 校庭芝生化

校庭芝生化は、芝生化による教育上の効果や環境保全上の効果、地域のスポーツ活動の活性化など特殊目的が急速に増加して、都では「緑の東京プロジェクト」としてヒートアイランド対策など都市環境の



校庭芝生化

環境改善などを目指し、校庭緑化（芝生化）が進められた。

## 4. 屋上緑化・壁面緑化

屋上緑化・壁面緑化については、ヒートアイランド抑制効果による地球温暖化の防止など、環境保護問題にも非常に効果的であり、最近では工場立地法や地域の自然保護条例などにより、屋上緑化・壁面緑化が進められてきた。



壁面緑化

## 5. 大径木移植機械

大径木移植機械は、大径木を周辺の土壌微生物を含めてそのまま場内で移動する技術である。

この技術の開発により、計画地にある多くの既存樹木を自然樹形のまま新規計画に利用することができるようになり、完成度の高い景観を創出することができるようになった。



大径木移植機械

## 6. 資格制度

### ・樹木医〔2016年4月現在2,200名〕

樹木医は知識と技術を通じ、巨樹、名木等の文化財、公園・街路樹をはじめとする樹木の保護、調査診断などを行い、調査結果により病虫害や環境悪化などにより、樹勢の衰えによる樹勢回復や不良木の適切処置を早期に行い、樹木の健全育成や倒木事故などを未然に防ぐことができる。

平成3年に樹木医制度が発足した。(一財)日本緑化センターが資格・制度の運営にあっている。(一社)日本樹木医会は、1992年任意団体として設立、2009年7月法人化された。

### ・公園管理運営士〔平成2016年4月現在2,260名〕

公園管理運営士は、公園を取り巻く社会情勢の変化により効果的、効率的な管理運営の対応が求められるようになり、平成17年に資格ができた。

都は平成17年5月にして管理の公募・剪定を開始し、平成18年4月より指定管理制度が始まった。(一社)日本公園緑地協会が資格管理・運営にあっている。

### ・街路樹剪定士〔2016年3月現在12,517名〕

街路樹剪定士は、樹木の生理・生態や街路樹に関す

る専門知識と伝統的な職人芸とも言える技能を併せ持ったスペシャリストで、街路樹の美観を維持し、機能・効用を最大限に発揮させるために必要な能力を備えている。平成10年に、(一社)日本造園建設業協会が「街路樹剪定士認定制度」を発足させ、資格管理・運用、認定を行っている。

### ・植栽基盤診断士〔2016年3月現在1,328名〕

植栽基盤診断士は、植栽基盤・土性・植物・植栽に関する知識と経験があり、土壌調査・診断結果をもとにした処方能力を総合的に備え、植栽基盤整備“植物が良好に育つ土壌環境”を整える専門家である。平成15年に(一社)日本造園建設業協会が「植栽基盤診断士」資格制度を創設、認定・更新を行っている。



植栽基盤実技

### ・登録造園基幹技能者〔2016年3月現在2,819名〕

登録造園基幹技能者は、専門的な技能と新しい技術と知識をあわせ持った造園工事のエキスパートであり、優れた空間創造を可能にする美的感性、そして施工を通じて造園工事全体をプロデュースすることができる能力をそなえている。

平成7年に国の施策として「建設産業政策大綱」がつくられ、基幹技能者の確保、育成が提言され、平成10年に(一社)日本造園建設業協会と(一社)日本造園組合連合会と協同で運営委員会を組織し「造園基幹技能者」認定制度を発足させた。

(株)昭和造園 卯之原昇

# 全国都市緑化フェアの開催一覧

※ 開催組織 : 第1回～第27回 (財) 都市緑化基金、第28回以降 (公財) 都市緑化機構

回数 開催年度	主催 主会場	開催期間	愛称 テーマ	入場者数 (万人)
第1回 昭和58年	大阪府 服部緑地 75ha	9/23～11/23 62日間	グリーングロー大阪 21世紀—あすへはばたく花と緑の大阪	148
第2回 昭和59年	東京都 日比谷公園他 147ha	10/5～11/10 37日間	モアグリーン東京 つくろう ふるさと東京の緑を	550
第3回 昭和60年	神戸市 神戸総合運動公園 22ha	7/21～11/4 107日間	コウベグリーンエキスポ'85 人と緑のふれあい 一人間と緑との共生—	220
第4回 昭和61年	札幌市 百合が原公園 25ha	6/28～8/31 65日間	86 さっぽろ 花と緑の博覧会 人と自然—そのすばらしい関係	148
	熊本県・熊本市 水前寺江津湖公園 22ha	8/1～10/12 73日間	緑と水の博覧会 クマモトグリーンピック'86 ひろげよう 緑の文化	125
第5回 昭和62年	埼玉県・大宮市・浦和市・川口市 大宮第二公園他 18ha	10/3～11/15 44日間	グリーンハーモニー さいたま'87 緑あふれる文化都市圏の創造	206
第6回 昭和63年	名古屋市 名城公園・若宮大通公園 47ha	9/30～11/23 55日間	緑・花・祭なごや'88 緑ゆたかな快適空間の創造	153
第7回 平成元年	仙台市 七北田公園・勾当台公園他 29ha	7/29～10/16 80日間	'89 グリーンフェア仙台 都市と緑の調和をもとめて —いま、杜の都の新時代—	139
平成2年	国際花と緑の博覧会 (国際花と緑の博覧会協会) 大阪鶴見緑地 140ha	4/1～9/30 183日間	花の万博 EXPO'90 自然と人間の共生	2,312
第8回 平成3年	北九州市 若松区響灘緑地他 67ha	9/14～11/11 59日間	グリーンルネッサンス 北九州'91 自然と人とのすてきな関係 —水・緑・動物たち そして ふれあい—	135
第9回 平成4年	神奈川県・相模原市 相模原公園・相模原麻溝公園 34ha	10/3～11/23 52日間	グリーンウェーブ相模原'92 みどりの波を今、かながわから —相模原から緑の発信—	181
第10回 平成5年	茨城県・水戸市 偕楽園公園・千波公園他 130ha	3/27～5/30 65日間	グリーンフェア'93 いばらぎ 緑と歴史のロマンを求めて ～心と文化が共鳴する魁の街づくり～	167
第11回 平成6年	京都府・京都市 梅小路公園・学研記念公園 60ha	9/23～11/23 59日間	緑いきいき KYOTO'94 「緑の文化」その伝統と創生	236
第12回 平成7年	千葉県・千葉市 幕張海浜公園・稲毛海浜公園 112ha	8/25～10/22 59日間	グリーンシンフォニー CHIBA'95 なつかしい みどりを 未来に	159
第13回 平成8年	富山県・高岡市・砺波市 古城公園・おとぎの森公園他 32ha	4/20～9/1 135日間	彩りとやま緑化祭'96 まち・ひと・くらし 花ある人を育てる緑	191
第14回 平成9年	広島市 広島大学本部跡地中央公園他 26ha	9/20～11/24 66日間	グリーンフェスタひろしま'97 水 緑 いのちの輝き	156
第15回 平成10年	新潟県・新潟市・新津市 県立鳥屋野潟公園・県立植物園他 66ha	8/1～10/18 79日間	にいがた緑のものがたり'98 創ろう ふれあう緑広げよう 明日の地球へ	98

回数 開催年度	主催 主会場	開催期間	愛称 テーマ	入場者数 (万人)
第16回 平成11年	宮崎県・宮崎市 阿波岐原森林公園 77ha	3/27～5/30 65日間	グリーン博みやざき'99 きらめく太陽 あふれる緑のまちづくり	190
第17回 平成12年	栃木県・宇都宮市・壬生町 とちぎわんぱく公園・総合運動公園 72ha	9/9～11/5 58日間	マロニエとちぎ緑花祭 2000 つなぐ緑 つくる緑 こころの緑	142
第18回 平成13年	石川県・金沢市 兼六園周辺文化ゾーン金沢城址公園 27ha	9/8～11/11 65日間	夢みどりいしかわ 2001 人とみどりが織りなす文化のくにづくり —いま、金沢城址から—	189
第19回 平成14年	山形県・寒河江市・新庄市 最上川ふるさと総合公園 ・最上中央公園 13ha	6/15～8/11 58日間	やまがた花咲かフェア'02 四季感動 花のやまがた 緑の暮らし	119
第20回 平成15年	大分県・大分市 大分スポーツ公園・佐野植物公園 29ha	4/28～6/29 63日間	おおいた 緑・香り 夢フェスタ'03 緑・香 in Oita 21	90
第21回 平成16年	静岡県・浜松市 国際園芸博覧会協会 浜名湖ガーデンパーク 56ha	4/8～10/11 187日間	パシフィックフローラ 2004 (しずおか国際園芸博覧会) 花・緑・水 ～新たな暮らしの創造～	545
第22回 平成17年	福岡市 アイランドシティ 53ha	9/9～11/20 73日間	アイランド花どんたく はじまる、花と緑の幸せ物語 ～風・博多からアジアへ～	115
第23回 平成18年	大阪市 大阪城公園内 66ha	3/25～5/28 65日間	緑・香・in Oita 21 ひとが動く、まちがかわる花と緑の晴れ舞台、 大阪城を起点として	202
第24回 平成19年	船橋市 船橋市アンデルセン公園 27ha	10/2～11/4 34日間	おとぎの国の花フェスタ in ふなばし 子どもたちの幸福な未来 ～アンデルセン から、世界のこどもたちへの贈りもの～	21
第25回 平成20年	群馬県・前橋市・高崎市 前橋公園・敷島公園・高崎城址公園 周辺・中心市街地他 157ha	3/29～6/8 72日間	花と緑のシンフォニー ぐんま 2008 花、緑そして平和 ～利根川の大地から～	142
第26回 平成21年	岡山県・岡山市 岡山市西大寺地区・岡山城 ・後楽園・西川緑道他 約 57ha	3/20～5/24 66日間	おかやま花だより ～未来へ～ 花・緑・ひと 咲いて魅せます 夢おかやま ～晴れの国からの贈りもの～	92
第27回 平成22年	奈良県 県営馬見丘陵公園他 45ha	9/18～11/14 58日間	やまと花ごよみ 2010 未来へつなぐ「花のもてなし」 ～やまと青垣からの贈りもの～	210
第28回 平成23年	鹿児島県・鹿児島市 吉野公園・鹿児島ふれあい スポーツランド 52ha	3/18～5/22 66日間	花かごしま 2011 南からの風にのせて！ —よかまち、よか花、よか緑—	95
第29回 平成24年	東京都 上野公園・井之頭公園・日比谷公園 他約 30ha	9/29～10/28 30日間	TOKYO GREEN 2012 緑の風がふきぬける東京	500
第30回 平成25年	鳥取県・鳥取市 湖山池公園他 約 10ha	9/21～11/10 51日間	水と緑のオアシスとっとり 2013 ともに育てる身近な緑 ～水と緑に つつまれた世界のジオパークのまちから～	26
第31回 平成26年	静岡県・浜松市 浜名湖ガーデンパーク 浜松フラワーパーク 81ha	3/21～6/15 87日間	浜名湖花博 2014 ～花と緑の祭典～ 花と緑のオーケストラ ～水辺で奏でる未来の暮らし～	129
第32回 平成27年	愛知県 愛・地球博記念公園 190ha	9/12～11/8 58日間	花と緑の夢あいち 2015 緑のある暮らしの明日を愛知から	74
第33回 平成28年	横浜市 山下公園・横浜公園・横浜動物の森公園他	3/25～6/4 72日間	ガーデンネットワーク横浜 2017 歴史と未来の横浜、花と緑の物語	予定
第34回 平成29年	八王子市 富士森公園他	9/16～10/15 30日間	みどりの丘花絵巻はちおうじ 2017 「緑豊かな街づくり」～窓辺に花を・くらしに 緑を・街に緑を・明日に緑をいまつくろう～	予定

## V 組合機関紙「組合だより」

「組合だより」は、昭和 59 年 7 月に「GARDENER」に名称を変えて、平成 5 年 3 月発行の第 82 号まで発行されたのを最後にしばらくの間発行されなかった。

平成 10 年 1 月に「組合だより」が改めて、第 1 号として発行された。これは、B 4 版コピー用紙 2 枚の簡単なものだった。内容的には、組合の委員会活動報告、東京都造園高等職業訓練校の運営状況、講習会研修会開催案内及び募集、共同購買事業の紹介、組合員の情報等、その他特集記事として、組合員からの記事を掲載した。それは平成 13 年 1 月の新年号まで発行された。

過去中断した後、再発行の度に、第 1 号から始められたのは、過去の正確な発行の記録がなかったからだと思われる。

平成 24 年 5 月に、「組合だより」を再発行するのにあたり、過去の発行を全て継続したものとして、第 117 号が A 4 版 4 ページのカラーで発行された。その後、毎年 5 月に発行されて、平成 28 年で 121 号を数えている。

内容的には、組合活動内容の紹介、東京都造園高等職業訓練校の運営状況、講習会研修会開催案内及び募集、共同購買事業取扱い商品紹介、造園関連資格試験情報、その他直近の造園関連情報の特集記事を掲載した。

### 平成 6 年以降の「組合だより」

発行号	発行日	主な特集記事
No 1	平成 10 年 1 月	高等職業訓練校の訓練生募集 造園会館の建替え計画
No 2	平成 10 年 3 月	平成 10 年度通常総会開催
No 3	平成 10 年 5 月	ガーデニングブームの山と谷（和田大氏） 東京での研修をいつまでも忘れずに（於哲生氏）
No 4	平成 10 年 7 月	樹木医の活動（有田和實氏）
No 5	平成 10 年 9 月	無題（林次郎氏）
No 6	平成 10 年 11 月	積算実務講習会（中級）実施に伴うアンケート
No 7	平成 11 年 1 月	会社訪問「(株)柳島寿々喜園」
No 8	平成 11 年 3 月	会社訪問「トピーグリーン(株)」
No 9	平成 11 年 5 月	組合新役員の挨拶
No 10	平成 11 年 7 月	会社訪問「西村造園土木(株)」
No 11	平成 11 年 9 月	昆明博視察記（高橋一輔氏） 会社訪問「藤東造園建設(株)」
No 12	平成 11 年 11 月	すばらしい仲間（塩田日出雄氏） 会社訪問「岩城造園(株)」
No 13	平成 12 年 1 月	人から学ぶくせ（野澤博道氏） 会社訪問「(株)大和ガーデン」



## VI 東京都造園高等職業訓練校

### (1) 東京都造園高等職業訓練校の推移

平成6年からの日本経済は、バブル崩壊の後遺症と急速に進む少子高齢化、円高等の構造変化が複雑に絡み合い、先行きに対する不透明感が不安となり、かつて経験した事の無いデフレ低成長時代を迎えた。この20年間は、いわゆる日本の失われた20年である。

金融不安は、企業の倒産件数を増加させ、社会構造の変化、世界的規模の「テロ」や「自然災害」、とりわけ「政権交代」は景気回復の足かせとなり、社会的な不透明感・不安感に覆われ、長いデフレ・スパイラルに陥った。

我が造園業界も、公共事業の減少、民間の設備投資の減少等の経営環境の悪化はかつてない程厳しい状況が長期化している。当組合においても、組合員が新規採用を控えたこと、または組合からの脱退者が相次いだこともあり、新規参入する技術者は少なくなっていった。

そのような中で当職業訓練校では、普通課程の講座は、平成6年度からの室内講義・屋外実技講座を含めた訓練時間は、489時間となり、平成9年度からは497時間講義として運営した。また講義は、社会の労働時間の短縮、週休2日制の普及等に合わせる形となり、基本的には平日での開催となった。

職業訓練校の運営は、何れの業界でも全国的に苦境に立たされ、職業能力開発促進法の運用規程の改定により、補助対象基準は緩和されたが、受講生数は回復することはなかった。当職業訓練校においても、組合員からの普通課程訓練生の派遣は年々少なくなり、受講生を揃えるのに苦慮するようになった。

そこで組合員以外の会社にも派遣をお願いして、何とか開校していたが、平成15年度になると、再三の募集にも関わらず、訓練生を集める事ができなくなり、ついに普通課程は休校とせざるを得なくなった。以降当訓練校は、短期課程だけの開催となっている。

平成22年度からは、自治体で運用する職業訓練事業に厚生労働省から助成金の上乗せ支給があり、平成24年度からは、「1級・2級造園施工管理技術受験対策講習会」を短期課程の教程として認められるようになった。この20年間の訓練生数及び受給した補助金額の推移は表のとおりである。



造園技能検定受験対策講習会の模様



東京都造園高等職業訓練校の様子

## (2) 訓練生数、補助金、講師の変遷

### 訓練生、補助金の変遷

年号 (平成)	普通課程		短期課程						造園施工管理	
	訓練生数 (人)	都補助金 (千円)	農薬土壌 (人)	造園技能 (1・2級) (人)	積算(初級) (人)	積算(中級) (人)	都補助金 (千円)	国助成金 (千円)	1級 (人)	2級 (人)
6年	30	2,986	106	39	85		909	0		
7年	35	3,136	61	22	34		975	0	200	216
8年	24	2,808	63	33	101	56	1,543	0	154	133
9年	21	2,714	46	17	74	52	1,880	0	134	113
10年	21	2,986	35	20	52	31	1,030	0	117	139
11年	24	3,258	27	38	32	43	870	0	57	70
12年	23	3,122	38	64	32	53	1,082	0	97	89
13年	24	3,190	48	52	57	27	1,122	0	65	60
14年	18	2,782	43	41	38		680	0	70	63
15年			39	34			717	0	50	37
16年			20	35			507	0	43	34
17年			33	29			553	0	31	30
18年			35	31			691	0	31	30
19年			33	31			622	0	35	27
20年			17	17			311	0	25	11
21年			30	16			484	0	39	15
22年			19	23			415	140	37	11
23年			11	26			380	130	24	19
24年			39	14			782	130	22	21
25年			15	23			760	264	31	13
26年			19	9			495	176	10	14

### 講師の変遷

#### 平成7年度の東京都造園高等職業訓練校担当講師

担当教科	講師名	所属
造園植物	岩田勝之助	岩田造園土木(株)
植物概論・植栽施工	山本 三郎	東京都公園緑地部
安全衛生、植栽管理	吉村 金男	(株)吉村造園
植栽施工	伊藤 敏雄	(株)大和ガーデン
植栽管理	谷口 聡	草加市新栄町
施工管理	前田 宗正	(株)昭和造園
植物防疫	志賀 秀樹	東京都公園緑地部
農薬・肥料	松田 一成	(株)三共緑化
土壌・肥料	杉田 収	世田谷区奥沢
土壌・肥料	田原頼史朗	日本林業肥料(株)
栽培概論・園芸	鶴島 久男	(株)ミヨシ
庭園概論・造園史	藤井英二郎	千葉大学園芸学部
造園施設	亀井 実	小平市上水本町
庭園論	大平 暁	箱根植木(株)
測量	黒田 達夫	都立園芸高校
造園材料	佐藤 岳三	西武造園(株)
仕様積算	田中 浩司	(株)ライフ計画事務所
設計製図	秋元 通明	東京庭苑(株)
安全衛生・造園法規	末松 四郎	東武緑地建設(株)

#### 平成26年度の東京都造園高等職業訓練校担当講師

担当教科	講師名	所属
病虫害・農薬	弓 削 進	横浜市青葉区
土壌・肥料	田原頼史朗	日本林業肥料(株)
特殊緑化技術	藤田 茂	(有)緑花技研
人工地盤施工・管理	前田 正明	屋上緑化マネジメントサービス
造園技能・実技	西村 昇	西村造園土木(株)
造園技能・実技	吉村 知泰	(株)吉村造園
造園技能・実技	平井 達夫	(株)岩城
造園技能・実技	高杉 忠美	日野市旭が丘
計画設計・法規	福成 敬三	(株)フォーサイト
造園施設	松本 透	(株)富士植木
施工管理	森田 弘行	フォレストガーデン
造園材料	津田 紘一	北区豊島

### (3) 寄付行為、規約、校則

#### 職業訓練法人 東京都造園高等職業訓練校 寄附行為

##### 第1章 総 則

(目 的)

第1条 この法人は、職業訓練法による認定職業訓練その他職業訓練に関し必要な業務を行うことにより、職業人として有為な労働者の養成と労働者の経済的及び社会的地位の向上を図ることを目的とする。

(名 称)

第2条 この法人は、職業訓練法人東京都造園高等職業訓練校という。

(事務所)

第3条 この法人は、主たる事務所を東京都渋谷区神南1-20-11に置く。

(事 業)

第4条 この法人は、第1条の目的を達成するため、次の業務を行う。

- (1) 事業主の委託を受けて当該事業主の雇用する労働者に対する認定職業訓練を行うこと。
- (2) 求職者に対する認定職業訓練を行うこと。
- (3) 第5条の施設を他の事業主等の行う、職業訓練のために使用させること。
- (4) 職業訓練に関する情報及び資料の提供を行うこと。
- (5) 職業訓練に関する調査及び研究を行うこと。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、職業訓練に関し必要な業務を行うこと。

(認定職業訓練のための施設)

第5条 この法人の設置する認定訓練のための施設の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 職業訓練法人東京都造園高等職業訓練校  
位置 東京都渋谷区神南1-20-11

##### 第2章 役 員

(種 別)

第6条 この法人に次の役員を置く。

- (1) 理事 10人以上13人以内とし、うち1人を理事長、2人を副理事長とする。
- (2) 監事 1人又は2人

(職 務)

第7条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

2. 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
3. 理事は、この法人の業務を掌理する。
4. 監事は、職業能力開発促進法第37条の10の職務を行う。

(任 免)

第8条 この法人の役員は、東京都造園建設業協同組合の役員をもってこれに充てる。

(任 期)

第9条 役員任期は2年とし、再任を妨げない。

2. 役員は、任期満了後又は辞任後も、新たに、役員が就任するまで引続きその職務を行うものとする。
3. 補欠の役員任期は、その前任者の残任期間とする。

##### 第3章 理 事 会

(組 織)

第10条 理事会は、理事長、副理事長、理事をもって組織する。

(召 集)

第11条 理事会は理事長が招集する。

2. 理事(副理事長を含む)8人以上又は監事から、会議の目的たる事項を示して、請求があったときは、理事長は、遅滞なく理事会を招集しなければならない。

3. 理事会の招集は、会日の10日前までに、会議の目的たる事項、日時及び場所を記載した文書で、各理事に通知しなければならない。

(議 長)

第12条 理事会の議長は、理事長とする。

(議決事項)

第13条 次の事項は、理事会の決議を経なければならない。

- (1) 寄附行為の変更
- (2) 業務計画及び収支予算の決定
- (3) 解散
- (4) 基本財産の処分
- (5) 予算を伴わない権利の放棄又は義務の負担
- (6) その他この法人の運営に関する重要事項

(議 事)

第14条 理事会は、理事の3分の2以上が出席しなければ、会議を開き、議決することができない。

2. 理事会の議事は、出席した理事の過半数で決する。
3. 前2項の場合において書面をもって表決権を他の理事に委任した理事は出席者とみなす。
4. 理事会の議事は、議事録を作成し、議長及び議長が指名する理事がこれに署名するものとする。

#### 第4章 資産及び会計

(資 産)

第15条 この法人の資産は、別紙財産目録に記載された財産、寄附金品、補助金その他の収入からなるものとする。

(資産の種類)

第16条 この法人の資産を分けて、基本財産及び運用財産とする。

2. 基本財産は、次に掲げる財産をもって構成し、これを処分することができない。ただし、やむをえない理由があるときは、理事会の議決を経て、その一部に限り処分することができる。

- ① この法人の設立に際し基本財産とされた財産
  - ② この法人の設立後に基本財産として指定して寄附された財産
  - ③ この法人の設立後に理事会で基本財産に繰入れることを議決した財産
3. 運用財産は基本財産以外の財産とする。

(経費の支弁)

第17条 この法人の経費は、運用財産をもって支弁する。

(資産の管理)

第18条 この法人の資産は、理事会が別に定めるところにより理事長が管理する。

2. 基本財産のうち現金は、郵便官署又は確実な銀行に預け入れ、若しくは信託会社に信託し、又は国公債等確実な有価証券にかえて、保管しなければならない。

(会計年度)

第19条 この法人の会計年度は、毎年4月1日から3月31日までとする。

(会計書類等の作成)

第20条 理事長は、毎会計年度業務計画及び収支予算を作成し、理事会の議決を経なければならない。

2. 理事長は、毎会計年度の業務報告、収支決算及び財産目録を作成し、監事の監査を経て、理事会の承認を受けなければならない。

#### 第5章 寄附行為の変更及び解散

(寄附行為の変更)

第21条 この寄附行為は、理事会の議決を経、かつ東京都知事の認可を受けなければ変更することはできない。

(解 散)

第22条 この法人は、次の理由によって解散する。

- (1) 目的とする事業の不成功
- (2) 破産
- (3) 設立認可の取消

2. 前項第1号に掲げる理由による解散については、東京都知事の認可を受けなければならない。

(残余財産の帰属)

第23条 この法人が解散した場合の残余財産は、東京都造園建設業協同組合に帰属する。

#### 第6章 雑 則

(公 告)

第24条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示して行う。

(施行規程)

第25条 この寄附行為に定めるもののほか、この法人の運営に関し必要な事項は、理事長が理事会の議を経て別に定める。

昭和52年4月 1日 制 定

平成 8年6月13日 一部改定

平成15年2月25日 一部改定

平成21年12月7日 一部改定

---

## 職業訓練法人 東京都造園高等職業訓練校 規約

第1条 (設立)

本校は、職業訓練法人東京都造園高等職業訓練校寄附行為第4条第1項に定めるところによって設立される。

第2条 (名称)

本校は職業訓練法人東京都造園高等職業訓練校（以下校）という。

### 第3条（事務所）

本校の主たる事務所は、東京都渋谷区神南1-20-11造園会館内に置く。

### 第4条（構成）

本校は、東京都内に主たる事務所を置く東京都造園建設業協同組合の組合員（以下単に組合員という）によつて構成される。なお訓練生定員に残余のある場合については法人理事会の議を経て非組合員より入校を承認することができる。

### 第5条（目的）

本校は訓練生に対し、共同職業訓練を実施することにより、事業に必要な造園工としての技能労働者を養成、技術の向上と労働者の地位の向上に資するとともに、業界の発展に寄与することを目的とする。

### 第6条（事業）

本校は、前条の目的を達成するため、次の各事業を行う。

- 1、職業訓練法第24条の共同職業訓練その他の職業訓練
- 2、職業訓練に必要な資料の蒐集出版、研究及び調査

### 第7条（運営）

本校は、法人理事の中から選出された委員若干名其他によつて構成される運営委員会により運営される。委員会の構成、運営に関する事項は別に之を定める。

### 第8条（役員）

本校に校長1名、副校長1名の役員を置く。

- 1、（任免） 役員の任免は、法人理事会の議を経て理事長之を行う。
- 2、（職務） 校長は、校を代表し、別に定める校則に則つて校務を統轄する。  
副校長は、校長を補佐し、校長事故あるときは、その職務を代行する。

### 第9条（教職員）

- 1、 教員は集合訓練科目に応じ若干名、訓練指導員は各事業所内訓練に応じて若干名とし夫々教務並びに訓練を担当する。
- 2、 職員は庶務、経理を掌る。
- 3、 教職員の任免は運営委員会の議を経て校長が之に当る。

### 第10条（資産・経費）

本校の資産及び経費は、法人よりの助成金、事業主の負担金、補助金、寄付金及び事業に伴う収入による。

### 第11条（会計）

本校の会計は、独自に行うものとし毎年度の収支予算は運営委員会の議を経て定め、収支決算の上、年度終了後2ヶ月以内に、その年度末財産目録と共に運営委員会の承認を受けなければならない。但し会計年度は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終るものとする。

### 第12条（支部）

本校は、支部を設けることができる。支部の設置及び廃止は、運営委員会の規定による。

### 第13条（変更・改廃）

本規約の変更又は改廃は運営委員会の決定によらなければならない。但し、校の廃止は法人の理事の議決によらなければならない。

### 第14条

本規約は昭和52年4月より発行する。

## 職業訓練法人 東京都造園高等職業訓練校 校則

### 1.（課 程）

本校の修業年限は1ヶ年とし、教科の内容及び訓練時間数、訓練方法については認定されたものによるものとする。

### 2.（年 度）

本訓練は毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

### 3.（訓練生）

本校の訓練生は、東京都造園建設業協同組合員の雇用従業員とする。但し、法人理事会の議を経て入校を認めた者はこの限りでない。

### 4.（入・退校）

訓練生の入校・退校は所定の用紙に記入して、訓練生の所属する事業所を通じて校長に願ひ出るものとする。

### 5.（終 了）

次の各項の一に該当する者は修了者となることが出来ない。

- (1) 所定の出席日数に達せず且つ之に対する補講を受けなかった者
- (2) 所定の試験を受けなかった者、及びその成績が著しく不良の者

### 6.（証 明）

訓練修了者に対しては、法第13条の規定による認定職業訓練修了証明書を交付する。又訓練生が認定職業訓練を修了しないで離職した場合において、その者から請求のあったときは、そのものが履修した職業訓練に関して教科及び訓練期間を証明する認定職業訓練履修証明書を交付する。

### 7.（賞 罰）

品行方正で成績優秀な者は之を表彰することが出来る。又次の各項の一に該当する場合は退校させることが出来る。

- (1) 性行不良で訓練生としての本分を誤り校の規律を乱した者
- (2) 学業成績が甚だしく不良で、訓練に堪え得ないと認められる者

# VII 東京都造園建設業協同組合

## (1) 事業規模の推移

単位：千円

回数	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
年度	昭和39	昭和40	昭和41	昭和42	昭和43	昭和44	昭和45	昭和46	昭和47	昭和48	昭和49	昭和50	昭和51	昭和52	昭和53	昭和54	昭和55
組合員数(人)	36	41	44	42	42	45	45	49	59	59	61	63	63	63	61	60	58
賦課金収入	1,083	1,151	1,329	1,471	1,678	1,478	1,132	13,050	16,474	25,710	26,773	26,062	24,351	29,092	29,600	23,358	21,918
共同購買事業収入	3,478	5,472	8,220	8,910	16,312	23,706	17,194	10,513	12,127	17,412	14,267	17,695	15,748	20,092	27,354	19,909	29,114
教育研修事業収入	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,622	1,491	309	0	0	0	0
その他事業収入	97	284	210	301	450	1,004	1,396	1,089	2,258	2,771	3,054	3,301	4,480	2,576	2,961	3,481	2,360
収入合計	4,658	6,907	9,759	10,682	18,440	26,188	19,722	24,652	30,859	45,893	47,716	48,549	44,888	51,760	59,915	46,748	53,392
1人当の賦課金	30	28	30	35	40	33	25	266	279	436	439	414	387	462	485	389	378
出資金	5,400	6,150	6,600	6,600	6,300	6,750	7,350	8,700	8,850	9,150	9,150	9,450	9,450	9,450	9,150	9,000	8,850
資本準備金	0	0	0	0	0	450	1,050	2,400	2,950	3,650	3,650	4,450	4,450	4,450	4,972	4,891	5,028
利益剰余金	60	75	108	212	1,703	1,808	1,931	1,931	1,782	1,782	1,782	800	800	800	822	808	781
回数	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31	32	33	34
年度	昭和56	昭和57	昭和58	昭和59	昭和60	昭和61	昭和62	昭和63	平成01	平成02	平成03	平成04	平成05	平成06	平成07	平成08	平成09
組合員数(人)	57	62	62	62	62	62	61	60	60	60	64	68	68	68	68	68	67
賦課金収入	22,674	19,936	17,483	17,715	18,552	18,487	19,580	19,200	18,890	20,668	20,098	21,621	21,531	21,510	21,551	21,551	22,060
共同購買事業収入	57,600	58,170	58,550	65,000	57,800	65,300	67,136	94,948	115,760	141,978	122,783	134,699	142,797	103,976	118,948	68,527	75,873
教育研修事業収入	1,600	500	637	1,300	2,717	1,015	2,185	881	2,124	5,348	4,170	2,139	1,451	1,951	6,480	4,317	3,547
その他事業収入	1,644	1,149	1,749	2,479	6,000	7,715	8,567	8,661	10,581	10,471	10,720	11,713	11,916	14,282	12,869	11,302	11,271
収入合計	83,518	79,755	78,419	86,494	85,069	92,517	97,468	123,690	147,355	178,465	157,771	170,172	177,695	141,719	159,848	105,697	112,751
1人当の賦課金	398	322	282	286	299	298	321	320	315	344	314	318	317	316	317	317	329
出資金	9,300	9,300	9,300	9,300	9,300	9,150	9,000	9,000	9,000	9,000	9,600	10,200	10,200	10,200	10,200	10,050	9,900
資本準備金	6,357	6,357	6,357	6,555	6,749	6,749	6,528	6,528	6,528	6,528	8,150	9,773	10,123	10,123	10,123	9,974	9,948
利益剰余金	173	173	173	170	259	1,178	1,442	2,006	2,435	2,958	2,319	3,631	3,577	3,745	4,042	4,363	△8,212
回数	35	36	37	38	39	40	41	42	43	44	45	46	47	48	49	50	51
年度	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14	平成15	平成16	平成17	平成18	平成19	平成20	平成21	平成22	平成23	平成24	平成25	平成26
組合員数(人)	66	65	65	63	61	50	43	43	41	39	38	34	34	34	32	30	30
賦課金収入	21,829	21,500	21,862	21,033	20,502	11,584	6,504	6,760	6,222	5,918	5,615	5,160	5,160	5,100	4,800	4,500	4,500
共同購買事業収入	58,438	60,577	31,168	12,220	5,039	7,994	3,852	2,401	1,511	772	1,474	1,585	1,021	6,403	462	355	579
教育研修事業収入	7,777	4,549	6,862	4,512	5,237	3,436	2,894	2,599	2,245	2,072	1,368	1,758	1,554	1,507	1,698	1,382	1,299
その他事業収入	10,398	9,634	9,618	8,721	7,780	7,265	5,863	5,233	5,591	5,701	6,849	6,963	5,566	6,026	6,373	6,088	6,405
収入合計	98,442	96,260	69,510	46,486	38,558	30,279	19,113	16,993	15,569	14,463	15,306	15,466	13,301	19,036	13,333	12,325	12,783
1人当の賦課金	331	331	336	334	336	232	151	157	152	152	148	152	152	150	150	150	150
出資金	9,750	9,750	9,450	9,150	7,500	6,450	6,450	6,300	5,850	5,700	5,100	5,100	5,100	4,800	4,500	4,500	4,500
資本準備金	9,921	9,921	9,800	9,489	7,778	6,689	6,689	6,534	6,534	6,534	6,534	6,534	6,534	6,534	6,534	6,534	6,534
利益剰余金	△4,367	△3,033	85	595	1,502	1,495	1,553	1,334	1,124	1,161	1,077	1,497	1,545	1,579	591	805	903



●理事長

60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	氏名
																														横溝政雄
																														横溝政昭
																														岩田勝之助
																														伊藤俊雄
																														成家次男
																														高橋一輔

●副理事長

60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	氏名
																														坂田武雄
																														田丸実藏
																														沼田安藏
																														横溝政昭
																														蛭田貴二
																														高橋玉樹
																														勝芳三郎
																														伊藤俊雄
																														前田宗正
																														比留間邦助
																														田中誠爾
																														和田新也
																														鈴木義人

●専務理事

60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	氏名
																														鈴木哲次郎
																														小笠原敏夫
																														乾喜民
																														引間真佐輝
																														林次郎
																														大熊幸雄
																														細刈健一
																														村田光實
																														竹嶋正實

●会計理事

60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	氏名	
																															加勢俊雄
																															岩田勝之助
																															蛭田貴二
																															伊藤代次郎
																															御林道男
																															勝芳三郎
																															新川重治
																															宮島鐘吉
																															横溝政昭
																															藤巻保之輔
																															前田宗正
																															成瀬誠

会計理事制度を廃止

●監事

60	61	62	63	H1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	氏名	
																															勝芳三郎
																															蛭田貴二
																															御林道男
																															遠藤重雄
																															三橋政綱
																															岩田勝之助
																															伊藤代次郎
																															長峰和夫
																															根岸良雄
																															野口有朝
																															杉本哲次
																															伊藤敏雄
																															和田真次
																															宇田川国一
																															加藤竜二
																															笠井良信
																															鈴木幸三郎
																															木田新也
																															野沢博道
																															和田隆大
																															井上隆介
																															布村晋一
																															岩田勝之助
																															星野文信
																															田丸敬三
																															田鈴木義人
																															吉村長泰

### (3) 20年間の主な受賞者

※建設省から国土交通省に2001年(平成13年)名称変更

年 月 日	種 類	組 合 役 職	氏 名	所属会社
平成6年11月	黄 綬 褒 章	理 事	黒 沼 茂 治	芝茂造園建設(株)
平成7年7月	建設大臣表彰	理 事	三 村 欣 司	三村造園(株)
平成7年6月	勲四等瑞宝章	理 事	和 田 貞 次	箱根植木(株)
平成11年7月	建設大臣表彰	理 事	成 家 次 男	(株)富士植木
平成13年7月	国 土 交 通 大 臣 表 彰	組 合 員	涌 井 史 郎	(株)石勝エクステリア
平成16年3月	従 五 位	組 合 員	和 田 貞 次	箱根植木(株)
平成17年4月	黄 綬 褒 章	組 合 員	涌 井 史 郎	(株)石勝エクステリア
平成17年7月	国 土 交 通 大 臣 表 彰	理 事	市 川 五 十 男	西武造園(株)
平成17年7月	国 土 交 通 大 臣 表 彰	理 事	佐 藤 四 郎	(株)日比谷アメニス
平成17年7月	国 土 交 通 大 臣 表 彰	理 事	高 橋 一 輔	アゴラ造園(株)
平成19年10月	黄 綬 褒 章	理 事	佐 藤 四 郎	(株)日比谷アメニス
平成20年10月	黄 綬 褒 章	理 事 長	成 家 次 男	(株)富士植木
平成20年10月	国 土 交 通 大 臣 表 彰	理 事	加 勢 充 晴	加勢造園(株)
平成20年10月	国 土 交 通 大 臣 表 彰	理 事	和 田 新 也	箱根植木(株)
平成23年4月	黄 綬 褒 章	理 事 長	高 橋 一 輔	アゴラ造園(株)
平成23年10月	黄 綬 褒 章	副 理 長 事	和 田 新 也	箱根植木(株)
平成25年7月	国 土 交 通 大 臣 表 彰	理 事	林 輝 幸	西武造園(株)

## (4) 20年間に亡くなられた主な役員

お名前 役職	御林 道男 理事長	勝 芳三郎 副理事長	横溝 政昭 理事長
所属会社	武蔵野造園土木(株)	東京造園土木(株)	東京植木(株)
生年月日	大正5年11月5日	大正6年3月17日	昭和8年1月6日
没年月日	平成6年10月6日	平成12年4月1日	平成15年2月16日
最終学歴	仙台陸軍教導学校卒(昭11.11)	法政大学中退(昭11.5)	千葉大学文学部卒(昭31.3)
主な職歴	(合)武蔵野園芸設立代表(昭23.5) 武蔵野造園土木(株)設立代表(昭44.12)	日本石油(株)入社(昭11.12) 東京造園土木(株)設立代表(昭21.3)	東京植木(株)代表取締役(昭34.2)
受賞	黄綬褒章(昭54秋)	建設大臣表彰(昭59.7)	黄綬褒章(平2秋)
特記事項	勲五等瑞宝章(昭62秋) (社)日本造園建設業協会理事 (社)日本造園建設業協会東京都支部長	勲五等瑞宝章(平2春) 東都造園建設工業組合監事	(社)日本造園建設業協会会長 (社)道路緑化保全協会理事 (社)東京都造園緑化業協会理事
お名前 役職	和田 貞次 理事	加勢 俊雄 理事長	岩田勝之助 理事長
所属会社	箱根植木(株)	加勢造園(株)	岩田造園土木(株)
生年月日	大正7年7月17日	大正2年9月17日	大正11年5月10日
没年月日	平成16年3月27日	平成16年7月20日	平成20年1月9日
最終学歴	東京農業大学卒(昭20.9)	千葉高等園芸学校卒(昭12.3)	千葉高等園芸学校卒(昭17.9)
主な職歴	箱根植木(株)設立代表(昭28.1)	戦地から戻り、春日造園に復帰(昭21.4) 加勢造園(株)設立代表(昭26.10)	岩田造園土木(株)設立代表(昭28.1)
受賞	黄綬褒章(昭62春) 勲四等瑞宝章(平7春)	軍功により勲六等単行旭日賞(昭20)	勲五等瑞宝章(平4秋)
特記事項	従五位(平16春) (社)日本造園建設業協会会長 国際園芸家協会(AIPH)副会長 (社)東京都造園緑化業協会理事	(社)日本造園建設業協会理事 (社)東京都造園緑化業協会副会長 (社)道路緑化保全協会副会長	(社)日本造園建設業協会副会長 (社)日本造園建設業協会 関東甲信総支部長
お名前 役職	成家 次男 理事長	比留間邦助 副理事長	前田 宗正 副理事長
所属会社	(株)富士植木	(株)表養樹園	(株)昭和造園
生年月日	昭和9年12月25日	昭和2年1月20日	昭和2年9月5日
没年月日	平成23年2月20日	平成23年3月4日	平成23年8月9日
最終学歴	県立静岡高校卒(昭28.3)	都立農業学校卒(昭18.12)	千葉農業専門学校卒(昭22.3)
主な職歴	(合)富士植木入社(昭34.8) (株)富士植木代表取締役(平5.5)	父の造園・山林種苗業を継承(昭18) (株)表養樹園設立代表(昭37.2)	春日造園 入社(昭22.3) (株)昭和造園設立代表(昭32.11)
受賞	建設大臣表彰(平11) 黄綬褒章(平20秋)	建設大臣表彰(昭63.7)	日本造園学会上原敬二賞(平14.5)
特記事項	(社)日本造園建設業協会会長 (社)東京都造園緑化業協会副会長 (財)都市緑化技術開発機構理事 (財)都市緑化基金理事	(社)東京都造園緑化業協会理事	(職)東京都造園高等職業訓練校校長 (社)東京都造園緑化業協会設立理事、副会長 (社)日本造園建設業協会理事
お名前 役職	田中 誠爾 副理事長		
所属会社	加勢造園(株)		
生年月日	昭和10年10月25日		
没年月日	平成27年8月17日		
最終学歴	都立園芸高校卒(昭29.3)		
主な職歴	加勢造園(株)入社(昭29.4) 加勢造園(株)代表取締役専務(平14)		
受賞	日造協造園建設功労賞(昭56)		
特記事項	(社)東京都造園緑化業協会理事		

## (5) 団体概要調書、組織図、委員会名簿

### 団体概要調書

団体の名称	法的根拠 (主務官庁等)	規模			事業内容	備考	
		会員数 組合員数	活動範囲	役職員構成			年予算額
名 称 東京都造園建設 業協同組合  設立年月日 昭和39年3月11日  所在地 東京都渋谷区神南一 丁目 20番11号	中小企業等 協同組合法  (主務官庁等) 東京都	組合員 30社	東京都内	理事長 高橋一輔 副理事長2名 専務理事1名  理 事 12名 監 事 1名  (事務局) 職 員 2名	平成26年度 1,246万円	1 組合員のためにする造園工事 の共同受注及び受注あっせん 2 組合員の取り扱う造園用資材 の共同購買 3 組合員の事業に関する経営及 び技術の改善向上又は組合事 業に関する知識の普及を図る ための教育及び情報の提供 4 職業能力開発促進法に基づく 共同職業訓練に関する事業 5 組合員の福利厚生に関する事 業 6 前各号の事業に附帯する事業	組合の沿革 昭和29年2月11日 東都造園建設工業組合設立 (任意団体) 昭和39年3月11日 東都造園建設業協同組合に 発展的解消(組合法人化) 昭和50年2月26日 東京都造園建設業協同組合 に名称変更 平成18年7月31日 一般建設業(造園・土木工事) 知事許可を取得 (平成27年2月5日現在)

### 組織図

平成26年度



※常勤職員：事務局長（専務理事）1名、事務員1名、計2名

## 委員会

(平成 26 年 2 月 11 日現在)

委員会名	役職名	氏名	所属会社	分掌事項
総務委員会	委員長	鈴木 義人	(株)柳島寿々喜園	①組合事業計画及び予算の報告立案に関する事項 ②関連他団体との調整に関する事項 ③その他組合運営全般に関する事項
	副委員長	和田 新也	箱根植木(株)	
	委員	菊地 謙二	(株)桂造園	
	委員	林 輝幸	西武造園(株)	
	委員	成家 岳	(株)富士植木	
共同購買事業委員会	委員長	卯之原 昇	(株)昭和造園	①造園用資機材の共同購買事業に関する事項 ②造園工事・造園資材等の共同受注及び受注あっせんに関する事項
	委員	千田 拓雄	(株)多摩ニュータウンサービス	
	委員	小川 寛史	日産緑化(株)	
	委員	根岸 聖一	根岸造園土木(株)	
教育研修委員会	委員長	加勢 充晴	加勢造園(株)	①各種研修会講習会の開催に関する事項 ②組合員の技術の向上に関する事項 ③東京都造園高等職業訓練校の運営に関する事項
	副委員長	西村 昇	西村造園土木(株)	
	委員	鳥羽 修平	(株)飛鳥	
	委員	平井 達夫	(株)岩城	
	委員	吉村 長泰	(株)吉村造園	
情報厚生委員会	委員長	田丸 敬三	東光園緑化(株)	①組合員への情報提供に関する事項 ②組合員の福利厚生に関する事業
	副委員長	松尾 長才	(株)柳島寿々喜園	
	委員	比留間 孝明	(株)表養樹園	
	委員	小島 孝志	アゴラ造園(株)	
	委員	高木 宏昌	音羽建物(株)グリーン事業本部	

## (6) 組合員名簿

### 設立時「東都造園建設工業組合」

(昭和29年2月11日)

青山ガーデン	第一園芸(株)	(株)東京ガーデナー	(合) 武蔵野園芸
岩田造園(株)	加勢造園	日本植木(株)	横浜植木(株)
橋木産業(株)	東光園緑化(株)	(株)中川産業	安達建設(株)横浜支店
小川造園(株)	(株)中央造園	(有)蛭田植物園	東京植木(株)横浜支店
大沢農園	坂田種苗(株)	(株)富士植木	
春日造園(株)	杉本造園工務所	(株)富士見園	
(合) 神奈川農園	(合) 大和ガーデン	二葉建設(株)	
東京植木(株)	東京造園土木建設(株)	三橋建設(株)	

### 創立25周年時「東京都造園建設業協同組合」

(昭和54年2月11日)

アゴラ造園(株)	(株)芝正園	東京植木(株)	(株)日比谷花壇造園土木
岩田造園土木(株)	(株)昭和造園	東京園芸(株)	(株)蛭田植物園
岩城造園(株)	(株)松竹園	東京造園土木(株)	(株)富士植木
石狩造園(株)	(株)植正園	東京庭苑(株)	藤造園建設(株)東京出張所
(株)イハラグリーン東京支店	(株)松樹園	東光園緑化(株)	富士緑化(株)東京支店
(株)市川造園土木	新光緑化建設(株)	東洋造園土木(株)	豊水造園興業(株)
(株)宇田川園	杉本造園工務所	(株)中瀬庭芸事務所名古屋植	三橋建設(株)東京支店
内山緑地建設(株)東京支店	杉本造園土木(株)	木(株)東京支店	三村造園(株)
(株)小川造園	第一園芸(株)	西村造園土木(株)	(株)武蔵野種苗園
(株)表養樹園	(株)第一造園	日産緑化(株)	武蔵野造園土木(株)
加勢造園(株)	(株)大和屋園芸場	日本ハイウェイ・サービス	(有)村越造園
(株)雅叙造園	(株)大和ガーデン	(株)	(株)吉村造園
栗山造園(株)	高村造園(株)	日本緑化土木(株)	(株)柳島寿々喜園
小金井造園(株)	天龍造園建設(株)東京本社	根岸造園土木(株)	
(株)三景園	東海園(株)東京支店	野々村造園 (有)	
芝茂造園建設(株)	東海造園土木(株)	箱根植木(株)	

### 創立40周年時「東京都造園建設業協同組合」

(平成6年2月11日)

	会社名	代表者名	〒	住所	TEL	FAX
1	アゴラ造園(株)	高橋一輔	176	練馬区高松6-2-18	03-3997-2108	03-3997-2252
2	飛鳥造園土木(株)	川田祥司	165	中野区大和町1-15-3	03-5373-1700	03-5373-1703
3	(株)石勝エクステリア	涌井史郎	158	世田谷区玉川1-16-7	03-3709-5591	03-3709-5857
4	(株)市川造園土木	市川金次郎	177	練馬区大泉学園町8-18-10	03-3925-2323	03-3978-4015
5	岩城造園(株)	岩城庄次郎	158	世田谷区深沢8-9-12	03-3703-1311	03-3704-6922
6	岩田造園土木(株)	岩田勝之助	116	荒川区西日暮里1-5-1	03-3802-3811	03-3805-9361
7	内山緑地建設(株)東京支社	平井善樹	100	千代田区霞ヶ関1-4-4ニューダイヤモンドビル10階	03-3503-6857	03-3503-6850
8	(株)オノダ・エクステリア	江黒省二	135	江東区豊洲4-2-2豊南堂ビル4F	03-5560-1271	03-5560-1272
9	(株)岡野造園	岡野正和	157	世田谷区粕谷2-5-8	03-3303-3703	03-3304-0702
10	(株)表養樹園	比留間邦助	208	武蔵村山市三ツ木1-20-1	0425-60-2531	0425-60-3667
11	加勢造園(株)	加勢俊雄	151	渋谷区千駄谷3-61-5	03-3404-7781	03-3404-2439
12	(株)雅叙造園	伊藤純義	192-03	八王子市大塚337-49	0426-76-3086	0426-76-0077
13	(株)桂造園	菊地謙二	125	葛飾区亀有4-9-5	03-3690-2690	03-3690-2694
14	共立緑地(株)	奥田寛	153	目黒区青葉台4-2-19	03-3465-3421	03-3465-5536
15	栗山造園(株)	鳥内隆介	173	板橋区板橋2-65-10	03-3579-3011	03-3579-3049
16	小金井造園(株)	小金井恵雄	154	世田谷区桜新町2-16-2	03-3426-1231	03-3426-1141

17	(株) 三景園	塩田日出雄	157	世田谷区粕谷 1-12-11	03-3303-2316	03-3304-7312
18	芝茂造園建設(株)	黒沼茂治	157	世田谷区祖師谷 1-11-12	03-3482-4141	03-3482-2335
19	(株) 芝正園	新井正保	188	田無市向台町 3-1-15	0424-64-2361	0424-62-6859
20	(株) 松栄造園土木	青木育男	114	北区東十条 3-4-3	03-3912-3361	03-3911-8813
21	(株) 松樹園	西野正一	134	江戸川区東葛西 7-20-23	03-3680-6812	03-3878-7722
22	(株) 松竹園	宝谷鉄明	123	足立区栗原 4-18-23	03-3896-5111	03-3896-5100
23	(株) 昭立造園	阿部伍朗	196	昭島市緑町 3-19-23	0425-45-6622	0425-45-6623
24	(株) 昭和造園	前田宗正	160	新宿区四谷 2-n 大村ビル 2F	03-3355-2828	03-3351-2524
25	(株) 植正園	浅田登	182	調布市深大寺元町 4-37-2	0424-82-2117	0424-83-1219
26	杉本造園工務所	杉本大吉	153	目黒区中目黒 1-7-12	03-3712-2780	03-3712-2797
27	杉本造園土木(株)	杉本哲次	156	世田谷区桜 2-9-18	03-3426-0668	03-3428-3868
28	西武造園(株)	宇佐美文雄	171	豊島区南池袋 1-16-15	03-3989-2751	03-3989-2795
29	(株) 大国屋園芸場	斉藤信男	132	江戸川区松島 2-15-9	03-3655-1188	03-3655-1168
30	大日本園芸(株)	野間佐和子	112	文京区関口 2-11-31	03-3947-1151	03-3947-1260
31	(株) 大和ガーデン	伊藤敏雄	176	練馬区豊玉北 2-17-11	03-3993-5221	03-3994-8157
32	第一園芸(株)	今井久夫	158	世田谷区上用賀 4-33-15	03-3427-7178	03-3427-0752
33	(株) 第一造園	田母神忠顕	145	大田区南千束 1-34-5	03-3726-4381	03-3727-6744
34	(株) 多摩ニュータウン	萩生田政由	206	多摩市南野 2-32-7	0423-71-1831	0423-76-7441
35	天龍造園建設(株)東京支店	城戸莞爾	135	江東区木場 5-6-11 天龍東京ビル 4F	03-3641-9186	03-3641-9188
36	(株) 電発環境緑化センター	衣川宏	102	千代田区九段北 4-2-5	03-3237-7937	03-3237-9160
37	トビーグリーン(株)	上坂信臣	136	江東区南砂 6-7-15	03-3646-3111	03-3648-3492
38	東海造園土木(株)	清水久道	143	大田区山王 4-10-2	03-3775-6131	03-3778-0432
39	東急グリーンシステム(株)	廣瀬俊輔	152	目黒区東山 1-5-4 中目黒東急ビル	03-3719-3626	03-3794-4690
40	東京植木(株)	横溝政昭	154	世田谷区若林 1-8-1	03-3411-9120	03-3411-2300
41	東京造園土木(株)	勝泰之	164	中野区中央 5-19-11	03-3382-4750	03-3380-9727
42	東京庭苑(株)	小形芳子	151	渋谷区幡ヶ谷 3-3-5	03-3377-3555	03-3378-3952
43	東光園緑化(株)	田邊昇學	150	渋谷区恵比寿南 3-7-5	03-3719-4611	03-3793-1852
44	東武緑地建設(株)	平野通郎	167	杉並区上井草 4-3-6	03-3397-3811	03-3397-7868
45	(株) 富沢造園	富澤淳	182	調布市深大寺東町 4-30-16	0424-83-4315	0424-83-4319
46	(株) 中瀬庭芸	大嶺嘉照	154	世田谷区上馬 2-18-13	03-3424-1562	03-3424-1564
47	西村造園土木(株)	西村昇	140	品川区西大井 4-4-2	03-3777-1788	03-3777-1798
48	日産緑化(株)	山本文彦	101	千代田区内神田 3-16-9	03-3256-4031	03-3254-5773
49	日本ハウエイサービス(株)	水船成	104	中央区銀座 1-19-13 丸美屋ビル	03-3562-3001	03-3564-0502
50	根岸造園土木(株)	根岸一彦	154	世田谷区下馬 6-21-3	03-3421-4713	03-3424-7927
51	(株) ノザワ	野沢博道	135	江東区木場 5-12-7	03-3641-5151	03-3630-3903
52	箱根植木(株)	和田貞次	168	杉並区上高井戸 3-5-15	03-3303-2211	03-3303-2273
53	(株) 日比谷アメニス	佐藤四郎	108	港区三田 4-7-27	03-3453-2400	03-3769-4719
54	(株) 姪田植物園	姪田佐智子	155	世田谷区北沢 5-1-4	03-3469-3569	03-3469-3584
55	(株) 富士植木	成家次男	102	千代田区九段南 4-1-9	03-3265-6731	03-3265-3031
56	富士緑化(株)東京支店	斉藤正春	107	港区赤坂 5-5-10 北斗ビル	03-3588-1311	03-3588-1221
57	藤東造園建設(株)	原田喜孝	143	大田区大森西 1-19-15	03-3766-2321	03-3766-2380
58	(株) ミヨシ	三好世紀	156	世田谷区八幡山 2-1-8	03-3302-4755	03-3306-5344
59	グリーンテック(株)	三井高宣	104	中央区明石町 6-4 ニチレイ明石町ビル 8F	03-5565-6702	03-5565-6706
60	三村造園(株)	三村欣司	151	渋谷区上原 3-1-15	03-3469-2191	03-3469-2178
61	(株) 武蔵野種苗園	油木直樹	171	豊島区南池袋 1-26-10	03-3986-0711	03-3590-2874
62	武蔵野造園土木(株)	安部三樹男	160	新宿区西新宿 1-3-1	03-3342-5614	03-3342-5619
63	揃村越造園	村越純一	183	府中市多磨町 2-43-1	0423-61-2145	0423-61-0263
64	(株) 柳島寿々喜園	鈴木幸三郎	130	墨田区業平 5-12-16	03-3625-7428	03-3625-2921
65	(株) 勇和造園	近藤勇作	168	杉並区浜田山 3-6-20	03-3313-8791	03-3312-5177
66	(株) 吉村造園	吉村金男	158	世田谷区瀬田 5-4-3	03-3700-1250	03-3707-6309
67	(株) 理研グリーン東京支店	鐘ヶ江重夫	110	台東区上野 2-12-20 NDK ロータスビル 3F	03-3835-8134	03-3833-6325
68	蘆花園植木(株)	水島和平	156	世田谷区八幡山 2-15-19	03-3302-7175	03-3302-7179

創立 60 周年時

(平成 26 年 2 月 11 日現在)

	会 社 名	代表者名	〒	住 所	T E L	F A X
1	アゴラ造園(株)	荻野 淳司	179-0075	練馬区高松 6-2-18	03-3997-2108	03-3997-2252
2	(株) 飛 鳥	鳥羽 修平	165-0034	中野区大和町 1-15-3	03-5373-1700	03-5373-1703
3	(株)石勝エクステリア	藤原 隆典	158-0094	世田谷区玉川 2-2-1	03-3709-5591	03-3709-5857
4	(株) 岩 城	岩城 隆	158-0081	世田谷区深沢 8-7-13	03-3703-0081	03-5758-2386
5	岩田造園土木(株)	江川 滋治	116-0014	荒川区東日暮里 6-26-12	03-3802-3811	03-3805-9361
6	(株)岡野造園	岡野 正和	157-0063	世田谷区粕谷 2-5-8	03-3303-3703	03-3304-0702
7	音羽建物(株)	六本木雅一	112-0014	文京区関口 2-11-31	03-3947-1151	03-3947-1260
8	(株)表養樹園	比留間孝明	208-0032	武蔵村山市三ツ木 1-20-1	042-560-2531	042-560-3667
9	加勢造園(株)	加勢 充晴	151-0051	渋谷区千駄ヶ谷 3-61-5	03-3404-7781	03-3404-2439
10	(株)桂造園	菊地 謙二	125-0061	葛飾区亀有 3-33-2	03-3690-2690	03-3690-2694
11	(株)松樹園	西野 正俊	134-0084	江戸川区東葛西 7-20-23	03-3688-2002	03-3878-7722
12	(株)昭和造園	卯之原 昇	168-0063	杉並区和泉 4-42-33	03-3315-9796	03-3315-9750
13	(株)植正園	浅田 憲一	182-0017	調布市深大寺元町 4-37-2	0424-82-2117	0424-83-1219
14	西武造園(株)	林 輝 幸	171-0051	豊島区长崎 5-1-34	03-5926-5300	03-5926-5353
15	(株)大國屋園芸場	齋藤 幸治	134-0091	江戸川区船堀 7-5-15	03-5675-1188	03-5675-1168
16	(株)多摩ニュータウンサービス	千田 拓雄	206-0033	多摩市落合 6-15-6	042-371-1831	042-376-7441
17	東急グリーンシステム(株)	山本 庸夫	225-0013	横浜市青葉区荏田町 489-1	045-910-4505	045-912-5966
18	東京庭苑(株)	小形由美子	151-0072	渋谷区幡ヶ谷 3-3-5	03-3377-3555	03-3378-3952
19	東光園緑化(株)	田丸 敬三	150-0022	渋谷区恵比寿南 3-7-5	03-3719-4611	03-3793-1852
20	西村造園土木(株)	西村 昇	140-0015	品川区西大井 4-4-2	03-3777-1788	03-3777-1798
21	日産緑化(株)	築根 照英	101-0047	千代田区内神田 3-16-9	03-3256-4031	03-3254-5773
22	根岸造園土木(株)	根岸 聖一	154-0002	世田谷区下馬 6-21-3	03-3421-4713	03-3424-7927
23	(株)ノザワ	野澤 博道	135-0042	江東区木場 5-12-7	03-3641-5151	03-3630-3903
24	箱根植木(株)	和田 新也	168-0074	杉並区上高井戸 3-5-15	03-3303-2211	03-3303-2273
25	(株)日比谷アメニス	小林 定夫	108-0073	港区三田 4-7-27	03-3453-2401	03-3453-1359
26	(株)富士植木	成家 岳	102-0074	千代田区九段南 4-1-9	03-3265-6731	03-3265-3031
27	(株)武蔵野種苗園	油木 大樹	171-0022	豊島区南池袋 1-26-10	03-3986-0711	03-3590-2874
28	(株)柳島寿々喜園	鈴木 義人	130-0002	墨田区業平 5-12-16	03-3625-7428	03-3625-2921
29	(株)勇和造園	近藤 勇一	168-0065	杉並区浜田山 3-6-20	03-3313-8791	03-3312-5177
30	(株)吉村造園	吉村 長泰	158-0095	世田谷区瀬田 5-4-3	03-3700-1250	03-3707-6309

# (7) 定款、共同受注事業規約、共同受注委員会規約

## 東京都造園建設業協同組合定款

### 第1章 総 則

#### (目 的)

第1条 本組合は、組合員の相互扶助の精神に基づき、組合員のために必要な共同事業を行い、もって組合員の自主的な経済活動を促進し、かつ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

#### (名 称)

第2条 本組合は、東京都造園建設業協同組合と称する。

#### (地 区)

第3条 本組合の地区は、東京都の区域とする。

#### (事務所の所在地)

第4条 本組合は、事務所を東京都渋谷区に置く。

#### (公告の方法)

第5条 本組合の公告は、本組合の掲示場に掲示してする。

#### (規 約)

第6条 この定款で定めるもののほか、必要な事項は、規約等で定める。

2 規約の設定、変更又は廃止は総会の議決を経なければならない。

3 前項の規定にかかわらず、規約の変更のうち軽微な事項及び関係法令の改正（条項の移動等当該法令に規定する内容の実質的な変更を伴わないものに限る。）に伴う規定の整理については、総会の議決を要しないものとする。この場合、総会の議決を要しない事項の範囲、変更の内容について、書面又は電磁的方法により通知するとともに、第5条の規定に基づき公告するものとする。

### 第2章 事 業

#### (事 業)

第7条 本組合は、第1条の目的を達成するため、次の事業を行う。

(1) 組合員のためにする造園工事の共同受注及び受注あっせん

(2) 組合員の取り扱う造園用資機材等の共同購買

(3) 組合員の事業に関する経営及び技術の改善向上又は組合事業に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供

(4) 職業能力開発促進法に基づく共同職業訓練に関する事業

(5) 組合員の福利厚生に関する事業

(6) 前各号の事業に附帯する事業

2 第1項第5号の規定により慶弔見舞金を給付する場合の給付金額は10万円を超えてはならないものとする。

### 第3章 組 合 員

#### (組合員の資格)

第8条 本組合の組合員たる資格を有する者は、次の各号の要件を備える小規模の事業者とする。

(1) 建設業法の規定により許可を受け、造園工事業を行う事業者であること。

(2) 本組合の地区内に事業場を有すること。

#### (加 入)

第9条 組合員たる資格を有する者は、本組合の承諾を得て、本組合に加入することができる。

2 本組合は、加入の申込みがあったときは、理事会においてその諾否を決する。

#### (加入者の出資払込み)

第10条 前条の承諾を得た者は、遅滞なく、その引き受けようとする出資の全額の払込みをしなければならない。ただし、持分の全部又は一部を承継することによる場合は、この限りでない。

#### (相続加入)

第11条 死亡した組合員の相続人で組合員たる資格を有する者の1人が相続開始後90日以内に加入の申出をしたときは、前2条の規定にかかわらず、相続開始のときに組合員になったものとみなす。

2 前項の規定により加入の申出をしようとする者は、他の相続人の同意書を提出しなければならない。

(自由脱退)

第12条 組合員は、あらかじめ本組合に通知したうえで、事業年度の終わりにおいて、脱退することができる。

2 前項の通知は、事業年度の末日の90日前までに、その旨を記載した書面で行わなければならない。

(除名)

第13条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員を総会の議決により除名することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対しその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 長期間にわたって本組合の事業を利用しない組合員
- (2) 出資の払込み、経費の支払いその他本組合に対する義務を怠った組合員
- (3) 本組合の事業を妨げ、又は妨げようとした組合員
- (4) 本組合の事業の利用について不正の行為をした組合員
- (5) 犯罪その他信用を失う行為をした組合員

(脱退者の持分の払戻)

第14条 組合員が脱退したときは、組合員の本組合に対する出資額（本組合の財産が出資の総額より減少したときは、当該出資額から当該減少額を各組合員の出資額に応じて減額した額）を限度として持分を払い戻すものとする。ただし、除名による場合は、その半額とする。

(使用料又は手数料)

第15条 本組合は、その行う事業について使用料又は手数料を徴収することができる。

2 前項の使用料又は手数料は、総会で定める額又は率を限度として、理事会で定める。

(経費の賦課)

第16条 本組合は、その行う事業の費用（使用料又は手数料をもって充てるべきものを除く。）に充てるため、組合員に経費を賦課することができる。

2 前項の経費の額、その徴収の時期及び方法その他必要な事項は、総会において定める。

(出資口数の減少)

第17条 組合員は、次の各号の一に該当するときは、事業年度の終わりにおいて、その出資口数の減少を請求することができる。

- (1) 事業を休止したとき。
  - (2) 事業の一部を廃止したとき。
  - (3) その他特にやむを得ない理由があるとき。
- 2 本組合は、前項の請求があったときは、理事会において、その諾否を決する。
- 3 出資口数の減少については、第14条の規定を準用する。

(組合員名簿の作成、備置き及び閲覧等)

第18条 本組合は、組合員名簿を作成し、各組合員について次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 氏名又は名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名並びに資本金の額又は出資の総額及び常時使用する従業員の数）及び住所又は居所
  - (2) 加入の年月日
  - (3) 出資口数及び金額並びにその払込みの年月日
- 2 本組合は、組合員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。
- 3 組合員及び本組合の債権者は、本組合に対して、その業務取扱時間内は、いつでも、組合員名簿の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。
- 4 組合員は、次の各号の一に該当するときは、1週間以内に本組合に届け出なければならない。
- (1) 氏名及び名称（法人組合員にあっては、名称及びその代表者名）又は事業を行う場所を変更したとき。
  - (2) 事業の全部又は一部を休止し、若しくは廃止したとき。
  - (3) 資本金の額又は出資の総額が3億円を超え、かつ、常時使用する従業員の数が300人を超えたとき。

(過怠金)

第19条 本組合は、次の各号の一に該当する組合員に対し、総会の議決により、過怠金を課することができる。この場合において、本組合は、その総会の会日の10日前までに、その組合員に対してその旨を通知し、かつ、総会において、弁明する機会を与えるものとする。

- (1) 第13条第2号から第4号までに掲げる行為のあった組合員
- (2) 前条第4項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした組合員

(延滞金)

第20条 本組合は、組合員が使用料、手数料、経費、過怠金その他本組合に対する債務を履行しないときは、履行の期限の到来した日の翌日から履行の日まで年15パーセントの割合で延滞金を徴収することができる。

(会計帳簿等の閲覧等)

第21条 組合員は、総組合員の100分の3以上の同意を得て、本組合に対して、その業務取扱時間内はいつでも、会計帳簿又はこれに関する資料（電磁的記録に記録された事項を表示したものを含む。）の閲覧又は謄写の請求をすることができる。この場合においては、本組合は、正当な理由がないのにこれを拒むことができない。

## 第4章 出資及び持分

(出資1口の金額)

第22条 出資1口の金額は、1万円とする。

(出資の払込み)

第23条 出資は、一時に全額を払い込まなければならない。

(持分)

第24条 組合員の持分は、本組合の財産につき、その出資口数に応じて算定する。

2 持分の算定にあたっては、100円未満の端数は切り捨てるものとする。

## 第5章 役員、顧問、相談役及び職員

(役員の数)

第25条 役員の数、次のとおりとする。

(1) 理事 10人以上13人以内

(2) 監事 1人又は2人

(役員の任期)

第26条 理事及び監事の任期は、2年又は任期中の第2回目の通常総会の終結時までのいずれか短い期間とする。ただし、就任後第2回目の通常総会が2年を過ぎて開催される場合にはその総会の終結時まで任期を伸長する。

2 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため選出された役員の任期は、現任者の残任期間とする。

3 理事又は監事の全員が任期満了前に退任した場合において、新たに選出された役員の任期は、第1項に規定する任期とする。

4 任期の満了又は辞任によって退任した役員は、その退任により、前条に定めた理事又は監事の定数の下限の員数を欠くこととなった場合には、新たに選出された役員が就任するまでなお役員としての職務を行う。

(員外役員)

第27条 役員のうち、組合員又は組合員たる法人の役員でない者は、理事については2人、監事については1人を超えることができない。

(理事長、副理事長及び専務理事の選出)

第28条 理事のうち1人を理事長、2人を副理事長、1人を専務理事とし、理事会において選出する。

(代表理事の職務等)

第29条 理事長を代表理事とする。

2 理事長は、本組合の業務に関する一切の裁判上又は裁判外の行為をする権限を有し、本組合を代表し、本組合の業務を執行する。

3 任期の満了又は辞任により退任した理事長は、新たに選出された理事長が就任するまで、なお理事長としての権利義務を有する。

4 本組合は、理事長その他の代理人が、その職務を行う際、他人に加えた損害を賠償する責任を有する。

5 理事長の代表権に加えた制限は、善意の第三者に対抗できない。

6 理事長は、総会の議決によって禁止されないときに限り特定の行為の代理を他人に委任することができる。

7 本組合は、代表理事以外の理事に副理事長その他組合を代表する権限を有するものと認められる名称を付した場合には、当該理事がした行為について、善意の第三者に対してその責任を負う。

(監事の職務)

第30条 監事は、いつでも、会計の帳簿及び書類の閲覧若しくは謄写をし、又は理事及び職員に対して会計に関する報告を求めることができる。

2 監事は、その職務を行うため特に必要があるときは、本組合の業務及び財産の状況を調査することができる。

(理事の忠実義務)

第31条 理事は、法令、この定款及び規約の定め並びに総会の決議を遵守し、本組合のため忠実にその職務を遂行しなければならない。

(役員選挙)

第32条 役員は、総会において選挙する。

2 役員選挙は、無記名投票によって行う。

3 有効投票の多数を得た者を当選人とする。ただし、得票数が同じであるときは、くじで当選人を定める。また、当選人が辞退したときは、次点者をもって当選人とする。

4 第2項の規定にかかわらず、役員選挙は、出席者全員の同意があるときは、指名推選の方法によって行うことができる。

5 指名推選の方法により役員選挙を行う場合における被指名人の選定は、その総会において選出された選考委員が行う。

6 選考委員が被指名人を決定したときは、その被指名人をもって当選とするかどうかを総会に諮り、出席者の全員の同意があった者をもって当選人とする。

7 一の選挙をもって2人以上の理事又は監事を選挙する場合においては、被指名人を区分して前項の規定を適用してはならない。

(役員報酬)

第33条 役員に対する報酬は、理事と監事を区分して総会において定める。

(顧問及び相談役)

第34条 本組合に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問は、学識経験のある者のうちから、相談役は、本組合に功労のある者のうちから、理事会の議決を経て理事長が委嘱する。

(参事及び会計主任)

第35条 本組合に、参事及び会計主任を置くことができる。

2 参事及び会計主任の選任及び解任は、理事会において議決する。

3 組合員は、総組合員の10分の1以上の同意を得て本組合に対し、参事又は会計主任の解任を請求することができる。

(職員)

第36条 本組合に、参事及び会計主任のほか、職員を置くことができる。

## 第6章 総会、理事会及び委員会

(総会の招集)

第37条 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

2 通常総会は、毎事業年度終了後2月以内に、臨時総会は、必要があるときはいつでも、理事会の議決を経て、理事長が招集する。

(総会招集の手続)

第38条 総会の招集は、会日の10日前までに到達するように、会議の目的である事項及びその内容並びに日時及び場所を記載した書面を各組合員に発してするものとする。また、通常総会の招集に際しては、決算関係書類、事業報告書及び監査報告を併せて提供するものとする。

2 前項の書面をもってする総会招集通知の発出は、組合員名簿に記載したその者の住所（その者が別に通知を受ける場所を本組合に通知したときはその場所）にあてて行う。

3 第1項の規定による書面をもってする総会招集通知は、通常到達すべきであったときに到達したものとみなす。

4 本組合は、希望する組合員に対しては、第1項の規定による総会招集通知並びに決算関係書類、事業報告書及び監査報告の提供を電磁的方法により行うことができる。

5 前項の通知については、第2項及び第3項の規定を準用する。この場合において、第2項中「総会招集通知の発出は」とあるのは「総会招集通知の電子メールによる発出は」と、同項中「住所」とあるのは「住所（電子メールアドレスを含む。）」と読み替えるものとする。

6 電磁的方法について必要な事項は、規約で定める。（以下、第39条、第40条、第47条及び第48条において同じ。）

7 第1項の規定にかかわらず、本組合は、組合員全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく総会を開催することができる。

(臨時総会の招集請求)

第39条 総組合員の5分の1以上の同意を得て臨時総会の招集を請求しようとする組合員は会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面を理事会に提出するものとする。

2 組合員は、前項の規定による書面の提出に代えて、電磁的方法によりこれを提出することができる。

(書面又は代理人による議決権又は選挙権の行使)

第40条 組合員は、第38条第1項の規定により、あらかじめ通知のあった事項につき、書面又は代理人をもって議決権又は選挙権を行使することができる。この場合は、その組合員の親族若しくは常時使用する使用人又は他の組合員でなければ代理人となることができない。

2 代理人が代理することができる組合員の数は、1人とする。

3 組合員は、第1項の規定による書面をもってする議決権の行使に代えて、議決権を電磁的方法により行うことができる。

4 代理人は、代理権を証する書面を本組合に提出しなければならない。この場合において、電磁的方法により議決権を行うときは、書面の提出に代えて、代理権を電磁的方法により証明することができる。

(総会の議事)

第41条 総会の議事は、中小企業等協同組合法（以下「法」という。）に特別の定めがある場合を除き、総組合員の半数以上が出席し、その議決権の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会の議長)

第42条 総会の議長は、総会ごとに、出席した組合員のうちから選任する。

(緊急議案)

第43条 総会においては、総組合員の半数以上の組合員（書面又は代理人により

議決権又は選挙権を行使する者を除く。）が出席し、かつ、その3分の2以上の同意を得たときに限り、第38条第1項の規定により、あらかじめ通知のあった事項以外の事項についても議案とすることができる。

(総会の議決事項)

第44条 総会においては、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 借入金残高の最高限度

(2) その他理事会において必要と認める事項

(総会の議事録)

第45条 総会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 出席理事・監事の数及びその出席方法
- (4) 組合員数及び出席者数並びにその出席方法
- (5) 出席理事の氏名
- (6) 出席監事の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数）
- (10) 監事が、総会において監事の選任、解任若しくは辞任について述べた意見又は総会において述べた監事の報酬等についての意見の内容の概要
- (11) 監事が報告した会計に関する議案又は決算関係書類に関する調査の結果の内容の概要

（理事会の招集権者）

第46条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、副理事長が、理事長及び副理事長がともに事故又は欠員のときは、専務理事が、理事長、副理事長及び専務理事がともに事故又は欠員のときは、あらかじめ理事会において定めた順位に従い、他の理事が招集する。

3 理事長以外の理事は、招集権者に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。

4 前項の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事は、理事会を招集することができる。

（理事会招集の手続）

第47条 理事長は、理事会の日の1週間前までに、各理事に対してその通知を発ししなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

3 本組合は、希望する理事に対しては、第1項の規定による理事会招集通知を電磁的方法により行うことができる。

4 前項の通知については、総会招集の手続に準ずるものとする。

（理事会の決議）

第48条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数で決する。

2 前項の決議について特別の利害関係を有する理事は、議決に加わることができない。

3 理事は、書面又は電磁的方法により理事会の議決に加わることができる。

4 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）

の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

5 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知したときは、当該事項を理事会へ報告することを要しない。

（理事会の議決事項）

第49条 理事会は、法又はこの定款で定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 総会に提出する議案

(2) その他業務の執行に関する事項で理事会が必要と認める事項

（理事会の議長及び議事録）

第50条 理事会においては、理事長がその議長となる。

2 理事会の議事録は、書面又は電磁的記録をもって作成し、出席した理事及び監事は、これに署名し、又は記名押印するものとし、電磁的記録をもって作成した場合には、出席した理事及び監事は、これに電子署名を付するものとする。

3 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 招集年月日
- (2) 開催日時及び場所
- (3) 理事・監事の数及び出席理事・監事の数並びにその出席方法
- (4) 出席理事の氏名
- (5) 出席監事の氏名
- (6) 出席組合員の氏名
- (7) 議長の氏名
- (8) 決議事項に特別の利害関係を有する理事の氏名
- (9) 議事の経過の要領及びその結果（議案別の議決の結果、可決、否決の別及び賛否の議決権数並びに賛成した理事の氏名及び反対した理事の氏名）
- (10) 理事会の招集を請求し出席した組合員の意見の内容の概要
- (11) 本組合と取引をした理事の報告の内容の概要
- (12) その他（理事会が次に掲げるいずれかのものに該当するときは、その旨）

① 招集権者以外の理事による招集権者に対する理事会の招集請求による理事の請求を受けて招集されたものである場合

② ①の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした理事が招集したものである場合

③ 組合員の請求を受けて招集されたものである場合

④ ③の請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした組合員が招集したものである場合

4 次の各号に掲げる場合の理事会の議事録は、当該各号に定める事項を内容とするものとする。

(1) 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき理事（当該事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をし、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなした場合には、次に掲げる事項

① 理事会の決議があったものとみなされた事項の内容

② ①の事項の提案をした理事の氏名

③ 理事会の決議があったものとみなされた日

④ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(2) 理事が理事の全員に対して理事会に報告すべき事項を通知し、当該事項を理事会へ報告することを要しないものとした場合には、次に掲げる事項

① 理事会への報告を要しないものとされた事項の内容

② 理事会への報告を要しないものとされた日

③ 議事録の作成に係る職務を行った理事の氏名

(委員会)

第51条 本組合は、その事業の執行に関し、理事会の諮問機関として、委員会を置くことができる。

2 委員会の種類、組織及び運営に関する事項は、規約で定める。

## 第7章 賛助会員

(賛助会員)

第52条 本組合は、本組合の趣旨に賛同し、本組合の事業の円滑な実施に協力しようとする者を賛助会員とすることができる。ただし、賛助会員は、本組合において、法に定める組合員には該当しないものとする。

2 賛助会員について必要な事項は、規約で定める。

## 第8章 会計

(事業年度)

第53条 本組合の事業年度は、毎年1月1日に始まり、同年12月31日に終わるものとする。

(利益準備金)

第54条 本組合は、出資総額の2分の1に相当する金額に達するまでは、当期純利益金額（前期繰越損失がある場合には、これをてん補した後の金額。以下、第56条及び第57条において同じ。）の10分の1以上を利益準備金として積み立てるものとする。

2 前項の準備金は、損失のてん補に充てる場合を除いては、取り崩さない。

(資本剰余金)

第55条 本組合は、出資金減少差益（第14条ただし書の規定によって払戻をしない金額を含む。）をその他資本剰余金として積み立てるものとする。

(特別積立金)

第56条 本組合は、当期純利益金額の10分の1以上を特別積立金として積み立てるものとする。

2 前項の積立金は、損失のてん補に充てるものとする。ただし、出資総額に相当する金額を超える部分については、損失がない場合に限り、総会の議決により損失のてん補以外の支出に充てることことができる。

(教育情報費用繰越金)

第57条 本組合は、第7条第1項第3号の事業（教育情報事業）の費用に充てるため、当期純利益金額の20分の1以上を翌事業年度に繰越すものとする。

(配当又は繰越し)

第58条 当期純利益金額に前期繰越剰余金又は前期繰越損失金を加減した当期末処分剰余金から、第54条の規定による利益準備金、第56条の規定による特別積立金及び前条の規定による教育情報費用繰越金を控除してなお剰余があるときは、総会の議決により他の組合積立金として積み立て、又は、組合員に配当し、なお剰余があるときは、翌事業年度に繰越すものとする。

(配当の方法)

第59条 前条の配当は、総会の議決を経て、事業年度末における組合員の出資額、若しくは組合員がその事業年度において本組合の事業を利用した分量に応じてし、又は事業年度末における組合員の出資額及び組合員がその事業年度において組合の事業を利用した分量に応じてするものとする。

2 事業年度末における組合員の出資額に応じてする配当は、年1割を超えないものとする。

3 配当金の計算については、第24条第2項の規定を準用する。

(損失金の処理)

第60条 損失金のてん補は、組合積立金、利益準備金、その他資本剰余金の順序に従ってするものとする。

#### 東京都造園建設業協同組合定款

昭和39年2月19日	制 定
昭和40年2月24日	一部改正
昭和42年2月26日	一部改正
昭和47年5月1日	一部改正
昭和49年3月28日	一部改正
昭和50年3月11日	一部改正
昭和57年7月22日	一部改正
昭和62年3月25日	一部改正
平成2年3月16日	全文変更
平成7年3月22日	一部改正
平成15年2月25日	一部改正
平成18年2月24日	全文変更
平成22年2月26日	全文変更
平成24年2月21日	一部改正

## 共同受注事業規約

(目 的)

第1条 この規約は、本組合が定款第7条第1号に掲げる事業（以下「共同受注事業」という。）を行うために必要な事項を定め、もって共同受注事業の円滑な運営を図ることを目的とする。

(共同受注の対象工事)

第2条 本組合は、次に掲げるものを共同受注事業の対象とする。

- (1) 1件十万元以上の受注金額となる造園工事及び土木工事
- (2) 1件十万元以上の受注金額となる庭園、公園緑地、運動広場等の管理業務
- (3) 1件十万元以上の受注金額となる前各号に関するコンサルタント業務
- (4) 前各号に定める事業に付帯する業務

(工事の施工監理主体等)

第3条 共同受注事業に係る工事の施工監理主体は組合とする。

(理事及び施工担当組合員の責任)

第4条 理事及び第6条第1項第3号に定める施工担当組合員は、共同受注事業に係る工事に関し、連帯して責任を負わなければならない。

(入札参加の決定)

第5条 本組合は、共同受注の入札に参加しようとするときは、その見積価額が十万円未満の場合を除き、共同受注委員会の議を経て理事会に諮り全員の合意により、入札参加の可否を決定する。

(工事施工能力についての格付等)

第6条 本組合は、共同受注事業を実施する場合は、次の各号に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 組合員の工事施工能力についての格付評価
  - (2) 入札参加見積予算
  - (3) 工事の施工を分担して担当する組合員（以下「施工担当組合員」という。）並びに分担工事の価額（第13条第2項に掲げる場合を含む。）
  - (4) その他実施に必要な事項
- 2 前項に掲げる各号の事項は、共同受注委員会の議を経て理事会において決定する。

(施工担当組合員及び分担工事の決定)

第7条 本組合は、共同受注契約を締結したときは、すみやかに当該工事の施工担当組合員及び分担工事の価額を決定しなければならない。

- 2 前項の決定は、別に定める施工担当組合員選定基準に基づき、共同受注委員会の議を経て理事会が行う。
- 3 本組合は、第1項の施工担当組合員を決定した後、工事施工担当確認書を作成し、かつ下請契約を締結しなければならない。
- 4 組合員は、第1項の施工担当の決定があったときは、特別の事情がある場合を除き、これを拒むことはできない。

- 5 組合員は、施工担当の決定を受けたときは、仕様その他定められた条件のもとに誠実にこれを履行しなければならない。
- 6 本組合は、発注者の契約内容に変更が生じたときは、第1項の決定を変更することができる。この場合においては前各項の規定を準用する。

#### (現場代理人)

- 第8条 本組合は、共同受注事業に係る工事施工現場ごとに現場代理人を置く。
- 2 現場代理人は、理事長が委嘱する。
  - 3 現場代理人は、発注者及び監督諸機関との連絡並びに工事施工現場の指揮監督に当たる。

#### (工事施工現場の組織及び分掌業務等)

- 第9条 工事施工現場の組織及び分掌業務は、別に定める。
- 2 施工現場における業務の担当者は、共同受注委員会の議を経て現場代理人が委嘱する。
  - 3 業務の各担当者は相互に緊密な連絡を保ち、工事が円滑に遂行できるように努めなければならない。

#### (組合の技術職員の職務等)

第10条 組合の技術職員は、共同受注に係る工事の施工現場において、施工担当組合員及び現場代理人との密接な連絡のもとに、主任技術者として技術上の総合的な監督指導に当たらなければならない。

#### (施工担当組合員相互間の責任の分担)

- 第11条 施工担当組合員がその分担施工した工事に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該施工担当組合員がこれを負担するものとする。
- 2 施工担当組合員が他の施工担当組合員に損害を与えた場合は、その責任につき関係組合員が協議するものとする。
  - 3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、共同受注委員会の決定に従うものとする。
  - 4 前3項の規定は、いかなる意味においても第3条に規定する本組合の工事請負契約の主体としての責任を免れるものではない。

#### (権利義務の譲渡の制限)

第12条 この規約に基づく権利義務は、他人に譲渡することができない。

#### (工事途中における組合員の脱退)

- 第13条 施工担当組合員のうち工事途中において脱退した者がある場合には、他の施工担当組合員が代わって当該工事を分担施工する。
- 2 前項において工事の完成が困難な場合には、他の組合員に当該工事の施工を担当させることができる。
  - 3 前項の施工担当組合員の決定に当たっては、第7条の規定を準用する。

#### (組合を脱退する組合員の責任)

- 第14条 施工担当組合員は、組合を脱退した後においても当該工事に関し、連帯して責任を負わなければならない。
- 2 前項の責任については、第11条の規定を準用する。

#### (引継後の瑕疵担保責任)

- 第15条 各施工担当組合員は、受注した工事が完成し、発注者に引渡した後においても、当該工事につき瑕疵があったときは、連帯してその責任を負わなければならない。
- 2 前項の施工担当組合員には、前条の脱退した組合員を含むものとする。
  - 3 第1項の責任については、第11条の規定を準用する。

#### (誓約書の提出)

第16条 施工担当組合員は、第11条、第14条及び第15条第1項に定める責任について、組合に誓約書を提出しなければならない。

#### (検査等)

- 第17条 本組合は、工事検査要領に基づき、工事請負契約に定められた仕様に合致しているかどうか検査するものとする。
- 2 本組合は、工事の施工に当たって必要があるときは、施工担当組合員の施工方法、使用資材及び機器等について検査することが出来る。
  - 3 施工担当組合員は、前項の検査に関し虚偽の報告をし、忌避し、又は妨げてはならない。
  - 4 施工担当組合員は、第1項及び第2項の検査に基づき、共同受注委員会の議を経て理事長から所要の措置を講ずるよう通知されたときは、誠実にこれを履行しなければならない。

#### (分担施工工事代金の支払)

- 第18条 本組合は、施工担当組合員に対して、理事会の定めるところにより、分担施工した工事の代金を支払うものとする。
- 2 施工担当組合員に対する前項の代金の支払は、本組合が代金を受領した日から5日以内に支払うものとする。

#### (共通の分担及び徴収)

- 第19条 本工事の施工に関する共通の経費等については、分担施工した工事価額の割合により共同受注委員会において、各施工担当組合員の分担額を決定するものとする。
- 2 本組合は、前項の金額を前条の代金から控除するものとする。

#### (事業利用の拒否等)

第20条 本組合は、共同受注に関して本規約に違反又は本事業の円滑な運用を妨げた組合員に対し、理事会の議決により一定期間本事業の利用を拒むことができる。

(規約に定めのない事項の措置)

第21条 この規約に定めのない事項については、理事会で決定する。

附 則

この規約は、平成19年2月22日から施行する。

## 共同受注委員会規約

(目 的)

第1条 本組合は、定款第7条第1号の事業（以下「共同受注事業」という。）の円滑な運営を図るため共同受注委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、理事会の諮問に応じ、又は、共同受注事業規約に定める事項について、理事会に意見を具申する。

(委 員)

第2条 委員の定数は5人とし、本組合の役員、組合員及び学識経験のある者のうちから理事会の議を経て理事長が委嘱する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

3 第1項に定める委員の定数を欠くこととなった場合は、すみやかに補充しなければならない。

4 補欠(定数の増加に伴う場合の補充を含む。)のため委嘱された委員の任期は、第3項の規定にかかわらず現任者の残任期間とする。

(委 員 会)

第3条 委員会に委員長1人、副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員会において互選する。

3 委員長は委員会の会務を総理し、委員会の議長となる。

4 議長は、委員として委員会の議決に加わる権利を有しない。

5 委員長に事故があるときは、副委員長がその職務を代理し、又は代行する。

(委員会の招集)

第4条 委員会は、理事長の要請のあったとき、その他必要に応じて委員長が招集する。

(委員会の議事)

第5条 委員会の議事は、委員の過半数が出席し、その全員の合意により決するものとする。

(委員の秘密保持義務)

第6条 委員は、その職務に関して知り得た秘密を洩らしてはならない。

(特別利害関係ある委員の議決参加)

第7条 委員会の議決につき、特別の利害関係を有する委員は、その議決に参加することができない。

2 前項の規定により議決に参加することができない委員の数は、第5条の委員の数に算入しない。

(委員会の議事録)

第8条 委員会の議事録は、議長及び出席した委員が作成し、これに署名するものとする。

2 前項の議事録には、少なくとも次に掲げる事項を記載しなければならない。

(1) 開催の日時及び場所

(2) 委員数及び出席した委員数

(3) 議事の経過の要領

(4) 議案別の議決の結果

(規定に定めのない事項の措置)

第9条 この規約に定めのない事項については、理事会において決定する。

附 則

この規約は、平成19年2月22日から施行する。

## 編集後記

東京都造園建設業協同組合は平成26年2月に東京都造園建設工業組合設立より60周年を迎えました。遅ればせながら、高橋一輔理事長より記念誌編集委員長の命を受け、平成28年8月22日に第1回「創立60周年記念誌編集委員会」を開催し記念誌発行にむけてのキックオフを行いました。

記念誌の発行にあたり、本を真面目に読むのも嫌いな人間ですので、何から始めて良いのか、また当組合に記念誌を発行するための財力があるのか、ということから考えなければなりません。なんとか資金面の都合が着きそうになったので、弊社に貯蔵されていた25周年記念誌の「緑の東京史」と40周年記念史の「続緑の東京史」を引っ張り出し、見比べながら60周年記念誌の項目立てを行い、第1回の編集委員会が開催できるよう準備を行いました。

記念誌の編集に当たり、この20年を振り返ってみますと、昭和から平成にかけて造園業界を力強く引っ張っていただいた多くの有名な社長さん達がお亡くなりになられ、1つの時代の節目を感じられずにいられませんでした。

元国土交通省大臣官房審議官の舟引敏明先生に、「公園緑地における諸制度の変遷」について、ご執筆して頂いてから既に半年以上経過してしまい、理事長はじめ公益社団法人 東京都公園協会の皆様や、東京都造園建設業協同組合員の皆様に60周年記念誌がいつ発行されるのかやきもきされているのではないだろうか、と思いながらこの編集後記を書かいております。

編集委員会の中で、私がこの20年間の「東京の公園緑地の変遷」を書くようになっていったのですが、文才も造園に対する技術や知識も乏しい中、困っていたところ公益社団法人東京都公園協会の前常務理事 上杉俊和様にご尽力を頂き、今回の表紙の件からご執筆の依頼まで積極的にご協力をいただきました。

最近、北朝鮮問題が毎日報道されておりますが、3年後に迫りました2020年の東京オリンピック・パラリンピックが成功裏に終わり、造園業界が益々発展していくことを願っております。

最後になりますが、ご執筆頂きました皆様、創立60周年記念誌編集委員会の委員の皆様、施工事例をご提供頂きました東京都造園建設業協同組合員の皆様に対しまして厚く御礼申し上げます。

平成29年4月 鈴木 義人

## 60年のあゆみ 「緑の東京史」(Ⅲ)

東京都造園建設業協同組合 創立60周年記念誌

編集 創立60周年記念誌編集委員会

委員長 鈴木 義人

委員 和田 新也、加勢 充晴、卯之原 昇、田丸 敬三

竹嶋 正實

制作 株式会社ランド 矢部正治

発行日 平成29年5月

発行 東京都造園建設業協同組合

Tokyo Landscape Contractors Co-operative Society

〒150-0041 東京都渋谷区神南1-20-11 造園会館

TEL: 03-3496-2611 FAX: 03-3462-2805

URL: <http://www.tza.jp>

芝公園内瀑布設計圖

